

平成 16 年度

女性雇用管理基本調査

結果報告書

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

は し が き

本報告書は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的として平成16年10月に実施した「平成16年度女性雇用管理基本調査」の結果を取りまとめたものです。

平成9年には、男女雇用機会均等法が改正され、それまで事業主の努力義務であった母性健康管理措置が義務化されるとともに、労働基準法においては、多胎妊娠の場合の産前休業が10週間から14週間に延長され、いずれも平成10年4月から施行されています。

平成16年度においては、改正法施行後の母性健康管理措置の実施状況等を中心に把握することを目的として調査を実施しました。

今回は、平成9年に行われた法改正後、初の調査となります。

本調査が、労使、関係機関を始め女性の労働問題に関心を持たれる方々のご参考になれば幸いです。

調査の実施に当たり、多大なご協力をいただいた各事業所の皆様に対し、深く感謝する次第であります。

平成17年12月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
北 井 久 美 子

目 次

第1章 調査の概要	1
第2章 調査結果の概要	7
1 労働基準法に基づく母性保護制度等の規定状況	7
(1) 産前産後休業	7
(2) 育児時間	8
(3) 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置	9
2 労働基準法に基づく母性保護制度等の利用状況	9
(1) 産前産後休業の取得	9
(2) 産後休業取得者の配置	10
(3) 育児時間の請求	11
(4) 生理休暇の請求	12
3 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の規定状況	12
(1) 妊産婦の通院休暇制度	12
(2) 妊娠中の通勤緩和の措置	12
(3) 妊娠中の休憩に関する措置	13
(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置	13
(5) 母性健康管理措置の申請時に必要な書類	14
4 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の利用状況	15
(1) 妊産婦の通院休暇制度の請求	15
(2) 妊娠中の通勤緩和の措置の請求	15
(3) 妊娠中の休憩に関する措置の請求	15
(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求	15
(5) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用状況	16
5 産前産後休業取得等による不就業期間の取扱い	16
(1) 産前産後休業	16
(2) 育児時間	17
(3) 妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業	17

6	妊産婦からの健康管理に関する相談体制	18
(1)	妊産婦からの相談担当者	18
(2)	事業主が相談する者又は機関	19
7	仕事と育児の両立に関する事項	19
(1)	育児休業取得者の状況	19
(2)	育児のための勤務時間の短縮等の措置の導入状況	20
(3)	子の看護休暇制度の導入状況	21
第3章 付属統計表		23
○	平成16年度女性雇用管理基本調査票	67

第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成16年度は、労働基準法の母性保護及び男女雇用機会均等法の妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に加え、仕事と育児の両立に関する事項についても併せて調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、一部離島等を除く。

(2) 産業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。

イ 鉱業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 情報通信業

ヘ 運輸業

ト 卸売・小売業

チ 金融・保険業

リ 不動産業

ヌ 飲食店、宿泊業

ル 医療、福祉

ヲ 教育、学習支援業（学校教育を除く）

ワ 複合サービス業

カ サービス業（他に分類されないもの）（家事サービス業、外国公務を除く）

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、本社において常用労働者を5人以上雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した10,089事業所とした。

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 事業所の属性に関する事項

- イ 事業所の名称及び所在地
- ロ 主な事業内容又は主要製品
- ハ 労働者数
- ニ 労働組合の有無

(2) 母性保護制度の内容に関する事項

- イ 産前産後休業
- ロ 育児時間
- ハ 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置

(3) 母性健康管理措置の内容に関する事項

- イ 母性健康管理措置の規定
- ロ 賃金の有無
- ハ 母性健康管理措置の申請時に必要な書類

(4) 母性保護制度等実施状況に関する事項

- イ 出産予定者、出産者の有無、妊娠・出産による退職者の有無
- ロ 産前産後休業取得者数及び休業日数
- ハ 産前・産後休業終了後、育児休業を取得せずに直ちに職場復帰した休業取得者の配置状況
- ニ 育児時間請求者
- ホ 生理日の就業が著しく困難な女性の休暇の請求状況

(5) 母性健康管理措置実施状況に関する事項

- イ 妊娠中及び出産後の健康管理に関する制度の利用状況
- ロ 妊産婦の健康管理に関する相談体制
- ニ 昇進・昇格の決定等に関して、産前産後休業、妊娠中又は出産後の症状等に対応する休暇、育児時間及び生理休暇を取得したことによる不就業期間の取扱い

(6) 仕事と育児の両立に関する事項

- イ 出産者数及び育児休業を開始した者の数
- ロ 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及びその内容
- ハ 子の看護のための休暇の措置の制度の有無

4 調査の対象期日

原則として、平成16年10月1日現在とした。

育児休業を開始した者の数については、平成15年4月1日～平成16年3月31日までに出産した者又は配偶者が出産した者のうち平成15年4月1日～平成16年10月1日までの状況とした。

5 調査の実施期間

平成 16 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までとした。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局——都道府県労働局雇用均等室——事業所

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成 16 年度女性雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

都道府県労働局雇用均等室経由の自計式郵送調査の方法により行った。

8 集計方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局において集計した。有効回収率は 77.0%であった。

9 調査対象事業所の抽出

平成 13 年事業所・企業統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

目標精度は、産業大分類（製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業については中分類）の規模別に設定し、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ事業所数の全事業所に対する割合が 50%のときの標準誤差が 5%以内になるように設定した。

$$V^2 = \frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{P(1 - P)}{n}$$

V = 標準誤差
 N = 母集団事業所数
 n = 調査対象事業所数
 P = 特定の属性を持つ事業所の割合

なお、産業、規模ごとの抽出率は別表のとおりである。

10 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M. A. (Multiple Answer の略) の表示のある統計表は、複数回答であるから百分比は合計しても必ずしも 100 とはならない。

【別表】

規模別調査事業所抽出率一覧表

産業	規模	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人	5～ 29人
D	鉱業	1/1	1/1	1/3	1/43
E	建設業	1/2	1/24	1/185	1/3532
F	製造業	1/3	1/12	1/35	1/250
	9・10 食料品・飲料・たばこ・飼料	1/2	1/30	1/84	1/445
	11・12 繊維・衣服・その他の繊維製品	1/1	1/8	1/41	1/333
	13・14 木材・木製品・家具・装備品	1/1	1/4	1/18	1/244
	15 パルプ・紙・紙加工品	1/1	1/6	1/19	1/113
	16 印刷・同関連産業	1/1	1/6	1/30	1/281
	17・18 化学工業・石油製品・石炭製品	1/2	1/12	1/24	1/98
	20・21 ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	1/1	1/3	1/10	1/77
	22 窯業・土石製品	1/1	1/5	1/24	1/221
	23・24 鉄鋼業・非鉄金属	1/2	1/7	1/19	1/112
	25 金属製品	1/1	1/10	1/47	1/456
	26 一般機械器具	1/3	1/17	1/54	1/443
	27・28・29 電気機械器具、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業	1/7	1/30	1/68	1/308
	30 輸送用機械器具	1/4	1/14	1/32	1/170
	31 精密機械器具	1/1	1/5	1/12	1/78
	19・32 その他(プラスチック製品製造業、その他)	1/1	1/11	1/42	1/346
G	電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/7	1/10	1/29
H	情報通信業	1/4	1/28	1/70	1/463
I	運輸業	1/3	1/52	1/234	1/1094
J	卸売・小売業	1/3	1/48	1/272	1/4248
	49～54 卸売業	1/4	1/38	1/220	1/3118
	55～60 小売業	1/2	1/58	1/324	1/5377
K	金融・保険業	1/2	1/18	1/105	1/948
L	不動産業	1/2	1/5	1/21	1/406
M	飲食店、宿泊業	1/1	1/8	1/120	1/1232
	70・71 飲食店	1/1	1/5	1/199	1/2090
	72 宿泊業	1/1	1/12	1/39	1/357
N	医療、福祉	1/5	1/55	1/163	1/1026
O	教育、学習支援業(学校教育を除く)	1/2	1/14	1/69	1/574
P	複合サービス業	1/1	1/5	1/22	1/276
Q	サービス業(他に分類されないもの) (家事サービス業・外国公務を除く)	1/2	1/8	1/25	1/260
	80 専門サービス業	1/2	1/8	1/37	1/551
	81 学術・開発研究機関	1/1	1/4	1/6	1/24
	82 洗濯・理容・美容・浴場業	1/1	1/3	1/25	1/530
	83 その他の生活関連サービス業	1/1	1/4	1/19	1/281
	84 娯楽業	1/1	1/8	1/69	1/486
	85 廃棄物処理業	0	1/2	1/13	1/143
	86 自動車整備業	1/1	1/1	1/6	1/252
	87 機械等修理業	1/1	1/3	1/14	1/156
	88 物品賃貸業	1/1	1/2	1/14	1/286
	89 広告業	1/1	1/2	1/8	1/102
	90 その他の事業サービス業	1/5	1/42	1/107	1/521
	91 政治・経済・文化団体	1/1	1/2	1/9	1/155
	92 宗教	1/1	1/1	1/4	1/102
	93 その他のサービス業	0	1/1	1/2	1/11

【 参 考 】

母性健康管理等に関する改正（平成10年4月1日施行）の概要について

1 男女雇用機会均等法（女性の母性健康管理に関する措置）

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保ができるようにすることや、その指導に基づき勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講ずることを事業主に義務づけ

2 労働基準法（産前産後休業等）

多胎妊娠の場合の産前休業期間を10週間から14週間に延長

〔関係法令〕

1. 男女雇用機会均等法

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第22条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第23条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 (略)

〔妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（概要）〕

1 事業主が講ずべき母性健康管理上の措置

(1) 妊娠中の通勤緩和

・医師等から通勤緩和の指導を受けた旨の女性労働者の申出があった場合

- 指導に従い、時差通勤、勤務時間の短縮等の措置を講ずるものとする。
- ・医師等から指導がない場合においても、申出があった場合
- 担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(2) 妊娠中の休憩に関する措置

- ・医師等から休憩に関する措置について指導を受けた旨の女性労働者の申出があった場合
- 指導に従い、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。
- ・医師等から指導がない場合においても、申出があった場合
- 担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

- ・医師等により症状等に関する指導を受けた旨の女性労働者の申出があった場合
- 指導に基づき、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。
- ・医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合
- 担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等により必要な措置を講ずるものとする。

2 その他

(1) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用

- 指導事項の内容の的確な伝達、講ずべき措置の内容が明確化
- 事業主は、「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用に努める。

(2) プライバシーの保護

- 事業主は、女性労働者の症状等に関する情報につき、プライバシーの保護に、特に留意する必要がある。

2. 労働基準法

(産前産後)

- 第65条 使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
- 2 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
- 3 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

第2章 調査結果の概要

1 労働基準法に基づく母性保護制度等の規定状況

(1) 産前産後休業

イ 休業期間

休業期間については、単胎妊娠（以下「単胎」という。）の場合は「法定どおり」（産前6週間産後8週間）とする事業所は95.7%（平成9年度82.6%）、「法律を上回る規定あり」とする事業所は4.0%（同4.5%）となっている。

産業別にみると、「法律を上回る規定あり」とする事業所の割合は、医療、福祉（16.5%）、金融・保険業（13.1%）、教育、学習支援業（11.9%）で高く、事業所規模別にみると、「法律を上回る規定あり」とする事業所割合は、規模が大きくなるほど高くなっている（500人以上規模で27.3%、100～499人規模で11.7%、30～99人規模で6.3%、5～29人規模で3.5%）。

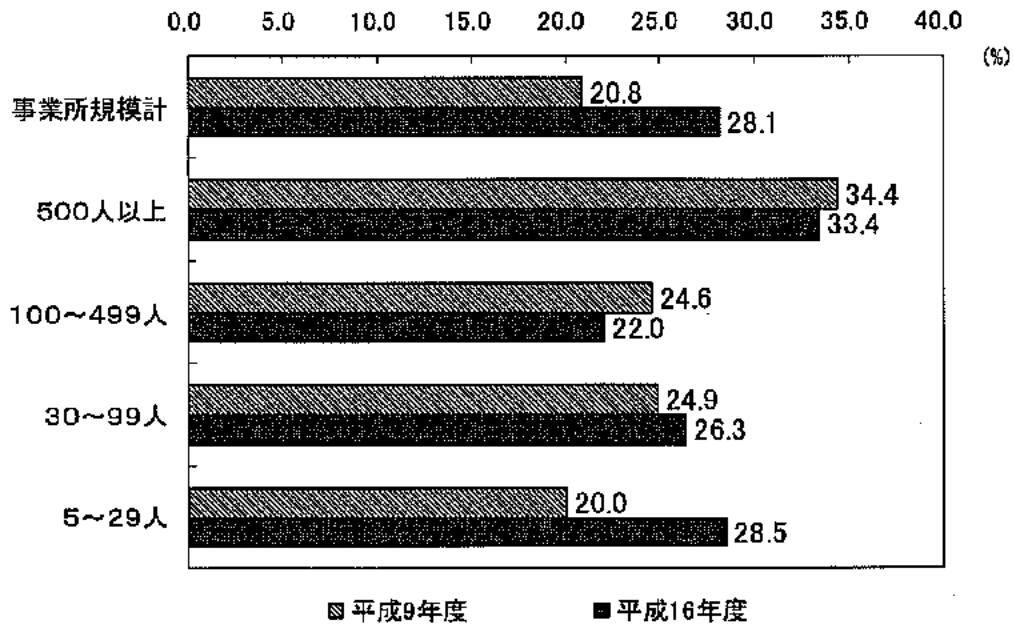
また、多胎妊娠（以下「多胎」という。）の場合は「法定どおり」（産前14週間（注）産後8週間）とする事業所は97.7%（平成9年度86.7%）、「法律を上回る規定あり」とする事業所は2.0%（同1.3%）となっている（付属統計表第1表）。

（注）平成9年の労働基準法改正（平成10年4月施行）により多胎妊娠の場合の産前休業は産前10週間から14週間へ延長している。したがって、前回調査の平成9年時点では法定産前休業は10週間であった点に注意する必要がある。

ロ 休業中の賃金

産前産後休業期間中の賃金を「有給」とする事業所の割合は28.1%と前回調査（平成9年度）の20.8%に比べ上昇したが、そのうち「全期間100%支給」する事業所は52.8%（平成9年度64.0%）とやや低下した。産業別にみると、金融・保険業（64.2%）、電気・ガス・熱供給・水道業（64.0%）で「有給」とする事業所割合が高い。事業所規模別にみると、500人以上規模事業所（33.4%）で有給とする事業所割合が高くなっているが、前回調査との比較では99人以下規模事業所で「有給」とする割合が上昇している（30～99人規模で26.3%（平成9年度24.9%）、5～29人規模で28.5%（同20.0%））（図表1、付属統計表第1表）。

図表 1 産前産後休業期間中の賃金支給あり事業所割合

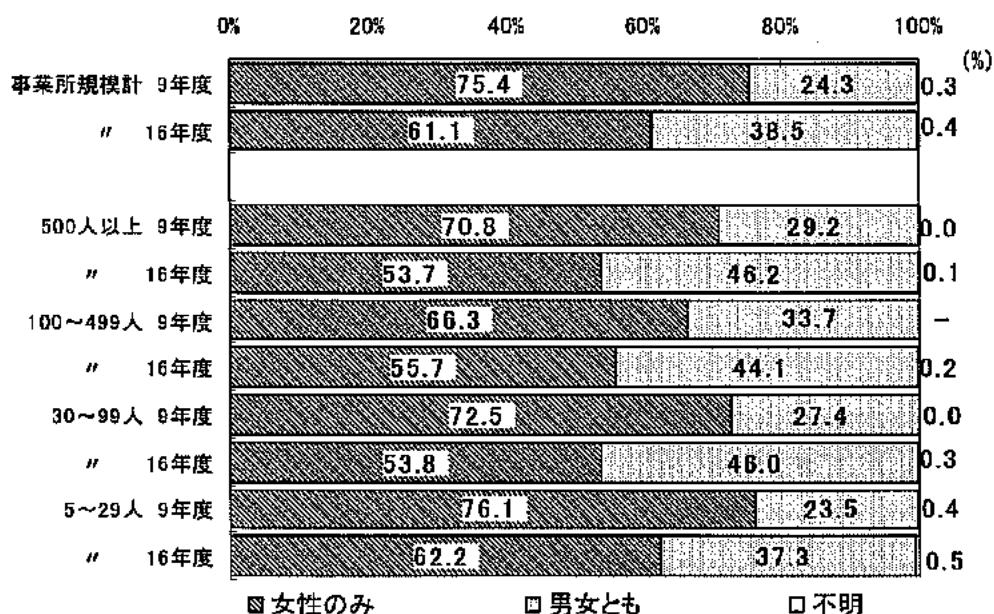


(2) 育児時間

育児時間について、「女性のみが請求できる」事業所は 61.1% (平成 9 年度 75.4%) で、「男女とも請求できる」事業所は 38.5% (同 24.3%) と男女とも請求できる事業所割合が上昇している。これを事業所規模別にみると、いずれの規模でも「男女とも請求できる」事業所割合が上昇している (500 人以上規模で 46.2% (同 29.2%)、100～499 人規模で 44.1% (同 33.7%)、30～99 人規模で 46.0% (同 27.4%)、5～29 人規模で 37.3% (同 23.5%)) (図表 2)。

育児時間中の賃金を「有給」とする事業所は 40.2% (平成 9 年度 33.1%) と産前産後休業同様、有給とする事業所割合が上昇したが、「全期間 100% 支給」とする事業所割合は 62.8% (同 89.6%) となっている。「有給」とする事業所について産業別にみると、金融・保険業 (66.4%)、電気・ガス・熱供給・水道業 (65.1%) が高くなっている。事業所規模別にみると、500 人以上規模事業所において、約半数 (49.2%) が「有給」としているが、「有給」とする事業所割合が上昇したのは 5～29 人規模事業所のみとなっている (500 人以上規模で 49.2% (平成 9 年度 57.7%)、100～499 人規模で 38.4% (同 45.7%)、30～99 人規模で 38.8% (同 39.4%)、5～29 人規模で 40.5% (同 31.8%)) (付属統計表第 2 表)。

図表2 育児時間の適用範囲の内訳別事業所割合



(3) 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置

生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（以下「生理休暇」という。）について、その休暇中の賃金を「有給」とする事業所は 44.7% (平成 9 年度 41.4%) であった。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (82.1%)、金融・保険業 (80.3%) で高くなっている。事業所規模 500 人以上規模の事業所の約 7 割 (71.4%) が「有給」としている（付属統計表第 3 表）。

2 労働基準法に基づく母性保護制度等の利用状況

(1) 産前産後休業の取得

イ 産前休業

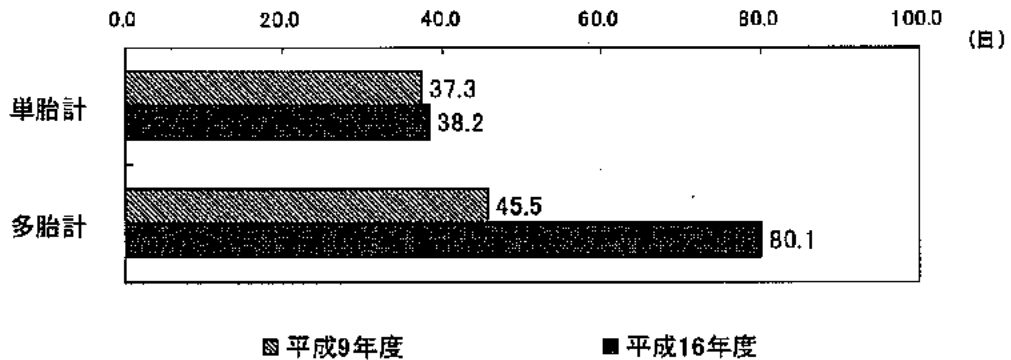
単胎で産前休業を取得した女性労働者の 1 人当たりの平均休業日数は 38.2 日 (平成 9 年度 37.3 日) であった。産業別にみると、運輸業 (51.4 日)、情報通信業 (45.0 日)、飲食店、宿泊業 (44.0 日) で比較的長くなっている。また、事業所規模別にみると、規模が大きいほど平均休業日数がやや長くなっている。

休業日数別に産前休業取得者の割合をみると、休業日数が法定の「42 日以内」の者が 76.6 % (平成 9 年度 74.9%)、「43 日以上」の者が 23.4% (同 24.9%) であった。産業別にみると、複合サービス業 (93.9%)、卸売・小売業 (92.6%)、飲食店、宿

泊業（91.7%）、建設業（91.2%）で、休業日数が「42日以内」の者が多く、運輸業（69.6%）で「43日以上」の者が比較的多くなっている。

多胎の場合は、平成9年の労働基準法改正により平成10年から法定が産前10週間から14週間へ延長しており、1人当たり平均休業日数は80.1日（平成9年度45.5日）と増加している（図表3、付属統計表第4、5表）。

図表3 平均産前休業日数の変化（単胎、多胎別）



ロ 産後休業

単胎で産後休業を取得した女性労働者の1人当たり平均休業日数は57.9日（平成9年度58.7日）であった。産業別にみると、建設業（63.1日）、卸売・小売業（61.8日）、運輸業（60.3日）で長くなっている。事業所規模別にみると、30人以上規模事業所では57日前後であるが、5～29人規模事業所で、平均休業日数（59.5日）が他の規模の事業所より若干長くなっている。

休業日数別に産後休業取得者の割合をみると、休業日数が法定の「56日以内」の者が89.6%（平成9年度76.1%）、「57日以上」の者が10.3%（同16.6%）であった。産業別にみると、飲食店、宿泊業（99.5%）、建設業（97.2%）で休業日数が「56日以内」の者が多く、運輸業（56.3%）で「57日以上」の者が多くなっている（付属統計表第6表）。

多胎の場合の1人当たり平均休業日数は法定の56日をやや上回る57.5日（平成9年度76.3日）であった（付属統計表第7表）。

(2) 産後休業取得者の配置

平成15年度中に「出産者あり」とした事業所のうち、産後休業後直ちに復帰した女性労働者があった事業所は24.3%であり、そのうち、その女性労働者を「原職」に配置した事業所は98.4%であり、「原職相当職」に配置した事業所は0.6%、「原職又は原職相当職以外」に配置した事業所は1.0%であった（付属統計表第8表）。

原職以外（「原職相当職」又は「原職又は原職相当職以外」）に配置した事業所のうち、「全員、本人の希望」であった事業所は43.6%であるが、「本人の希望でなかった者もいた」事業所は56.4%であった。また、「本人の希望でなかった者もいた」事業所のうち、その理由で高い割合を示したものは、「既に代替要員が補充されていた」（64.8%）、「通常の人事の一環」（36.0%）であった（付属統計表第9表）。

産後休業を取得した女性労働者の割合でみると、産後休業後直ちに復帰した女性労働者は18.2%であり、そのうち、「原職」に復帰した女性労働者は96.8%、「原職相当職」に復帰した女性労働者は1.8%と両方で大半を占めている（付属統計表第10表）。

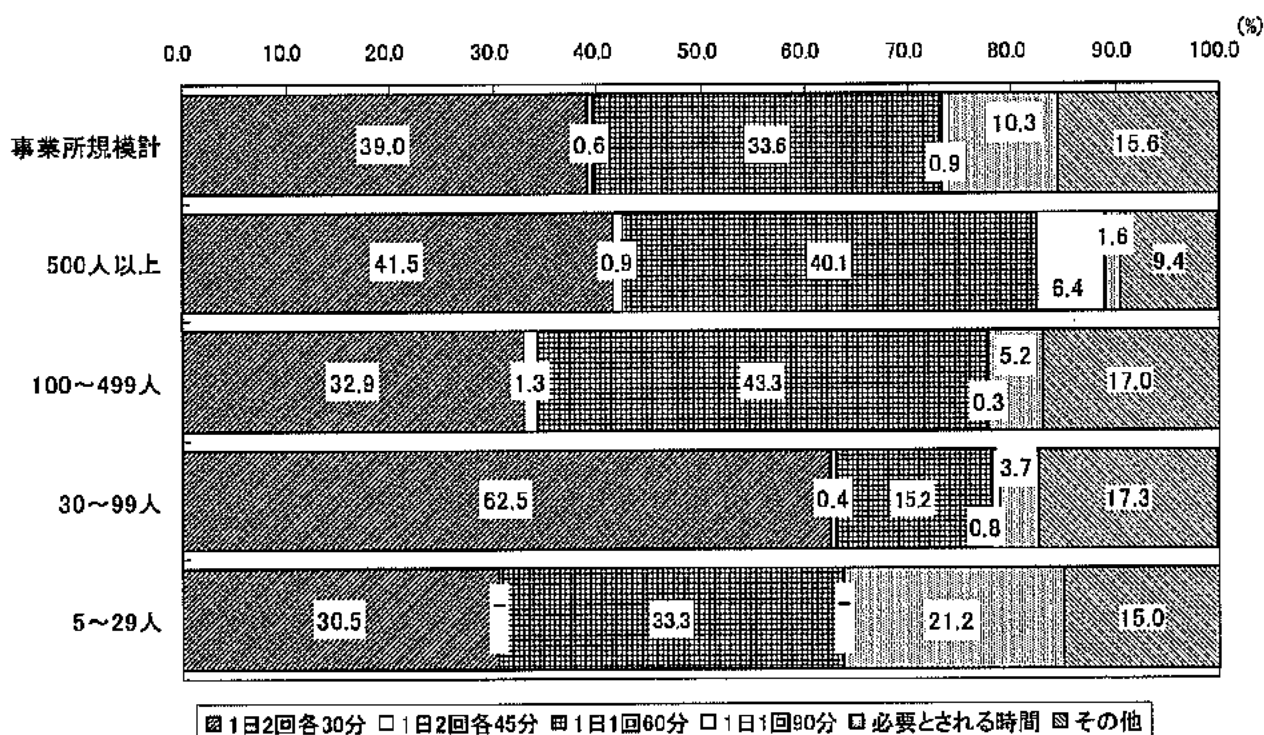
（3）育児時間の請求

出産後も引き続き勤務している女性労働者のいた事業所のうち、育児時間の請求者のあった事業所は12.3%であり、事業所規模別にみると、規模が大きいほど、請求者のあった事業所の割合が高くなっている。

また、出産後も引き続き勤務している者のうち、育児時間を請求した者の割合は10.8%（平成9年度14.7%）である。

育児時間を請求した者について請求時間をみると、「1日2回各30分」の者が39.0%と最も多く、次いで「1日1回60分」の者が33.6%となっている（図表4、付属統計表第11表）。

図表4 育児時間の請求状況別女性労働者割合



(4) 生理休暇の請求

女性労働者のいる事業所のうち、生理休暇の請求者のあった事業所は5.5%（平成9年度8.1%）であり、産業別にみると、情報通信業（17.3%）、電気・ガス・熱供給・水道業（16.7%）が、比較的多く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど請求した者のあった事業所の割合が高いが、いずれの規模でも低下している。

また、女性常用労働者総数のうち生理休暇を請求した者の割合は1.6%（平成9年度3.3%）であった（付属統計表第12表）。

3 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の規定状況

(1) 妊産婦の通院休暇制度

妊産婦の通院休暇制度に関する規定を有している事業所は37.7%（平成9年度17.2%（注））であった（図表5）。産業別にみると、金融・保険業（75.2%）でその割合が高く、事業所規模別にみると規模が大きいほど規定を有している事業所の割合が高く、500人以上規模事業所で76.2%となっている。

通院休暇制度に関する規定を有している事業所について休暇付与単位をみると、「必要に応じて」が59.3%と最も多くなっている（付属統計表第13表）。

通院休暇制度の規定を有している事業所のうち、賃金を「有給」とする事業所は46.7%（平成9年度68.0%）で、そのうち60.5%（同81.2%）が「全期間100%支給」としている。

（注）平成9年度においては、制度又は慣行として確立していると回答した事業所割合。以下、「4」において同じ。

(2) 妊娠中の通勤緩和の措置

妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定を有している事業所は28.5%（平成9年度11.8%）であった（図表5）。産業別にみると、金融・保険業（68.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（61.9%）で規定を有している事業所の割合が高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど規定を有している事業所の割合が高く、500人以上規模事業所では67.3%となっている。

妊娠中の通勤緩和措置の規定を有している事業所についてその内容をみると、「勤務時間の短縮」の規定がある事業所は77.1%（平成9年度74.4%）であり、短縮時間は「必要な時間」とする事業所が50.8%と最も多く、これに「30～60分」の34.3%が続いている（付属統計表第14表）。

通勤緩和のための勤務時間短縮の措置の規定がある事業所のうち、賃金を「有給」

とする事業所は42.7%(平成9年度53.0%)で、そのうち58.1%(同70.7%)が「全期間100%支給」としている。

(3) 妊娠中の休憩に関する措置

通常の休憩時間とは別に妊婦が補食や休養をとるための休憩に関する措置の規定を有している事業所は28.2%(平成9年度6.3%)であった(図表5)。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(57.7%)、金融・保険業(56.5%)で規定を有している事業所の割合が高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど制度を有している事業所の割合が高く、500人以上規模事業所で56.8%となっている(付属統計表第15表)。

妊娠中の休憩に関する措置の規定がある事業所のうち、賃金を「有給」とする事業所は55.9%で、そのうち60.3%が「全期間100%支給」としている。

また、妊婦が休憩することができる環境整備のための設備を設けている事業所は44.9%(平成9年度21.1%)で、設備の内容としては、「休養室がある」(64.8%)が最も多くなっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(66.8%)、医療、福祉(62.3%)、金融・保険業(61.9%)で妊婦が休憩することができる環境整備のための設備を設けている事業所の割合が高くなっている。事業所規模別には、規模が大きいほど設備を有している事業所の割合が高くなっている(付属統計表第15表)。

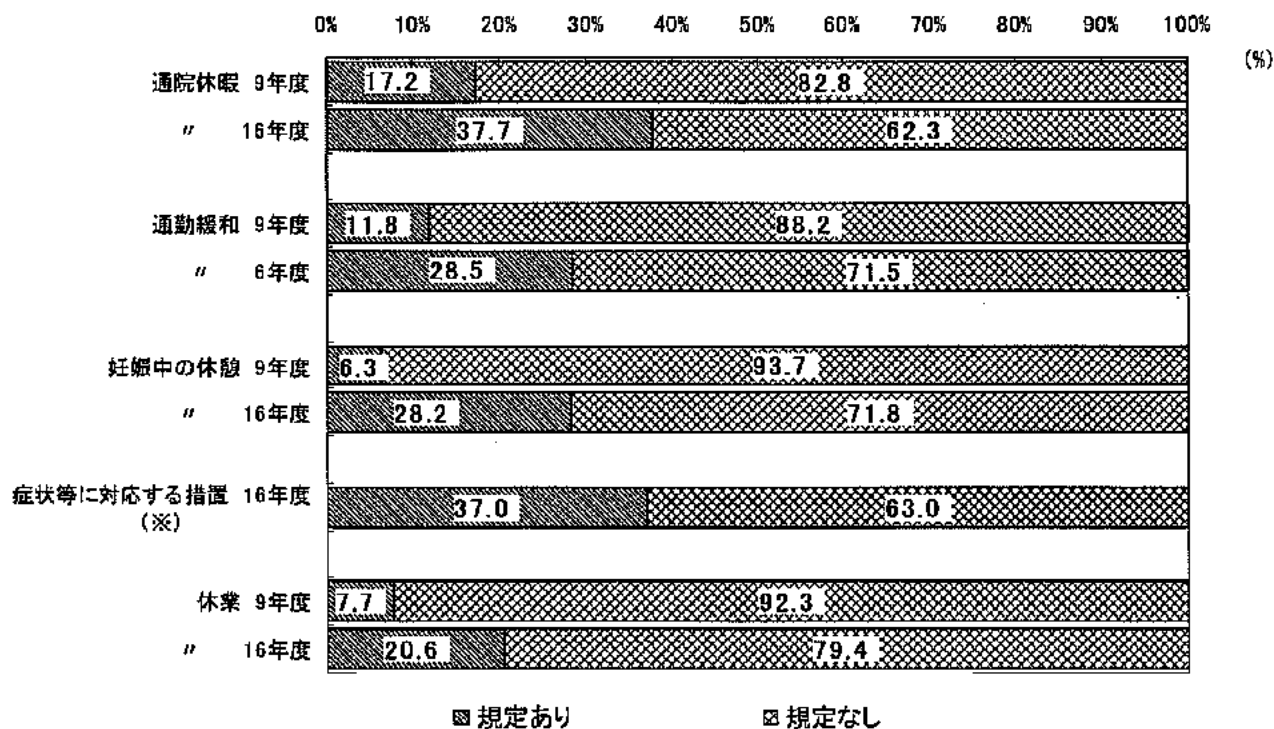
(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に関する規定を有している事業所は37.0%であり、「規定あり」の事業所のうち、「勤務時間の短縮」は70.8%、「休業」は55.7%、「作業の制限」は46.7%であった。全体の事業所に占める割合では、「勤務時間の短縮」は26.2%、「休業」は20.6%、「作業の制限」は17.3%となる。ちなみに前回調査において「休業」制度ありとした事業所は7.7%であった(図表5)。

このうち、「勤務時間の短縮」の措置の規定を有している事業所においては、1日の短縮時間について「必要とされる時間」(61.9%)が最も多く、これに「30~60分」(21.7%)が続いている。また、「休業」の規定を有している事業所のうち、休業日数については、「必要とされる日数」(73.5%)が最も多くなっている(付属統計表第16表)。

「勤務時間の短縮」の措置の規定を有している事業所のうち、賃金を「有給」とする事業所は44.4%で、そのうち48.7%が「全期間100%支給」としている。また、「休業」の規定を有している事業所のうち、休業中の賃金を「有給」とする事業所は31.7%で、そのうち50.4%が「全期間100%支給」としている。

図表5 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況



(※)「症状に対応する措置」について平成9年度は調査していない。

(5) 母性健康管理措置の申請時に必要な書類

母性健康管理措置の申請時において、通院休暇、通勤緩和の措置、妊娠中の休憩に関する措置を請求する場合、「書類不要」とする事業所が最も多く、それぞれ33.1%、31.5%、40.7%、次いで多いのが、通院休暇においては、「事務所所定の申請書」を必要とする事業所で30.6%、通勤緩和の措置及び妊娠中の休憩においては、「母性健康管理指導事項連絡カード等」を必要とする事業所でそれぞれ31.3%、28.9%であった。

また、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置のうち、作業の制限を請求する場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード等」(39.4%)が最も多いものの、「書類不要」とする事業所も31.6%であり、さらに、勤務時間の短縮及び休業を請求する場合は、「事務所所定の申請書」がそれぞれ37.8%、46.8%、次いで「母性健康管理指導事項連絡カード等」とする事業所がそれぞれ31.7%、32.7%となっている。さらに、休業においては、「診断書」を必要とする事業所が30.1%と他の措置に比べて高くなっている(付属統計表第17表)。

4 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の利用状況

(1) 妊産婦の通院休暇制度の請求

妊産婦のいた事業所のうち、請求者のあった事業所は 15.3% (平成 9 年度 4.8%) であり、産業別にみると、運輸業 (34.8%)、建設業 (27.9%) で割合が高い。事業所規模別にみると、500 人以上規模の事業所 (26.1%) において割合が高くなっている。

妊産婦のうち、通院休暇を請求した者は 12.7% (平成 9 年度 9.2%) であり、そのうち付与単位を「1 日単位」で請求した者は 46.8%、「必要に応じて」請求した者は 31.3% であった。

請求した者 1 人あたりの平均請求回数は、4.1 回となっている (付属統計表第 18 表)。

(2) 妊娠中の通勤緩和の措置の請求

妊産婦のいた事業所のうち、請求者のあった事業所は 3.9% (平成 9 年度 4.6%) であり、産業別にみると、情報通信業 (20.6%) で割合が高くなっている。事業所規模別にみると 500 人以上規模事業所 (8.6%) において、比較的割合が高くなっている。

妊産婦のうち、通勤緩和の措置を請求した者は 3.1% (平成 9 年度 3.8%) であり、そのうち「勤務時間の短縮」を請求した者は 46.6% で最も多く、次いで「時差通勤」 (38.8%) を請求した者が多くなっている。

また、「勤務時間の短縮」を請求した者のうち、「60 分を超える」短縮を請求した者が 47.0% と最も多い (付属統計表第 19 表)。

(3) 妊娠中の休憩に関する措置の請求

妊産婦のいた事業所のうち、請求者のあった事業所は 3.7% であり、産業別にみると、教育、学習支援業 (17.9%)、金融・保険業 (13.8%) で割合が高くなっている。事業所規模別にみると、30~99 人規模事業所において割合が高くなっている。

また、妊産婦のうち、休憩を請求した者は 2.8% であった (付属統計表第 20 表)。

(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求

イ 作業の制限

妊産婦のいた事業所のうち、請求者のあった事業所は 5.8% (平成 9 年度 5.0%) であり、産業別にみると、医療、福祉 (17.8%)、金融・保険業 (12.5%) で割合が高くなっている。事業所規模別には、30 人以上規模事業所において 9% 前後となっている。

また、妊産婦のうち、作業の制限を請求した者は 6.0% であり、請求した者の

うち制限内容として、「業務負担の軽減」（75.1%）を請求した者の割合が高くなっている（付属統計表第21表）。

ロ 勤務時間の短縮

妊産婦のいた事業所のうち、請求者のあった事業所は10.1%であり、産業別にみると、情報通信業（33.4%）で割合が高くなっている。

妊産婦のうち、勤務時間の短縮を請求した者は8.3%であり、請求した者のうち「60分を超える」短縮を請求した者が74.3%と最も多かった（付属統計表第22表）。

ハ 休業

妊産婦のいた事業所のうち、請求者のあった事業所は6.6%であった。

また、妊産婦のうち、休業を請求した者は5.9%であり、平均休業日数は29.2日であった（付属統計表第23表）。

（5）母性健康管理指導事項連絡カードの利用状況

妊産婦のいた事業所のうち、母性健康管理指導事項連絡カードの利用申請者がいた事業所は1.9%で、事業所規模別には500人以上規模事業所で15.2%であった（付属統計表第24表）。

また、妊産婦総数のうち、母性健康管理指導事項カードを利用した者の割合は2.1%であった。

5 産前産後休業の取得等による不就業期間の取扱い

（1）産前産後休業

「昇進・昇格の決定」「昇給の決定」「退職金の算定」（退職金制度がある事業所のみ）について産前産後休業による不就業期間の取扱いを「特に決めていない」とする事業所割合はそれぞれ51.9%、50.2%、46.4%と半数前後を占めている。労働者の出勤状況を「考慮している」事業所割合はそれぞれ32.0%、34.4%、38.9%といずれも3割程度であるが、そのうち「不就業期間を就業したものとみなす」事業所はそれぞれ51.2%、51.7%、52.9%と最も多い。この他、「出勤状況を考慮していない」とする事業所はそれぞれ15.9%、15.2%、14.6%となっている（図表6、付属統計表第25表）。

(2) 育児時間

「昇進・昇格の決定」「昇給の決定」「退職金の算定」（退職金制度がある事業所のみ）について育児時間による不就業期間の取扱いを「特に決めていない」とする事業所割合はそれぞれ 53.9%、52.7%、50.2%と半数以上を占め、産前産後休業よりも多い。労働者の出勤状況を「考慮している」事業所割合はそれぞれ 30.0%、31.8%、35.0%といずれも3割程度であるが、そのうち「不就業期間を就業したものとみなす」事業所はそれぞれ 53.7%、54.7%、59.9%と最も多く、かつ産前産後休業より若干多い。この他、「出勤状況を考慮していない」とする事業所割合はそれぞれ 15.9%、15.2%、14.6%となっている（図表6、付属統計表第25表）。

(3) 妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業

「昇進・昇格の決定」「昇給の決定」「退職金の算定」（退職金制度がある事業所のみ）について妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業による不就業期間の取扱いを「特に決めていない」とする事業所割合はそれぞれ 55.8%、54.9%、51.2%と産前産後休業よりも多くなっている。労働者の出勤状況を「考慮している」事業所割合はそれぞれ 28.0%、29.6%、34.0%と約3割程度であり、「不就業期間を就業したものとみなす」事業所はそれぞれ 42.8%、41.3%、46.1%と最も多いものの産前産後休業に比べ低くなっている。この他、「出勤状況を考慮していない」とする事業所はそれぞれ 15.9%、15.2%、14.6%となっている（図表6、付属統計表第25表）

図表6 産前産後休業の取得等による不就業期間の取扱い別事業所割合

	合計	昇進・昇格の決定			昇給の決定			
		特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している	労働者の出勤状況を考慮していない	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している	労働者の出勤状況を考慮していない	
産前産後休業	100.0	51.9	32.0 (100.0)	15.9	50.2	34.4 (100.0)	15.2	51.7
育児時間	100.0	53.9	30.0 (100.0)	15.9	52.7	31.8 (100.0)	15.2	54.7
妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業	100.0	55.8	28.0 (100.0)	15.9	54.9	29.6 (100.0)	15.2	41.3

事業所総数=100.0%

(%)

	合計	退職金の算定			
		特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している		労働者の出勤状況を考慮していない
			就業したものとみなす		
産前産後休業	100.0	46.4	38.9 (100.0)	(52.9)	14.6
育児時間	100.0	50.2	35.0 (100.0)	(59.9)	14.6
妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業	100.0	51.2	34.0 (100.0)	(46.1)	14.6

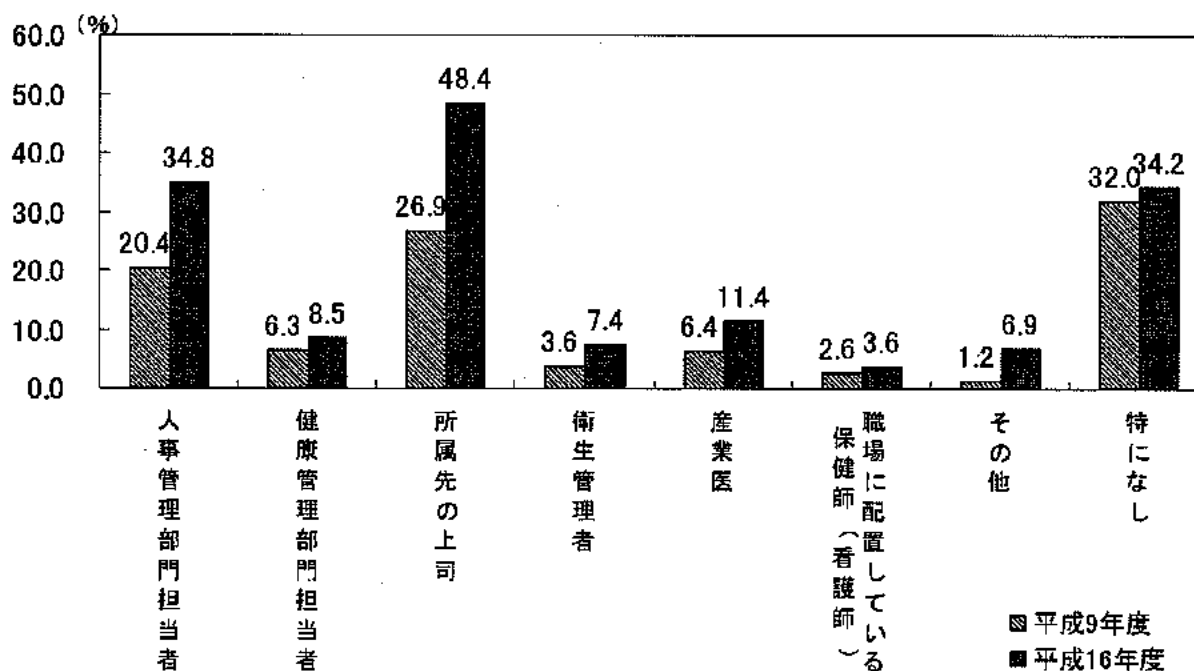
退職金制度がある事業所総数=100.0%

6 妊産婦からの健康管理に関する相談体制

(1) 妊産婦からの相談担当者

妊産婦からの相談担当者については、「所属先の上司」とする事業所が最も多く48.4%(平成9年度26.9%)となっており、次いで「人事管理部門の担当者」が34.8%(同20.4%)、「特になし」は34.2%(同32.0%)となっている(図表7)。

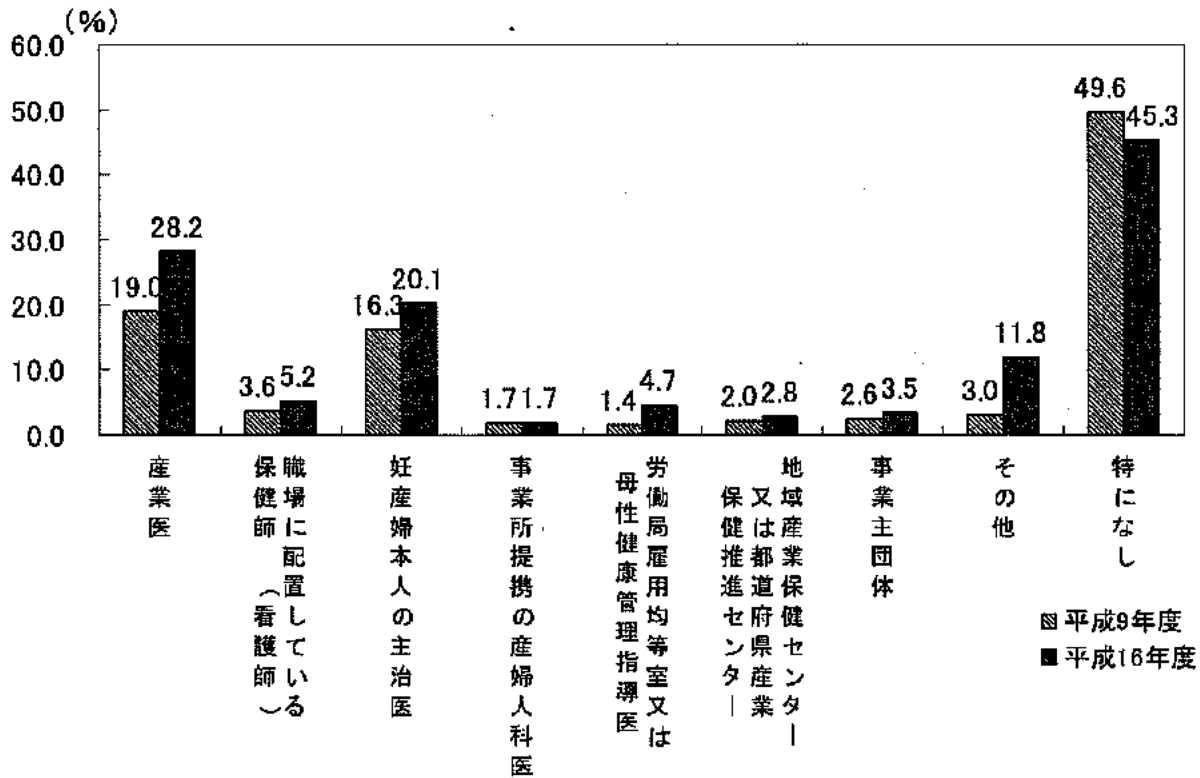
図表7 妊産婦の相談担当者別事業所割合 (M.A.)



(2) 事業主が相談する者又は機関

事業主が相談する者又は機関は、「特になし」とする事業所が 45.3%と最も多いが、「産業医」(28.2%、平成9年度は 19.0%)、「妊産婦本人の主治医」(20.1%、同 16.3%)に相談する事業所が比較的多くなっている(図表8)。

図表8 事業主が相談する者(機関)別事業所割合(M.A.)



7 仕事と育児の両立に関する事項

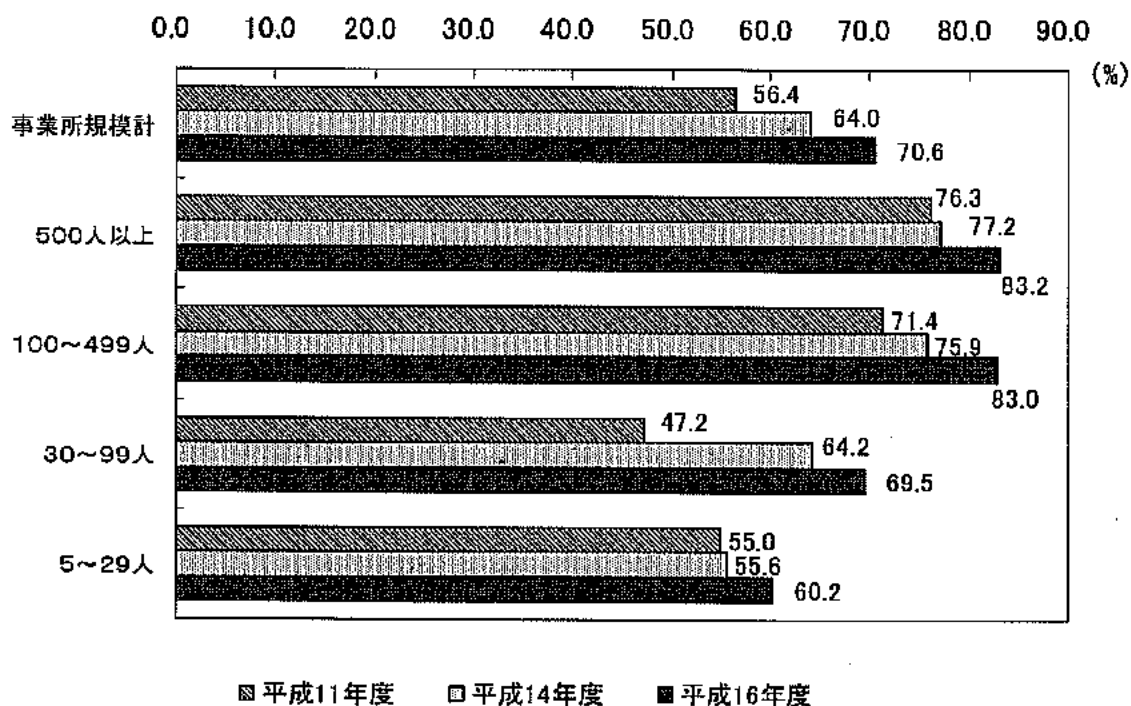
(1) 育児休業取得者の状況

出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者のうち、平成16年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)をいう。以下同じ。)の割合(以下育児休業取得率という。以下同じ。)を男女別にみると、女性は70.6%と前回(平成14年度64.0%)より6.6%ポイント上昇し、男性は0.56%と前回(同0.33%)と同様取得率は低かった。

事業所規模別の育児休業取得率を女性についてみると規模が大きいほど取得率が高く(500人以上規模で83.2%(同77.2%)、100~499人規模で83.0%(同75.9%)、

30～99人規模で69.5%（同64.2%）、5～29人規模で60.2%（同55.6%））、また、全ての規模で上昇した（図表9、付属統計表第26表）。

図表9 女性の育児休業取得率



(2) 育児のための勤務時間の短縮等の措置の導入状況

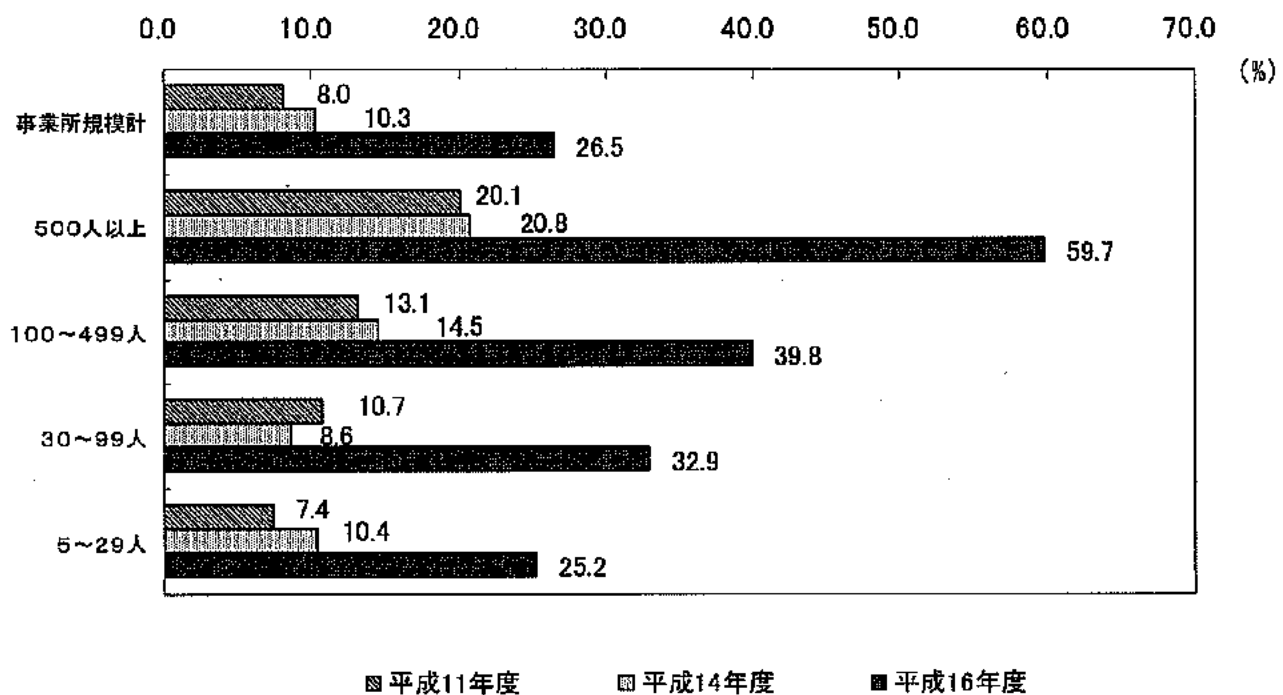
勤務時間の短縮等の措置（①短時間勤務制度、②フレックスタイム制、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④所定外労働の免除、⑤事業所内託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与、⑥育児休業に準ずる措置）を導入している事業所は41.9%となっており、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で83.8%、金融・保険業で74.4%と導入している事業所の割合が高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど導入している事業所の割合が高くなっている。

当該措置を導入している事業所において、最長で子が何歳になるまで利用できるかについてみると、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は、25.0%（平成14年度18.9%）であり、全事業所に対する割合では10.5%（同9.6%）となっている。これを事業所規模別にみると、規模が大きいほど高く、500人以上規模で31.9%、100～499人規模で22.0%、30～99人規模で12.2%、5～29人規模で9.9%となっている（付属統計表第27表）。

(3) 子の看護休暇制度の導入状況

子の看護休暇制度がある事業所は26.5%と、前回(平成14年度10.3%)より16.2%ポイント上昇した。事業所規模別にみると、規模が大きいほど高く、500人以上規模で59.7%(同20.8%)、100~499人規模で39.8%(同14.5%)、30~99人規模で32.9%(同8.6%)、5~29人規模で25.2%(同10.4%)といずれの規模においても大きく上昇している(図表10、付属統計表第28表)。

図表10 子の看護休暇制度あり事業所割合



第3章 付 属 統 計 表

統計利用上の注意

1. 該当する事項が0の場合「－」で表示した。
2. 「0.0」の欄は集計した数値が表章単位に満たないものである。

【付属統計表目次】

第1表	産前産後休業期間別事業所割合（単胎、多胎）	27
第2表	育児時間の内容別事業所割合	28
第3表	生理休暇中の賃金の有無別事業所割合	29
第4表	休業日数別産前休業取得者割合及び平均産前休業日数（単胎）	30
第5表	休業日数別産前休業取得者割合及び平均産前休業日数（多胎）	31
第6表	休業日数別産後休業取得者割合及び平均産後休業日数（単胎）	32
第7表	休業日数別産後休業取得者割合及び平均産後休業日数（多胎）	33
第8表	産後休業取得者の配置状況別事業所割合	34
第9表	本人の希望別休業取得者の配置状況別事業所割合（M.A.）	35
第10表	産後休業取得者の配置状況別女性労働者割合	36
第11表	育児時間の請求者の有無別事業所割合及び請求状況別女性労働者割合	37
第12表	生理休暇請求者の有無別事業所割合及び生理休暇の請求状況別女性労働者割合	38
第13表	妊産婦の通院休暇制度内容別事業所割合	39
第14表	妊娠中の通勤緩和の措置の内容別事業所割合	40
第15表	妊娠中の休憩に関する措置の内容別事業所割合	41
第16表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の規定内容別事業所割合	42
第17表	母性健康管理措置申請に必要な書類別事業所割合（M.A.）	
	(1) 通院休暇、通勤緩和、妊娠中の休憩	43
	(2) 妊娠中又は出産後の症状等に対する措置	44
第18表	妊産婦の通院休暇制度の請求者の有無別事業所割合及び請求状況別女性労働者割合	45
第19表	妊娠中の通勤緩和の措置の請求者の有無別事業所割合及び請求状況別女性労働者割合	46
第20表	妊娠中の休憩に関する措置の請求者の有無別事業所割合及び請求者割合	47
第21表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求者の有無別事業所割合及び請求状況別女性労働者割合（作業の制限）	48

第 22 表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求者の有無別事業所割合及び請求状況 別女性労働者割合（勤務時間の短縮）	49
第 23 表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求者の有無別事業所割合及び請求状況 別女性労働者割合（休業）	50
第 24 表	母性健康管理指導事項連絡カードの申請者の有無別事業所割合	51
第 25 表	母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合	
	(1) 産前産後休業	52
	(2) 妊娠中の症状に対応する休業	55
	(3) 勤務時間の短縮	58
	(4) 育児時間	61
第 26 表	男女別育児休業取得者割合	64
第 27 表	育児のための勤務時間の短縮等の措置の有無・最長利用期間別事業所割合	65
第 28 表	子の看護休暇制度の有無別事業所割合	66

第1表 産前産後休業期間別事業所割合(単胎、多胎)

	産金の有無									
	有給					無給				
	100%	その他	不明	100%	その他	不明				
合計	100.0 <100.0>	95.7 <82.6>	4.0 <4.5>	法定 と 給付	97.7 <86.7>	2.0 <1.3>	通算※1	その他	不明	0.3 <1.8>
単胎妊娠	100.0	95.7	4.0	法定 と 給付	97.7	2.0	通算※1	その他	不明	0.3
多胎妊娠	100.0	95.7	4.0	法定 と 給付	97.7	2.0	通算※1	その他	不明	0.3
【産業】										
鉱業	100.0	100.0	0.0	法定 と 給付	97.5	2.5				-
建設業	100.0	99.8	0.2	法定 と 給付	99.8	0.2				-
製造業	100.0	97.8	2.0	法定 と 給付	98.6	1.2				0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.3	4.7	法定 と 給付	98.4	1.6				-
情報通信業	100.0	95.6	4.4	法定 と 給付	99.1	0.9				-
運輸業	100.0	96.5	3.5	法定 と 給付	99.6	0.4				-
卸売・小売業	100.0	96.1	3.0	法定 と 給付	96.6	2.5				0.9
金融・保険業	100.0	86.9	13.1	法定 と 給付	90.2	9.8				-
不動産業	100.0	90.9	9.1	法定 と 給付	96.7	3.3				-
飲食店、宿泊業	100.0	95.0	5.0	法定 と 給付	98.2	1.8				-
医療、福祉	100.0	83.5	16.5	法定 と 給付	95.2	4.8				-
教育、学習支援業	100.0	88.1	11.9	法定 と 給付	98.5	1.4				0.2
複合サービス業	100.0	99.8	0.2	法定 と 給付	99.9	0.1				-
サービス業	100.0	96.2	3.8	法定 と 給付	98.5	1.5				-
【事業所規模】										
500人以上	100.0	72.7	27.3	法定 と 給付	89.5	10.5				-
100~499人	100.0	88.3	11.7	法定 と 給付	94.9	5.1				-
30~99人	100.0	93.7	6.3	法定 と 給付	97.1	2.8				0.0
5~29人	100.0	96.2	3.5	法定 と 給付	97.9	1.8				0.3
【労働組合の有無】										
労働組合あり	100.0	90.0	10.0	法定 と 給付	94.2	5.7				0.0
労働組合なし	100.0	97.3	2.3	法定 と 給付	98.7	0.9				0.4

※1：平成25年度のみ調査した項目
 単胎：産前産後通算して14週間
 多胎：同上

※2：平成25年度調査時点では産前10週間、産後5週間
 平成16年度調査時点では産前14週間、産後5週間

第2表 育児時間の内容別事業所割合

(%)

	合計	適用範囲			賃金の有無				
		女性のみ	男女	不明	有給	100%	その他	無給	不明
合計	100.0 <100.0>	61.1 <75.4>	38.5 <24.3>	0.4 <0.3>	40.2 <33.1> (100.0) <100.0>	25.3 (62.8) <89.6>	15.0 (37.2)	58.0	1.8
〔産業〕									
鉱業	100.0	63.4	34.0	2.6	43.3 (100.0)	(80.4)	(19.6)	56.5	0.1
建設業	100.0	65.8	34.1	0.1	39.1 (100.0)	(57.8)	(42.2)	58.4	2.5
製造業	100.0	65.9	33.0	1.0	30.9 (100.0)	(61.8)	(38.2)	65.3	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	67.5	32.5	-	65.1 (100.0)	(88.4)	(11.6)	34.2	0.6
情報通信業	100.0	58.8	41.2	-	43.1 (100.0)	(65.4)	(34.6)	54.1	2.8
運輸業	100.0	52.5	45.2	2.3	41.4 (100.0)	(66.8)	(33.2)	55.3	3.3
卸売・小売業	100.0	56.5	43.5	-	39.0 (100.0)	(58.9)	(41.1)	60.9	0.0
金融・保険業	100.0	64.9	35.1	-	66.4 (100.0)	(69.3)	(30.7)	33.6	-
不動産業	100.0	62.6	37.4	-	47.4 (100.0)	(77.2)	(22.8)	48.7	3.9
飲食店、宿泊業	100.0	58.5	40.8	0.7	32.6 (100.0)	(54.5)	(45.5)	65.1	2.4
医療、福祉	100.0	58.8	41.2	-	58.5 (100.0)	(66.8)	(33.2)	41.5	-
教育、学習支援業	100.0	56.4	43.6	-	55.2 (100.0)	(68.5)	(31.5)	44.8	-
複合サービス業	100.0	62.1	37.9	-	52.4 (100.0)	(91.0)	(9.0)	47.6	-
サービス業	100.0	64.6	34.4	1.0	38.3 (100.0)	(67.1)	(32.9)	58.7	3.0
〔事業所規模〕									
500人以上	100.0 <100.0>	53.7 <70.8>	46.2 <29.2>	0.1 <0.0>	49.2 <57.7> (100.0) <100.0>	(83.2) <86.8>	(16.8)	50.6	0.2
100~499人	100.0 <100.0>	55.7 <66.3>	44.1 <33.7>	0.2 <->	38.4 <45.7> (100.0) <100.0>	(80.4) <89.3>	(19.6)	60.8	0.8
30~99人	100.0 <100.0>	53.8 <72.5>	46.0 <27.4>	0.3 <0.0>	38.8 <39.4> (100.0) <100.0>	(68.2) <90.2>	(31.8)	60.5	0.7
5~29人	100.0 <100.0>	62.2 <76.1>	37.3 <23.5>	0.5 <0.4>	40.5 <31.8> (100.0) <100.0>	(61.5) <89.5>	(38.5)	57.6	1.9
〔労働組合の有無〕									
労働組合あり	100.0	50.1	49.6	0.2	53.5 (100.0)	(67.5)	(32.5)	46.0	0.4
労働組合なし	100.0	64.3	35.2	0.5	36.3 (100.0)	(60.7)	(39.3)	61.5	2.1

・事業所総数=100.0%

・〈 〉は、平成9年度調査の数値である。

第3表 生理休暇中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	合計	賃金の有無		
		有給	無給	不明
合計	100.0 <100.0>	44.7 <41.4>	54.1 <56.9>	1.2 <1.8>
[産業]				
鉱業	100.0	49.2	50.5	0.3
建設業	100.0	40.2	57.3	2.5
製造業	100.0	36.9	60.1	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.1	17.9	-
情報通信業	100.0	53.4	46.6	-
運輸業	100.0	56.2	40.5	3.3
卸売・小売業	100.0	42.2	57.8	0.0
金融・保険業	100.0	80.3	19.7	-
不動産業	100.0	60.3	39.7	-
飲食店、宿泊業	100.0	26.8	72.9	0.4
医療、福祉	100.0	61.1	38.9	-
教育、学習支援業	100.0	65.9	34.1	0.0
複合サービス業	100.0	70.6	29.4	-
サービス業	100.0	44.5	54.2	1.4
[事業所規模]				
500人以上	100.0 <100.0>	71.4 <74.2>	28.6 <25.8>	- <->
100～499人	100.0 <100.0>	51.7 <55.4>	48.3 <44.6>	0.0 <->
30～99人	100.0 <100.0>	44.1 <46.4>	55.5 <53.3>	0.4 <0.3>
5～29人	100.0 <100.0>	44.5 <40.1>	54.2 <57.8>	1.3 <2.1>
[労働組合の有無]				
労働組合あり	100.0	62.0	37.8	0.2
労働組合なし	100.0	39.6	59.0	1.5

-事業所総数=100.0%

-〈 〉は、平成9年度調査の数値である。

第4表 休業日数別産前休業取得者割合及び平均産前休業日数(単胎)

	産前休業取得者										平均産前休業日数			
	42日以内		7日以内		8~21日		22~35日		36~42日		43日以上		99日以上	平均産前休業日数
	76.6	2.9	9.3	20.0	44.4	23.4	17.6	4.7	0.6	0.5				
(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(日)	
合計	100.0	<100.0>	<3.9>	<9.7>	<23.4>	<37.9>	<24.9>	<20.6>	※<3.7>	※<0.6>			38.2	<37.3>
[産業]														
鉱業	100.0	68.5	0.6	31.0	34.5	2.4	31.5	31.5	-	-	-	-	28.3	-
建設業	100.0	91.2	0.8	3.9	67.2	19.3	8.8	5.7	3.1	-	-	-	33.2	-
製造業	100.0	74.5	5.0	8.6	23.3	37.6	25.6	21.1	2.8	0.8	0.9	0.9	36.9	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	76.3	5.0	4.2	25.4	41.7	23.7	23.4	0.3	-	-	-	36.5	-
情報通信業	100.0	55.9	2.8	1.5	18.5	33.1	44.0	32.4	1.1	8.7	1.8	1.8	45.0	1.8
運輸業	100.0	30.4	1.1	5.9	8.1	15.3	69.6	26.4	41.4	-	1.8	1.8	51.4	1.8
卸売・小売業	100.0	92.6	0.4	18.1	12.5	61.6	7.4	6.6	0.7	0.1	-	-	36.5	-
金融・保険業	100.0	69.2	12.0	6.7	15.5	35.0	30.7	30.3	0.4	0.0	-	-	34.3	-
不動産業	100.0	71.2	0.1	0.3	20.0	56.8	22.9	22.8	-	0.1	-	-	41.5	-
飲食店、宿泊業	100.0	91.7	0.3	1.5	2.3	87.6	8.4	4.5	0.0	0.2	3.7	3.7	44.0	3.7
医療、福祉	100.0	66.0	2.7	4.2	18.8	40.3	34.1	23.2	10.1	0.8	-	-	40.4	-
教育、学習支援業	100.0	78.1	1.4	17.1	11.9	47.7	21.9	19.1	2.8	-	-	-	37.1	-
複合サービス業	100.0	93.9	2.3	22.2	36.9	32.5	6.1	4.2	0.0	-	-	-	29.4	-
サービス業	100.0	71.7	2.8	4.4	24.1	40.4	28.1	21.6	4.9	0.5	1.1	1.1	40.2	1.1
[事業所規模]														
500人以上	100.0	56.9	2.6	5.5	20.1	28.7	43.1	29.7	12.8	0.4	0.2	0.2	42.0	0.2
100~499人	100.0	<63.0>	<2.9>	<7.3>	<19.6>	<33.2>	<36.3>	<30.0>	<5.5>	<0.8>	<0.8>	<0.8>	<39.3>	<0.8>
30~99人	100.0	70.2	3.3	7.2	19.4	40.3	30.0	24.2	4.6	0.6	0.6	0.6	38.8	0.6
5~29人	100.0	<73.1>	<3.8>	<8.2>	<20.5>	<40.5>	<26.9>	<21.4>	<4.0>	<1.5>	<1.5>	<1.5>	<38.2>	<1.5>
[労働組合の有無]														
労働組合あり	100.0	73.7	3.2	13.6	14.1	42.8	26.4	19.9	5.7	0.2	0.6	0.6	38.0	0.6
労働組合なし	100.0	79.2	2.7	5.6	25.1	45.8	20.9	15.6	3.8	1.0	0.5	0.5	38.3	0.5

・<>は、平成9年度調査の数値である。

※平成9年度は「57~70日」、「71日以上」に区分した。

第5表 休業日数別産前休業取得者割合及び平均産前休業日数(多胎)

	産前休業取得者計										平均産前休業日数
	7日以内	8~21日	22~35日	36~42日	43~56日	57~77日	78~98日	99日以上	(%)		
合計	100.0	2.5	0.5	3.3	10.8	1.5	24.2	39.8	17.3		80.1
[産業]											
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	43.0
製造業	100.0	5.0	3.0	1.7	14.8	2.0	34.6	34.6	4.4	69.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	16.3	-	83.7	-	-	66.1	
情報通信業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	7.0	
卸売・小売業	100.0	-	-	-	-	0.5	16.0	83.4	-	91.9	
金融・保険業	100.0	-	-	-	99.0	1.0	-	-	-	40.1	
不動産業	100.0	5.1	-	-	-	-	-	-	94.9	100.2	
飲食店、宿泊業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	42.0	
医療、福祉	100.0	-	-	45.0	39.5	3.9	3.9	7.8	-	43.3	
教育、学習支援業	100.0	46.2	-	3.8	19.2	-	11.5	19.2	-	39.2	
複合サービス業	100.0	-	-	-	1.6	0.3	-	98.1	-	96.5	
サービス業	100.0	-	0.3	1.0	-	-	94.5	4.1	-	70.0	
[事業所規模]											
500人以上	96.6	4.7	5.8	3.5	9.3	17.4	23.3	36.0	-	65.7	
100~499人	100.0	10.4	-	15.1	21.0	-	31.4	19.0	3.2	<50.0>	
30~99人	100.0	-	-	-	17.5	-	32.5	49.9	-	57.1	
5~29人	100.0	-	-	-	-	-	13.5	42.8	43.6	<55.1>	
[労働組合の有無]											
労働組合あり	100.0	4.1	1.3	0.6	8.5	3.8	22.6	57.9	1.2	79.2	
労働組合なし	100.0	1.5	-	5.1	12.3	-	25.3	28.2	27.7	80.6	

・< >は、平成9年度調査の数値である。

第6表 休業日数別産後休業取得者割合及び平均産後休業日数(単胎)

	産後休業取得者計										平均産後休業 日数
	56日以内					57日以上					
	42~55日	56日	57日以上	64~70日	71日以上	57~63日	64~70日	71日以上	(%)	(日)	
合 計	100.0 <100.0>	89.6 <16.1>	3.1 <4.9>	86.5 <71.1>	10.3 <16.6>	3.4 <9.6>	2.0 <1.5>	4.9 <5.5>	57.9 <58.7>		
[産業]											
鉱業	100.0	95.7	44.8	50.9	4.3	4.3	-	-	52.5		
建設業	100.0	97.2	0.3	96.9	2.8	0.2	-	2.6	63.1		
製造業	100.0	91.0	4.2	86.8	8.5	5.0	0.9	2.6	56.3		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.1	8.3	83.8	5.9	3.0	1.4	1.5	53.8		
情報通信業	100.0	84.9	10.0	74.9	15.1	10.7	2.1	2.3	56.1		
運輸業	100.0	43.6	7.9	35.7	56.3	19.2	37.0	0.1	60.3		
卸売・小売業	100.0	84.3	0.9	83.4	15.8	0.8	0.2	14.8	61.8		
金融・保険業	100.0	96.0	10.4	85.6	3.9	3.4	0.1	0.4	55.4		
不動産業	100.0	85.6	0.0	85.6	14.4	-	14.4	-	57.3		
飲食店、宿泊業	100.0	99.5	1.5	98.0	0.6	0.3	0.2	0.1	55.9		
医療、福祉	100.0	95.3	1.6	93.7	4.7	2.2	2.2	0.3	55.9		
教育、学習支援業	100.0	93.4	1.1	92.3	6.5	0.8	2.5	3.2	57.0		
複合サービス業	100.0	95.1	2.1	93.0	5.1	1.7	-	3.4	56.2		
サービス業	100.0	87.4	4.6	82.8	12.6	7.5	0.3	4.8	57.9		
[事業所規模]											
500人以上	100.0	82.3	2.5	79.8	16.9	4.2	9.8	2.9	57.4		
	<100.0>	<87.9>	<5.4>	<82.6>	<10.2>	<3.5>	<2.4>	<4.3>	<59.4>		
100~499人	100.0	93.5	3.8	89.7	6.6	4.0	1.4	1.2	56.3		
	<100.0>	<89.4>	<3.2>	<86.1>	<10.6>	<5.4>	<1.5>	<3.7>	<58.0>		
30~99人	100.0	92.4	4.0	88.4	7.6	3.3	1.8	2.5	57.3		
	<100.0>	<84.8>	<5.3>	<79.5>	<15.2>	<7.4>	<1.8>	<6.0>	<59.3>		
5~29人	100.0	87.5	2.4	85.1	12.5	3.0	0.5	9.0	59.5		
	<100.0>	<55.2>	<5.8>	<49.4>	<25.0>	<16.9>	<1.0>	<7.1>	<58.5>		
[労働組合の有無]											
労働組合あり	100.0	83.9	3.3	80.6	15.9	4.2	3.0	8.7	59.8		
労働組合なし	100.0	94.7	3.0	91.7	5.4	2.7	1.1	1.6	56.3		

< >は、平成9年度調査の数値である。

第7表 休業日数別産後休業取得者割合及び平均産後休業日数(多胎)

	産後休業取得者計							平均産後休業日数 (日)
	42~55日	56日	57~63日	64~70日	71日以上	(%)		
合計	100.0	94.2	0.9	2.6	2.2		57.5 <76.3>	
[産業]								
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	100.0	100.0	-	-	-	-	56.0	
製造業	100.0	80.2	6.0	2.3	11.4		62.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.0	-	-	-	-	54.9	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業	100.0	-	-	-	100.0		147.0	
卸売・小売業	100.0	99.5	-	-	0.5		56.2	
金融・保険業	100.0	100.0	-	-	-	-	56.0	
不動産業	100.0	100.0	-	-	-	-	56.0	
飲食店、宿泊業	100.0	100.0	-	-	-	-	56.0	
医療、福祉	100.0	54.3	-	35.7	-		58.9	
教育、学習支援業	100.0	96.0	-	-	4.0		57.0	
複合サービス業	100.0	100.0	-	-	-	-	56.0	
サービス業	100.0	99.0	-	-	1.0		56.6	
[事業所規模]								
500人以上	100.0	86.8	-	4.0	8.6		60.7 <58.1>	
100~499人	100.0	83.3	4.5	11.5	0.8		57.5 <57.1>	
30~99人	100.0	95.9	-	-	4.1		58.6 <55.7>	
5~29人	100.0	100.0	-	-	-		56.0 <86.0>	
[労働組合の有無]								
労働組合あり	100.0	94.5	2.3	0.9	2.2		57.3	
労働組合なし	100.0	93.9	-	3.8	2.3		57.7	

・<>は、平成9年度調査の数値である。

第8表 産後休業取得者の配置状況別事業所割合

(%)

	合計	産後休業後直ちに復帰した女性労働者あり			
			原職	原職相当職	原職又は原職相当職以外
合計	100.0	24.3 (100.0)	(98.4)	(0.6)	(1.0)
[産業]					
鉱業	100.0	65.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
建設業	100.0	4.0 (100.0)	(91.2)	(-)	(8.8)
製造業	100.0	28.0 (100.0)	(96.0)	(2.3)	(1.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18.9 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
情報通信業	100.0	13.8 (100.0)	(94.0)	(-)	(6.0)
運輸業	100.0	16.0 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
卸売・小売業	100.0	35.8 (100.0)	(99.5)	(0.0)	(0.5)
金融・保険業	100.0	33.0 (100.0)	(99.5)	(-)	(0.5)
不動産業	100.0	26.6 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
飲食店、宿泊業	100.0	5.6 (100.0)	(95.1)	(-)	(4.9)
医療、福祉	100.0	17.1 (100.0)	(99.4)	(0.6)	(-)
教育、学習支援業	100.0	28.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
複合サービス業	100.0	15.3 (100.0)	(97.1)	(1.9)	(1.0)
サービス業	100.0	18.0 (100.0)	(96.8)	(0.5)	(2.7)
[事業所規模]					
500人以上	100.0	22.5 (100.0)	(94.3)	(4.6)	(1.1)
100~499人	100.0	21.9 (100.0)	(92.7)	(1.9)	(5.4)
30~99人	100.0	21.3 (100.0)	(98.7)	(1.3)	(-)
5~29人	100.0	26.1 (100.0)	(99.6)	(-)	(0.4)
[労働組合の有無]					
労働組合あり	100.0	33.9 (100.0)	(98.2)	(0.6)	(1.2)
労働組合なし	100.0	18.3 (100.0)	(98.6)	(0.6)	(0.8)

・出産者あり事業所=100.0%

第9表 本人の希望別休業取得者の配置状況別事業所割合(M. A.)

(%)

	合 計	全員、本人の希望	本人の希望でなかった者もいた(M.A.)			
				ポストが廃止された	既に代替要員が補充されていた	通常の人事異動の一環
合 計	100.0	43.6	56.4 (100.0)	(2.0)	(64.8)	(36.0)
[産業]						
鉱業	-	-	- (-)	(-)	(-)	(-)
建設業	100.0	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)
製造業	100.0	24.5	75.5 (100.0)	(3.4)	(61.5)	(35.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	- (-)	(-)	(-)	(-)
情報通信業	100.0	-	100.0 (100.0)	(-)	(-)	(100.0)
運輸業	-	-	- (-)	(-)	(-)	(-)
卸売・小売業	100.0	-	100.0 (100.0)	(-)	(100.0)	(-)
金融・保険業	100.0	-	100.0 (100.0)	(-)	(-)	(100.0)
不動産業	-	-	- (-)	(-)	(-)	(-)
飲食店、宿泊業	100.0	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)
医療、福祉	100.0	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)
教育、学習支援業	-	-	- (-)	(-)	(-)	(-)
複合サービス業	100.0	30.0	70.0 (100.0)	(-)	(100.0)	(50.0)
サービス業	100.0	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)
[事業所規模]						
500人以上	100.0	84.6	15.4 (100.0)	(-)	(100.0)	(25.0)
100~499人	100.0	33.8	66.2 (100.0)	(2.8)	(51.7)	(48.9)
30~99人	100.0	8.7	91.3 (100.0)	(-)	(100.0)	(-)
5~29人	100.0	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)
[労働組合の有無]						
労働組合あり	100.0	32.1	67.9 (100.0)	(-)	(53.9)	(50.0)
労働組合なし	100.0	60.8	39.2 (100.0)	(7.2)	(92.8)	(-)

・「原職相当職」又は「原職又は原職相当職以外」に配置した事業所=100%

第10表 産後休業取得者の配置状況別女性労働者割合

(96)

	産後休業取得者計				
		直ちに復帰			
		原職	原職相当職	原職又は原職相当職以外	
合計	100.0	18.2 (100.0)	(96.8)	(1.8)	(1.4)
[産業]					
鉱業	100.0	92.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
建設業	100.0	7.2 (100.0)	(95.4)	(-)	(4.6)
製造業	100.0	17.0 (100.0)	(93.8)	(2.1)	(4.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.6 (100.0)	(94.1)	(5.9)	(-)
情報通信業	100.0	8.4 (100.0)	(95.1)	(-)	(4.9)
運輸業	100.0	44.9 (100.0)	(91.9)	(8.1)	(-)
卸売・小売業	100.0	26.0 (100.0)	(99.5)	(0.0)	(0.5)
金融・保険業	100.0	24.2 (100.0)	(99.5)	(-)	(0.5)
不動産業	100.0	25.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
飲食店、宿泊業	100.0	5.5 (100.0)	(95.1)	(-)	(4.9)
医療、福祉	100.0	10.9 (100.0)	(94.0)	(6.0)	(-)
教育、学習支援業	100.0	20.4 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
複合サービス業	100.0	17.3 (100.0)	(96.5)	(2.2)	(1.2)
サービス業	100.0	15.9 (100.0)	(96.7)	(0.6)	(2.7)
[事業所規模]					
500人以上	100.0	13.1 (100.0)	(92.2)	(7.6)	(0.2)
100~499人	100.0	11.2 (100.0)	(89.3)	(6.1)	(4.6)
30~99人	100.0	18.1 (100.0)	(97.1)	(1.1)	(1.8)
5~29人	100.0	24.0 (100.0)	(99.6)	(-)	(0.4)
[労働組合の有無]					
労働組合あり	100.0	21.4 (100.0)	(97.1)	(1.5)	(1.5)
労働組合なし	100.0	15.3 (100.0)	(96.5)	(2.2)	(1.3)

第11表 育児時間の請求者の有無別事業所割合及び請求状況別女性労働者割合

(%)

	合計			出産後も勤務 している者計	育児時間請 求者	1日2回各30 分		1日1回60分		1日1回90分		必要とされる 時間	その他	不明	
	請求者あり	請求者なし	不明			1日2回各45 分	1日1回60分	1日1回90分	1日2回各30 分	1日2回各45 分					
合計	100.0	82.4	5.3	100.0 <100.0>	10.8 <14.7> (100.0) <100.0>	(99.0) <44.1>	(0.6) <2.8>	(33.6) <39.6>	(0.9) <0.8>	(10.3) <11.4>	(15.6)	(-) <0.7>			
【産業 別業															
建設業	100.0	50.9	-	100.0	49.1 (100.0)	(1.8)	(-)	(7.0)	(-)	(91.2)	(-)	(-)	(-)		
製造業	100.0	92.6	-	100.0	10.4 (100.0)	(90.0)	(-)	(0.2)	(-)	(0.2)	(9.6)	(-)	(-)		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.4	0.0	100.0	6.4 (100.0)	(40.3)	(0.2)	(32.5)	(2.1)	(13.1)	(11.7)	(-)	(-)		
情報通信業	100.0	31.1	-	100.0	21.9 (100.0)	(23.7)	(4.9)	(20.5)	(3.5)	(28.1)	(19.2)	(-)	(-)		
運輸業	100.0	34.0	-	100.0	23.9 (100.0)	(19.9)	(5.6)	(25.6)	(-)	(0.8)	(48.1)	(-)	(-)		
卸売・小売業	100.0	20.3	-	100.0	10.4 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
金融・保険業	100.0	77.5	19.5	100.0	3.7 (100.0)	(33.3)	(-)	(20.6)	(0.5)	(3.7)	(41.8)	(-)	(-)		
飲食店・宿泊業	100.0	71.4	0.1	100.0	21.4 (100.0)	(1.0)	(-)	(49.7)	(-)	(1.8)	(47.5)	(-)	(-)		
医療・福祉	100.0	33.2	-	100.0	32.1 (100.0)	(43.5)	(-)	(56.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
教育・学習支援業	100.0	98.8	-	100.0	3.1 (100.0)	(7.9)	(-)	(8.6)	(-)	(17.9)	(65.6)	(-)	(-)		
複合サービス業	100.0	74.3	0.0	100.0	17.2 (100.0)	(44.6)	(-)	(34.9)	(1.5)	(17.1)	(1.9)	(-)	(-)		
サービス業	100.0	86.8	-	100.0	14.4 (100.0)	(46.2)	(1.6)	(36.3)	(-)	(8.5)	(7.4)	(-)	(-)		
【事業所規模 500人以上	100.0	92.7	-	100.0	8.4 (100.0)	(87.7)	(-)	(6.0)	(-)	(-)	(6.3)	(-)	(-)		
100~499人	100.0	88.2	0.1	100.0	11.6 (100.0)	(32.9)	(1.5)	(45.4)	(0.4)	(12.6)	(7.2)	(-)	(-)		
30~99人	100.0	70.7	0.4	100.0 <100.0>	10.1 <15.4> (100.0) <100.0>	(41.5) <42.2>	(0.9) <0.9>	(40.1) <28.6>	(6.4) <0.9>	(1.6) <25.2>	(9.4)	(-)	<2.1>		
5~29人	100.0	82.3	0.0	100.0 <100.0>	13.6 (100.0) <17.4>	(32.9) <53.7>	(1.3) <2.1>	(43.3) <13.7>	(0.3) <1.6>	(5.2) <17.6>	(17.0)	(-)	<1.2>		
【労働組合の有無 労働組合あり	100.0	86.5	0.0	100.0 <100.0>	10.8 (100.0) <13.8>	(82.5) <76.4>	(0.4) <->	(15.2) <15.3>	(0.8) <0.4>	(3.7) <7.9>	(17.3)	(-)	<->		
労働組合なし	100.0	81.3	8.7	100.0 <100.0>	9.3 (100.0) <13.8>	(30.5) <12.0>	(-) <5.9>	(33.3) <82.1>	(-) <->	(21.2) <->	(15.0)	(-)	<->		
	100.0	72.2	13.5	100.0	11.7 (100.0)	4.2 (36.0)	0.1 (0.7)	4.0 (34.1)	0.2 (1.7)	0.4 (3.7)	2.8 (23.8)	(-)	(-)		
	100.0	88.9	0.0	100.0	10.1 (100.0)	4.2 (42.0)	0.0 (0.5)	3.3 (33.1)	0.0 (0.1)	1.7 (17.1)	0.7 (7.2)	(-)	(-)		

・出産後も引き続き勤務している女性労働者のいたる事業所=100.0%
 ・<->は、平成9年度調査の数値である。

第12表 生理休暇請求者の有無別事業所割合及び生理休暇の請求状況別女性労働者割合

(%)

	合計			女性常用労働者計		
		あり	なし	不明	請求者	
合計	100.0 <100.0>	5.5 <8.1>	94.4	0.1	100.0 <100.0>	1.6 <3.3>
〔産業〕						
鉱業	100.0	0.9	99.1	-	100.0	2.5
建設業	100.0	4.2	95.8	-	100.0	2.8
製造業	100.0	6.8	93.0	0.2	100.0	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16.7	82.7	0.6	100.0	4.0
情報通信業	100.0	17.3	82.7	-	100.0	7.7
運輸業	100.0	6.5	93.5	0.0	100.0	1.5
卸売・小売業	100.0	4.6	95.4	-	100.0	0.9
金融・保険業	100.0	7.2	92.6	0.2	100.0	4.2
不動産業	100.0	9.3	90.7	-	100.0	3.1
飲食店、宿泊業	100.0	1.3	98.7	0.0	100.0	0.1
医療、福祉	100.0	5.5	93.4	1.0	100.0	1.5
教育、学習支援業	100.0	6.9	93.1	0.0	100.0	1.8
複合サービス業	100.0	1.7	96.4	1.9	100.0	0.3
サービス業	100.0	7.5	92.5	0.0	100.0	1.9
〔事業所規模〕						
500人以上	100.0 <100.0>	43.2 <50.1>	55.0	1.8	100.0 <100.0>	2.5 <3.4>
100～499人	100.0 <100.0>	20.1 <30.4>	79.5	0.4	100.0 <100.0>	2.2 <4.6>
30～99人	100.0 <100.0>	8.0 <14.7>	91.8	0.2	100.0 <100.0>	1.2 <3.4>
5～29人	100.0 <100.0>	4.6 <6.3>	95.3	0.1	100.0 <100.0>	1.6 <2.7>
〔労働組合の有無〕						
労働組合あり	100.0	7.9	92.0	0.1	100.0	2.6
労働組合なし	100.0	4.8	95.1	0.1	100.0	1.2

・女性常用労働者のいる事業所＝100.0%

・< >は、平成9年度調査の数値である。

第13表 妊産婦の通院休暇制度の内容別事業所割合

(%)

	合計	規定あり	規定なし					不明	
			1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他		
合計	100.0 <100.0>	37.7 <17.2> (100.0)	(18.5)	(3.1)	(11.1)	(59.3)	(8.0)	62.3	0.0
[産業] 鉱業	100.0	35.4 (100.0)	(8.0)	(0.4)	(21.9)	(68.8)	(0.8)	64.6	-
建設業	100.0	32.4 (100.0)	(3.2)	(0.3)	(0.7)	(84.0)	(11.8)	67.6	-
製造業	100.0	29.6 (100.0)	(13.1)	(4.3)	(12.8)	(59.4)	(10.3)	70.4	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	59.8 (100.0)	(9.6)	(17.5)	(22.1)	(47.4)	(3.3)	40.2	-
情報通信業	100.0	37.4 (100.0)	(24.2)	(2.4)	(13.6)	(49.9)	(9.9)	62.6	-
運輸業	100.0	33.9 (100.0)	(16.9)	(2.2)	(5.2)	(72.0)	(3.7)	66.1	-
卸売・小売業	100.0	41.0 (100.0)	(20.8)	(3.6)	(15.8)	(50.2)	(9.6)	59.0	-
金融・保険業	100.0	75.2 (100.0)	(32.6)	(2.6)	(11.9)	(46.9)	(6.0)	24.8	-
不動産業	100.0	48.9 (100.0)	(16.2)	(0.3)	(10.5)	(72.2)	(0.8)	51.1	-
飲食店、宿泊業	100.0	27.0 (100.0)	(23.6)	(-)	(7.1)	(67.5)	(1.8)	73.0	-
医療、福祉	100.0	43.7 (100.0)	(21.5)	(2.4)	(12.7)	(59.8)	(3.7)	56.3	-
教育、学習支援業	100.0	39.7 (100.0)	(24.7)	(0.5)	(13.3)	(56.2)	(5.3)	60.3	-
複合サービス業	100.0	52.1 (100.0)	(4.8)	(0.6)	(13.1)	(69.0)	(12.5)	47.9	-
サービス業	100.0	36.4 (100.0)	(22.1)	(6.7)	(10.1)	(55.0)	(6.1)	63.6	0.0
[事業所規模] 500人以上	100.0 <100.0>	76.2 <26.9> (100.0)	(19.5)	(6.2)	(20.9)	(41.9)	(11.4)	23.8	-
100~499人	100.0 <100.0>	51.7 <19.8> (100.0)	(23.4)	(4.9)	(14.7)	(49.1)	(8.0)	48.3	-
30~99人	100.0 <100.0>	40.5 <19.8> (100.0)	(19.0)	(4.4)	(10.5)	(57.1)	(8.8)	59.5	0.0
5~29人	100.0 <100.0>	36.9 <16.7> (100.0)	(18.2)	(2.8)	(11.0)	(60.2)	(7.8)	63.1	-
[労働組合の有無] 労働組合あり	100.0	61.7 (100.0)	(26.3)	(2.9)	(14.6)	(49.9)	(6.4)	38.3	-
労働組合なし	100.0	30.7 (100.0)	(13.9)	(3.2)	(9.0)	(64.9)	(8.9)	69.3	0.0

・事業所総数=100.0%

・<>は、平成9年度調査の数値である。

第14表 妊娠中の通勤緩和の措置の内容別事業所割合

(%)

	合計	規定あり (M. A.)	時差通勤	勤務時間 短縮	通勤時間					不明	手段経路 の変更	その他	規定なし
					30分以内	30～60分	60分を超 える	必要な時 間					
合計	100.0 <100.0>	28.5 <11.8> (100.0) <100.0>	(55.8)	(77.1) <74.4> (100.0)	(3.2)	(34.3)	(11.7)	(50.8)	(0.0)	(12.6)	(15.3)	71.6	
[産業]													
紙業	100.0	19.0 (100.0)	(57.9)	(98.2) (100.0)	(-)	(54.8)	(1.6)	(43.7)	(-)	(26.6)	(2.0)	81.0	
建設業	100.0	19.5 (100.0)	(59.2)	(84.8) (100.0)	(4.6)	(36.9)	(15.3)	(43.2)	(-)	(5.1)	(6.4)	80.5	
製造業	100.0	21.4 (100.0)	(54.5)	(76.1) (100.0)	(3.3)	(33.2)	(13.1)	(50.4)	(-)	(14.1)	(19.7)	78.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.9 (100.0)	(68.7)	(80.7) (100.0)	(2.9)	(46.0)	(36.0)	(15.1)	(-)	(14.7)	(6.8)	38.1	
情報通信業	100.0	34.3 (100.0)	(50.0)	(80.4) (100.0)	(0.0)	(38.4)	(10.5)	(51.1)	(-)	(25.8)	(15.0)	65.7	
運輸業	100.0	24.7 (100.0)	(72.6)	(72.4) (100.0)	(7.6)	(26.7)	(16.4)	(49.3)	(-)	(17.4)	(21.9)	75.3	
卸売・小売業	100.0	30.4 (100.0)	(50.1)	(76.3) (100.0)	(0.8)	(12.9)	(14.8)	(71.4)	(-)	(17.9)	(18.1)	69.6	
金融・保険業	100.0	68.6 (100.0)	(77.0)	(69.8) (100.0)	(8.6)	(60.5)	(3.4)	(27.4)	(-)	(10.4)	(10.0)	31.4	
不動産業	100.0	40.6 (100.0)	(42.4)	(70.5) (100.0)	(-)	(61.1)	(12.8)	(26.0)	(-)	(0.6)	(23.0)	59.4	
飲食店、宿泊業	100.0	29.0 (100.0)	(36.9)	(84.1) (100.0)	(1.4)	(46.3)	(7.3)	(46.0)	(-)	(1.3)	(13.8)	71.0	
医療、福祉	100.0	26.7 (100.0)	(54.3)	(69.8) (100.0)	(0.0)	(78.9)	(3.2)	(17.9)	(-)	(10.6)	(9.4)	73.3	
教育、学習支援業	100.0	25.9 (100.0)	(71.2)	(75.0) (100.0)	(3.4)	(46.2)	(8.3)	(42.1)	(-)	(13.6)	(20.3)	74.1	
複合サービス業	100.0	46.8 (100.0)	(51.7)	(84.8) (100.0)	(1.8)	(53.1)	(4.8)	(40.3)	(-)	(4.6)	(18.2)	53.2	
サービス業	100.0	28.6 (100.0)	(59.5)	(77.3) (100.0)	(5.9)	(36.3)	(10.5)	(47.3)	(0.0)	(13.7)	(15.3)	71.4	
[事業所規模]													
500人以上	100.0 <100.0>	67.3 <22.0> (100.0) <100.0>	(63.2)	(76.7) <74.3> (100.0)	(4.0)	(29.4)	(30.2)	(36.5)	(-)	(22.7)	(24.4)	32.7	
100～499人	100.0 <100.0>	46.5 <14.9> (100.0) <100.0>	(63.7)	(79.6) <75.1> (100.0)	(2.1)	(40.7)	(16.0)	(41.2)	(-)	(17.3)	(21.6)	53.5	
30～99人	100.0 <100.0>	33.7 <14.8> (100.0) <100.0>	(60.2)	(74.9) <70.4> (100.0)	(4.5)	(40.6)	(14.7)	(40.2)	(-)	(14.0)	(18.2)	66.3	
5～29人	100.0 <100.0>	27.2 <11.2> (100.0) <100.0>	(54.7)	(77.3) <75.1> (100.0)	(3.1)	(32.9)	(10.9)	(53.1)	(0.0)	(12.1)	(14.5)	72.8	
[労働組合の有無]													
労働組合あり	100.0	50.7 (100.0)	32.6 (64.2)	37.9 (74.6) (100.0)	1.1 (2.1) (2.9)	11.2 (22.0) (29.5)	2.9 (5.7) (7.7)	22.7 (44.7) (59.9)	0.0 (0.0) (0.0)	8.8 (17.2)	8.4 (16.5)	49.3	
労働組合なし	100.0	21.9 (100.0)	11.0 (50.1)	17.3 (78.8) (100.0)	0.6 (2.7) (3.5)	6.4 (29.4) (37.3)	2.5 (11.2) (14.2)	7.8 (35.4) (45.0)	- (-) (-)	2.1 (9.5)	3.2 (14.4)	78.1	

・事業所総数=100.0%

・<>は、平成9年度調査の数値である。

(%)

	規定内容				設備の内容				不明					
	規定あり (M. A.)	休憩時間の 延長	休憩回数 の増加	休憩時間 の変更	必要に 応じた 休憩	規定なし	不明	設備の内容						
								作業場の近 くに椅子を 設置してい る		作業場の近 くに椅子を 設置してい る	欄になるた めの長椅子 等を設置し ている	その他		
合計	100.0 <100.0>	28.2 <5.3> (100.0)	(30.9)	(10.8)	(72.9)	71.8	0.0	44.9 <21.1> (100.0)	(64.8)	(19.4)	(23.1)	(19.1)	55.1	0.0
[産業]														
鉱業	100.0	26.4 (100.0)	(10.0)	(0.2)	(90.0)	73.6	-	35.0 (100.0)	(70.0)	(1.2)	(22.4)	(14.9)	65.0	-
建設業	100.0	24.9 (100.0)	(35.6)	(10.3)	(53.9)	75.1	-	46.4 (100.0)	(76.6)	(10.9)	(24.7)	(15.3)	53.6	-
製造業	100.0	22.3 (100.0)	(31.9)	(11.8)	(75.8)	77.7	0.0	41.5 (100.0)	(63.5)	(25.2)	(24.3)	(15.8)	58.4	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	57.7 (100.0)	(71.1)	(42.8)	(44.3)	42.3	-	66.8 (100.0)	(84.6)	(28.1)	(29.4)	(12.5)	32.0	1.2
情報通信業	100.0	21.5 (100.0)	(31.6)	(10.6)	(59.7)	78.5	-	21.7 (100.0)	(65.2)	(30.7)	(30.9)	(3.6)	78.3	-
運輸業	100.0	20.9 (100.0)	(28.6)	(15.2)	(69.9)	79.1	-	43.9 (100.0)	(78.9)	(23.0)	(27.8)	(14.3)	55.1	-
卸売・小売業	100.0	29.8 (100.0)	(27.5)	(11.4)	(81.3)	70.2	-	46.8 (100.0)	(57.9)	(18.9)	(22.0)	(25.7)	53.2	-
金融・保険業	100.0	56.5 (100.0)	(53.1)	(9.8)	(46.5)	43.5	-	61.9 (100.0)	(66.2)	(11.6)	(41.9)	(7.3)	38.1	-
不動産業	100.0	39.3 (100.0)	(17.0)	(1.0)	(78.9)	60.7	-	40.7 (100.0)	(44.7)	(26.3)	(9.2)	(22.2)	59.3	-
飲食店・宿泊業	100.0	27.0 (100.0)	(31.8)	(20.0)	(81.3)	73.0	-	35.2 (100.0)	(58.0)	(33.0)	(17.0)	(15.1)	64.8	-
医療・福祉	100.0	33.9 (100.0)	(18.3)	(8.5)	(82.2)	66.1	-	62.3 (100.0)	(70.8)	(23.6)	(24.7)	(20.5)	37.7	-
教育・学習支援業	100.0	32.6 (100.0)	(32.6)	(4.8)	(74.5)	67.4	-	41.4 (100.0)	(55.1)	(17.1)	(18.5)	(22.4)	58.6	-
複合サービス業	100.0	38.8 (100.0)	(23.3)	(10.6)	(79.5)	61.2	-	53.2 (100.0)	(76.1)	(9.3)	(6.7)	(23.6)	46.8	-
サービス業	100.0	25.0 (100.0)	(23.2)	(6.5)	(78.1)	75.0	0.0	40.0 (100.0)	(63.8)	(19.8)	(19.0)	(18.3)	60.0	0.0
[事業所規模]														
500人以上	100.0 <100.0>	56.8 <5.9> (100.0)	(53.1)	(25.1)	(56.7)	43.2	-	71.2 <49.1> (100.0)	(79.7)	(30.4)	(20.0)	(18.2)	28.8	-
100~499人	100.0 <100.0>	40.5 <6.4> (100.0)	(43.0)	(15.1)	(66.0)	59.5	0.0	62.8 <40.1> (100.0)	(72.6)	(24.6)	(25.6)	(15.0)	37.2	0.0
30~99人	100.0 <100.0>	30.5 <7.1> (100.0)	(33.7)	(13.4)	(68.9)	69.5	-	49.7 <28.0> (100.0)	(66.3)	(18.4)	(24.8)	(16.8)	50.3	0.0
5~29人	100.0 <100.0>	27.5 <6.2> (100.0)	(29.8)	(10.2)	(73.7)	72.5	-	43.7 <19.4> (100.0)	(64.1)	(19.3)	(22.7)	(19.6)	56.3	0.0
[労働組合の有無]														
労働組合あり	100.0	39.7 (100.0)	14.7 (36.9)	7.5 (18.9)	28.0 (70.5)	60.3	0.0	54.8 (100.0)	(62.9)	(27.5)	(28.4)	(18.5)	45.2	0.0
労働組合なし	100.0	24.8 (100.0)	6.6 (30.0)	1.7 (7.0)	18.4 (74.0)	75.2	0.0	42.0 (100.0)	(65.5)	(16.3)	(21.1)	(19.3)	58.0	0.0

*事業所数=100.0%
* <>は、平成9年度調査の数値である。

第15表 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の規定内容別事業評価割合

業種	合計	規定あり (%)	業務時間短縮										休業	休業 日数	休業 日数	不明			
			作業者の制限	30分以内					90分を超える								必要短時間	不明	
				30分以内	30~60分	60分を超える	必要短時間	不明	1~7日	8~14日	15~21日	22日以上							休業とされる 日数
合計	100.0 <100.0>	37.0 (100.0)	17.3 (46.7)	26.2 (70.8) (100.0)	(1.2)	(21.7)	(15.2)	(61.9)	(0.0)	(4.6)	(6.6)	(9.4)	(14.8)	(73.5)	(0.0)	7.1 (19.1)	63.0	不明	
(産業) 鉱業	100.0	27.0 (100.0)	11.4 (42.0)	16.3 (60.1) (100.0)	(-)	(47.6)	(2.7)	(49.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(44.7)	(55.3)	(-)	2.7 (10.0)	73.0	-	
建設業	100.0	24.6 (100.0)	12.0 (48.3)	16.7 (67.4) (100.0)	(-)	(19.5)	(15.8)	(64.7)	(-)	(0.5)	(0.1)	(0.1)	(13.0)	(86.4)	(-)	4.6 (18.5)	75.2	-	
製造業	100.0	30.9 (100.0)	15.7 (51.0)	20.7 (67.0) (100.0)	(1.4)	(23.6)	(13.0)	(62.0)	(0.0)	(5.1)	(4.7)	(0.4)	(19.6)	(70.2)	(0.0)	5.1 (17.0)	68.2	0.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	57.1 (100.0)	55.6 (97.2)	55.4 (97.0) (100.0)	(4.0)	(22.8)	(18.8)	(54.4)	(-)	(0.7)	(-)	(0.1)	(14.8)	(84.4)	(-)	12.4 (18.5)	32.9	-	
情報通信業	100.0	38.6 (100.0)	22.2 (57.5)	25.9 (67.2) (100.0)	(-)	(17.6)	(12.9)	(69.5)	(-)	(0.9)	(0.6)	(4.8)	(12.0)	(73.0)	(-)	6.4 (18.5)	61.4	-	
運輸業	100.0	35.3 (100.0)	16.4 (46.4)	24.3 (69.4) (100.0)	(1.7)	(22.4)	(19.1)	(56.9)	(-)	(6.9)	(7.9)	(0.3)	(17.0)	(88.0)	(-)	5.8 (18.5)	64.7	-	
卸売・小売業	100.0	41.2 (100.0)	15.7 (38.0)	23.7 (57.5) (100.0)	(0.3)	(7.1)	(22.0)	(70.6)	(-)	(0.3)	(11.9)	(0.1)	(10.6)	(77.2)	(-)	10.6 (25.6)	29.4	-	
金融・保険業	100.0	70.6 (100.0)	50.1 (70.8)	54.1 (76.6) (100.0)	(0.0)	(45.3)	(0.7)	(54.0)	(-)	(4.4)	(0.8)	(0.5)	(15.6)	(78.7)	(-)	6.7 (16.7)	69.0	-	
不動産業	100.0	40.0 (100.0)	21.3 (53.2)	30.8 (77.1) (100.0)	(5.4)	(14.4)	(2.1)	(78.2)	(-)	(6.8)	(6.3)	(0.8)	(6.9)	(79.2)	(-)	8.5 (21.2)	58.8	-	
飲食店、宿泊業	100.0	32.9 (100.0)	11.3 (34.3)	24.8 (75.2) (100.0)	(0.2)	(43.4)	(16.0)	(40.5)	(-)	(17.8)	(14.0)	(0.2)	(21.2)	(65.8)	(-)	4.5 (13.7)	67.1	-	
医療、福祉	100.0	43.8 (100.0)	23.8 (54.4)	29.8 (68.0) (100.0)	(2.2)	(39.8)	(9.6)	(48.4)	(-)	(11.3)	(6.4)	(-)	(17.6)	(64.8)	(-)	5.9 (13.6)	56.2	-	
教育、学習支援業	100.0	42.8 (100.0)	19.6 (45.8)	26.0 (60.7) (100.0)	(6.5)	(27.6)	(8.5)	(57.4)	(-)	(6.6)	(7.4)	(0.6)	(13.3)	(72.2)	(-)	7.5 (17.5)	57.1	-	
複合サービス業	100.0	60.6 (100.0)	47.6 (78.6)	48.7 (80.2) (100.0)	(1.6)	(41.2)	(4.2)	(53.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(7.1)	(92.9)	(-)	10.1 (18.7)	39.4	-	
サービス業	100.0	35.2 (100.0)	16.1 (45.7)	24.5 (69.5) (100.0)	(3.9)	(21.3)	(14.1)	(61.5)	(0.0)	(6.2)	(4.8)	(1.0)	(17.8)	(70.1)	(0.0)	5.9 (16.8)	64.8	-	
[学業評価] 500人以上	100.0 <100.0>	75.5 (100.0)	51.3 (67.9)	59.2 (78.4) (100.0)	(1.7)	(16.6)	(31.8)	(49.4)	(0.6)	(0.0)	(10.2)	(2.1)	(13.2)	(73.2)	(0.4)	15.8 (21.1)	24.5	-	
100~499人	100.0 <100.0>	58.7 (100.0)	35.2 (59.9)	45.5 (77.5) (100.0)	(1.9)	(23.1)	(18.5)	(56.5)	(-)	(1.6)	(6.3)	(1.4)	(13.1)	(77.7)	(-)	10.9 (18.5)	41.3	0.0	
30~99人	100.0 <100.0>	43.3 (100.0)	22.2 (51.2)	32.4 (74.8) (100.0)	(3.1)	(23.5)	(17.9)	(55.5)	(-)	(3.7)	(4.8)	(1.3)	(16.2)	(74.0)	(0.0)	6.7 (15.5)	56.7	-	
5~29人	100.0 <100.0>	35.4 (100.0)	16.0 (45.2)	24.7 (69.8) (100.0)	(0.8)	(21.3)	(14.5)	(63.4)	(0.0)	(4.9)	(6.9)	(0.2)	(14.7)	(73.2)	(-)	7.0 (19.7)	64.6	0.0	
[労働組合の有無] 労働組合あり	100.0	57.1 (100.0)	33.1 (57.9)	43.7 (76.6) (100.0)	(0.9)	(17.3)	(10.4)	(71.4)	(0.0)	(4.3)	(6.2)	(0.8)	(13.9)	(74.9)	(0.0)	10.2 (18.0)	42.9	0.0	
労働組合なし	100.0	31.0 (100.0)	12.6 (40.6)	21.0 (67.7) (100.0)	(1.3)	(24.3)	(18.2)	(56.1)	(0.0)	(4.8)	(6.9)	(0.2)	(15.5)	(72.6)	(0.0)	6.1 (19.7)	69.0	0.0	

*業種別評価は100.0%
* < > は、平成9年度調査の概算である。

第17表 母性健康増進措置申請に必要な書類別事業所割合(M. A.)

(1) 通院休暇、通勤緩和、妊娠中の休憩

	通院休暇										通勤緩和										妊娠中の休憩									
	合計		連絡カード		申請書		診断書		母子健康手帳の写		その他		書類不 明		合計		連絡カード		申請書		診断書		母子健康手帳の写		その他		書類不 明			
合 計	100.0	23.5	30.6	19.7	11.9	8.7	33.1	1.7	100.0	31.3	28.5	15.3	8.0	9.5	31.5	1.2	100.0	28.9	22.3	13.8	7.0	7.1	40.7	1.8						
【産業】																														
鉱業	100.0	7.9	23.7	15.4	14.6	7.2	45.9	-	100.0	1.5	14.0	15.5	13.2	0.3	56.3	13.2	100.0	0.7	10.0	10.0	29.0	0.2	59.9	-						
建設業	100.0	15.4	20.1	8.6	6.3	5.9	55.5	0.3	100.0	13.0	19.1	5.6	1.5	0.7	63.7	0.0	100.0	9.5	14.8	0.9	0.4	0.7	75.7	0.3						
製造業	100.0	21.9	30.4	22.8	9.9	8.0	34.7	0.4	100.0	28.9	29.1	22.4	9.1	10.1	27.1	2.4	100.0	26.4	24.3	22.0	7.1	7.5	38.1	0.3						
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	17.3	48.5	11.1	12.0	11.7	24.7	2.4	100.0	73.9	53.7	25.8	7.8	0.9	12.4	1.0	100.0	78.5	10.3	25.7	6.3	1.0	9.0	0.4						
情報通信業	100.0	27.1	49.5	14.6	13.1	6.0	29.0	1.5	100.0	16.6	49.6	16.0	8.3	11.3	25.6	1.5	100.0	19.0	35.1	27.4	3.5	11.9	34.0	1.6						
運輸業	100.0	29.7	29.2	31.5	17.6	5.3	25.8	2.3	100.0	42.1	28.2	22.2	11.8	5.1	12.7	2.0	100.0	44.5	40.5	27.3	19.0	10.0	11.2	-						
卸売・小売業	100.0	27.5	37.2	20.0	11.9	12.2	23.8	3.4	100.0	37.2	35.9	15.9	3.3	16.3	21.4	0.3	100.0	33.1	24.7	11.2	7.3	12.1	32.2	4.7						
金融・保険業	100.0	38.9	24.4	28.3	15.8	9.9	28.8	0.0	100.0	59.4	21.4	20.7	11.4	6.1	25.8	2.7	100.0	74.5	20.0	19.5	7.4	3.6	17.2	0.0						
不動産業	100.0	22.6	53.4	23.4	19.0	13.3	17.2	3.2	100.0	30.7	47.7	16.5	25.9	16.2	25.8	0.2	100.0	27.5	54.3	24.2	22.3	16.2	18.0	0.2						
飲食店、宿泊業	100.0	10.3	12.5	10.9	23.2	5.3	41.7	0.8	100.0	14.9	9.8	3.0	14.6	4.9	54.4	1.3	100.0	9.6	9.4	7.2	13.2	0.2	61.5	0.6						
医療、福祉	100.0	14.8	31.6	29.9	9.9	2.7	39.0	-	100.0	20.5	22.6	30.5	14.5	3.0	36.1	-	100.0	16.7	13.2	30.2	6.5	5.5	39.1	-						
教育、学習支援業	100.0	37.3	26.4	20.5	11.7	5.8	33.3	0.0	100.0	45.4	25.3	24.7	11.1	6.4	27.7	0.0	100.0	35.7	18.7	23.1	8.3	5.0	40.1	0.0						
複合サービス業	100.0	27.6	55.8	32.9	13.2	5.9	14.2	1.3	100.0	27.7	44.1	32.7	4.5	2.2	26.5	0.0	100.0	19.7	36.3	28.4	1.3	1.9	36.3	-						
サービス業	100.0	19.3	29.0	17.7	10.3	8.7	34.0	2.4	100.0	24.8	28.2	15.9	11.1	9.6	29.2	2.9	100.0	27.0	25.0	10.5	5.3	7.4	39.7	1.4						
【事業所規模】																														
500人以上	100.0	36.3	45.5	30.9	18.3	11.4	12.4	0.6	100.0	51.2	42.5	27.5	11.4	5.9	11.2	0.7	100.0	54.6	36.1	26.6	11.1	6.5	17.4	0.4						
100～499人	100.0	32.4	45.0	24.0	13.2	9.7	15.6	0.8	100.0	40.9	36.5	22.7	9.8	9.6	17.8	1.4	100.0	43.0	27.5	23.0	8.2	7.8	26.0	0.8						
30～99人	100.0	22.2	39.7	21.1	11.5	9.3	26.3	2.4	100.0	27.3	36.7	18.5	10.4	8.9	26.2	1.9	100.0	27.5	30.7	17.8	6.5	7.1	35.6	1.9						
5～29人	100.0	23.3	28.6	19.2	11.8	8.6	34.8	1.7	100.0	31.4	26.6	15.6	7.5	9.7	33.1	1.1	100.0	28.4	20.7	12.8	7.0	7.1	42.1	1.8						
【労働組合の有無】																														
労働組合あり	100.0	35.8	38.3	22.4	15.6	8.4	19.8	0.9	100.0	44.1	37.8	18.0	8.8	8.3	19.2	1.5	100.0	52.6	37.9	15.9	6.8	8.3	15.6	0.2						
労働組合なし	100.0	16.3	26.0	18.0	9.7	8.9	40.9	2.2	100.0	22.6	22.1	15.2	7.5	10.4	39.8	1.0	100.0	17.8	14.9	12.8	7.1	6.5	52.4	2.5						

・各々の事項の規定あり事業所総数=100.0%

第17表 母性健康管理措置申請に必要な書類別事業所割合(M. A.)
 (2) 妊娠中又は出産後の症状等に対する措置

	作業の制限											勤務時間の短縮											休業															
	合計			連絡カード			申請書			母子健康手帳の写			その他			書類不 明			合計			連絡カード			申請書			母子健康手帳の写			その他			書類不 明				
	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明	割合	件数	不明					
合 計	100.0	39.4	28.1	19.3	4.7	7.0	31.6	0.6	100.0	31.7	37.8	19.0	6.0	8.2	24.4	0.9	100.0	32.7	46.8	30.1	8.6	5.8	17.5	0.9														
【産業】																																						
鉱業	100.0	3.8	23.7	44.5	45.3	0.4	26.3	-	100.0	3.6	46.2	18.6	0.9	-	46.7	-	100.0	52.0	44.7	89.4	-	-	0.8	-														
建設業	100.0	20.5	29.9	2.5	1.1	0.3	51.5	0.0	100.0	15.3	23.2	13.1	1.3	0.8	52.3	0.0	100.0	15.3	25.7	34.7	2.4	0.2	38.3	0.5														
製造業	100.0	36.3	25.1	27.3	6.2	11.1	26.2	2.2	100.0	29.4	35.9	19.4	6.2	10.5	25.4	1.6	100.0	32.4	40.1	28.9	10.7	6.5	22.3	0.4														
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.9	18.4	31.2	5.9	0.6	7.8	0.4	100.0	75.8	44.8	31.6	9.6	2.2	2.1	0.4	100.0	70.6	44.9	46.2	8.8	3.1	3.3	2.1														
情報通信業	100.0	18.4	12.3	12.6	2.3	11.3	60.0	0.4	100.0	23.5	48.2	15.3	14.8	14.0	19.2	1.7	100.0	21.1	54.0	35.9	10.3	16.0	8.5	-														
運輸業	100.0	32.0	29.5	35.2	14.9	2.5	20.6	4.9	100.0	40.9	40.9	40.2	22.7	4.9	8.1	1.7	100.0	20.5	35.4	34.5	22.8	5.1	28.5	-														
卸売・小売業	100.0	46.4	35.4	21.3	5.0	9.8	26.6	0.0	100.0	34.3	44.1	16.8	3.5	12.5	19.1	0.2	100.0	38.8	59.8	25.8	1.0	8.3	12.8	-														
金融・保険業	100.0	72.4	18.3	18.3	0.3	4.0	18.6	0.0	100.0	65.2	24.8	30.5	4.4	3.8	9.3	-	100.0	70.1	35.5	24.4	6.4	4.8	5.7	-														
不動産業	100.0	50.7	48.9	8.4	33.3	23.1	17.9	-	100.0	35.2	57.7	13.2	23.7	15.7	10.8	-	100.0	32.2	69.1	11.8	26.2	11.1	5.5	0.2														
飲食店、宿泊業	100.0	22.6	34.3	17.2	1.4	0.4	27.1	0.3	100.0	11.2	37.9	5.0	3.3	5.6	38.4	1.7	100.0	18.5	53.3	13.3	6.2	8.2	15.4	8.1														
医療、福祉	100.0	25.5	18.0	27.8	3.7	7.5	45.2	-	100.0	26.5	36.2	33.6	10.4	6.4	18.5	-	100.0	17.1	39.0	59.1	23.4	4.9	13.4	-														
教育、学習支援業	100.0	43.0	30.3	29.8	12.8	8.1	25.8	-	100.0	45.5	33.1	23.2	11.3	7.8	25.1	-	100.0	46.9	48.6	29.1	16.1	6.3	12.6	-														
複合サービス業	100.0	29.9	27.9	31.9	0.8	9.3	22.1	0.1	100.0	38.9	46.4	42.4	12.4	6.4	9.4	0.0	100.0	38.7	69.0	35.1	7.5	6.2	5.8	-														
サービス業	100.0	33.1	23.7	10.9	3.7	6.4	40.9	0.9	100.0	25.5	37.9	13.8	6.0	5.7	27.8	3.0	100.0	30.1	49.9	32.3	12.5	3.7	15.3	1.8														
【事業所規模】																																						
500人以上	100.0	59.2	29.2	30.2	10.0	5.0	14.7	0.4	100.0	57.2	55.2	29.0	14.4	4.8	5.2	0.1	100.0	56.2	49.8	37.7	17.3	7.3	5.0	0.2														
100～499人	100.0	48.0	29.5	25.5	8.0	7.1	19.9	0.8	100.0	44.5	45.1	27.5	9.6	8.4	10.9	0.8	100.0	46.9	49.9	36.7	14.3	6.4	6.3	0.2														
30～99人	100.0	40.7	30.4	23.7	4.8	7.5	27.2	2.2	100.0	33.0	41.5	21.2	9.9	8.3	21.6	1.5	100.0	31.7	50.2	27.9	13.4	7.1	14.1	1.3														
5～29人	100.0	38.5	27.5	18.0	4.4	6.9	33.2	0.3	100.0	30.6	36.7	18.1	5.0	8.1	25.7	0.8	100.0	32.0	46.0	30.1	7.4	5.5	18.8	0.9														
【労働組合の有無】																																						
労働組合あり	100.0	56.6	31.5	26.4	3.5	10.3	18.3	0.6	100.0	49.9	39.8	22.8	7.9	10.7	12.3	0.8	100.0	49.6	51.5	27.7	8.1	9.7	5.9	0.2														
労働組合なし	100.0	26.1	25.4	13.8	5.6	4.5	41.8	0.6	100.0	20.6	36.5	16.7	4.8	6.6	31.8	0.9	100.0	21.5	43.8	31.7	9.0	3.1	25.2	1.4														

・各々の事項の規定あり事業所総数=100.0%

	合計		請求者あり		請求者なし		不明		請求者					平均請求回数
	100.0 <100.0>	15.3 <4.8>	84.5	0.2	100.0	<9.2> (19.1) (100.0)	12.7	1日単位 (8.9) (46.8)	半日単位 (3.3) (17.1)	時間単位 (0.8) (4.0)	必要に応じて (6.0) (31.3)	その他 (0.1) (0.5)	4.1	
合計	100.0 <100.0>	15.3 <4.8>	84.5	0.2	100.0	<9.2> (19.1) (100.0)	12.7	(8.9) (46.8)	(3.3) (17.1)	(0.8) (4.0)	(6.0) (31.3)	(0.1) (0.5)	4.1	
【産業】														
鉱業	100.0	31.9	68.1	-	100.0	31.2 (100.0)	(-)	(3.7)	(-)	(96.3)	(-)	(-)	5.0	
建設業	100.0	27.9	72.1	-	100.0	27.0 (100.0)	(-)	(91.2)	(4.3)	(-)	(4.5)	(-)	1.1	
製造業	100.0	17.3	82.4	0.3	100.0	13.7 (100.0)	0.3	(48.7)	(7.9)	(9.2)	(31.1)	(1.8)	5.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.8	82.7	6.6	100.0	6.3 (100.0)	6.6	(4.3)	(36.2)	(-)	(59.4)	(-)	8.3	
情報通信業	100.0	9.4	90.6	-	100.0	11.0 (100.0)	-	(54.2)	(27.3)	(-)	(11.0)	(7.5)	5.5	
運輸業	100.0	34.8	65.2	-	100.0	21.2 (100.0)	-	(81.1)	(-)	(17.7)	(-)	(1.2)	2.0	
卸売・小売業	100.0	8.0	92.0	0.0	100.0	6.5 (100.0)	0.0	(15.2)	(75.9)	(5.1)	(3.8)	(-)	5.4	
金融・保険業	100.0	4.2	95.8	0.0	100.0	5.3 (100.0)	0.0	(59.2)	(-)	(-)	(40.8)	(-)	6.3	
不動産業	100.0	19.5	80.5	-	100.0	18.1 (100.0)	-	(98.7)	(-)	(0.6)	(0.8)	(-)	8.6	
飲食店・宿泊業	100.0	26.7	73.3	-	100.0	24.8 (100.0)	-	(9.2)	(-)	(-)	(90.8)	(-)	3.3	
医療・福祉	100.0	23.0	77.0	-	100.0	15.9 (100.0)	-	(42.3)	(2.6)	(1.5)	(53.5)	(0.1)	4.4	
教育、学習支援業	100.0	21.2	78.8	-	100.0	17.6 (100.0)	-	(75.3)	(7.6)	(6.6)	(10.3)	(0.2)	3.6	
複合サービス業	100.0	9.7	90.3	-	100.0	7.4 (100.0)	-	(71.6)	(1.1)	(1.3)	(25.0)	(-)	5.6	
サービス業	100.0	12.0	87.2	0.8	100.0	10.8 (100.0)	0.8	(26.6)	(33.6)	(3.2)	(36.3)	(0.2)	3.5	
【事業所規模】														
500人以上	100.0 <100.0>	26.1 <39.4>	73.2	0.7	100.0 <100.0>	11.6 <22.2> (100.0)	0.7	(48.4)	(18.0)	(10.3)	(20.6)	(1.9)	4.9	
100~499人	100.0 <100.0>	13.8 <17.1>	85.8	0.4	100.0 <100.0>	12.4 <5.7> (100.0)	0.4	(50.1)	(5.9)	(6.6)	(37.2)	(0.2)	4.0	
30~99人	100.0 <100.0>	14.0 <5.0>	85.4	0.6	100.0 <100.0>	11.3 <4.1> (100.0)	0.6	(49.4)	(14.8)	(9.6)	(23.3)	(2.0)	6.3	
5~29人	100.0 <100.0>	15.7 <4.1>	84.3	-	100.0 <100.0>	13.6 <9.4> (100.0)	-	(44.5)	(22.2)	(0.3)	(33.1)	(-)	3.4	
【労働組合の有無】														
労働組合あり	100.0	6.2	93.5	0.3	100.0	9.0 (100.0)	0.3	(51.4)	(8.0)	(8.6)	(30.3)	(1.5)	4.1	
労働組合なし	100.0	19.2	80.7	0.1	100.0	14.9 (100.0)	0.1	(45.2)	(20.3)	(2.4)	(31.7)	(0.2)	4.2	

・妊産婦総数=100.0%

・妊産婦のいた事業所=100.0%
・<>は、平成9年度調査の数値である。

第19表 妊娠中の通勤緩和の措置の請求者の有無別事業所割合及び請求状況別女性労働者割合

(%)

	合計			請求者					通勤緩和の短縮			通勤緩和や通勤その他		
	請求者あり	請求者なし	不明	請求者あり	請求者なし	不明	請求者	隔差通勤	30分以内	30分を超え60分以内	60分を超える	通勤緩和や通勤その他	経路の変更	
合計	100.0 <100.0>	95.9	0.2	3.9 <4.6>			100.0 <100.0>	(38.8)	(46.6)	(12.7)	(47.0)	0.3	0.2	(5.5)
〔営業〕 建設業	100.0	90.4	-	0.6			100.0	(-)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
建設業	100.0	90.7	-	0.3			100.0	(41.3)	(58.8)	(10.6)	(68.4)	(-)	(-)	(-)
製造業	100.0	99.0	0.4	10.6			100.0	(39.4)	(56.7)	(19.2)	(78.6)	0.1 (1.4)	0.2 (2.5)	(2.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.0	5.5	7.5			100.0	(64.2)	(35.8)	(-)	(43.2)	(-)	(-)	(-)
情報通信業	100.0	79.4	-	20.6			100.0	(67.3)	(32.7)	(-)	(63.4)	(-)	(-)	(-)
運輸業	100.0	99.9	-	0.1			100.0	(100.0)	(-)	(-)	(83.4)	(-)	(-)	(-)
卸売・小売業	100.0	99.0	0.0	1.0			100.0	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
金融・保険業	100.0	96.5	0.0	3.4			100.0	(26.0)	(11.1)	(1.7)	(68.3)	0.0 (0.7)	0.5 (62.2)	(62.2)
不動産業	100.0	99.1	-	0.9			100.0	(2.1)	(97.9)	(24.2)	(-)	(-)	(-)	(-)
飲食店、宿泊業	100.0	99.5	-	0.5			100.0	(75.9)	(23.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
医療、福祉	100.0	95.7	-	4.3			100.0	(75.6)	(24.4)	(-)	(72.7)	1.3 (45.4)	(-)	(-)
教育、学習支援業	100.0	98.3	-	1.7			100.0	(2.9)	(51.7)	(7.5)	(0.6)	(-)	(-)	(-)
複合サービス業	100.0	99.6	-	0.4			100.0	(36.3)	(63.7)	(14.0)	(58.1)	(-)	(-)	(-)
サービス業	100.0	91.3	0.8	7.9			100.0	(18.2)	(63.6)	(-)	(28.6)	0.0 (0.7)	0.1 (18.2)	(18.2)
〔事業所規模〕 500人以上	100.0 <100.0>	89.8	1.6	8.6 <26.2>			100.0 <100.0>	(22.7)	(71.3)	(0.3)	(49.3)	0.1	0.0	0.0 (0.7)
100～499人	100.0 <100.0>	93.6	0.5	5.0 <7.5>			100.0 <100.0>	(23.9)	(68.4)	(7.7)	(61.4)	0.1	0.2	0.2 (5.8)
30～99人	100.0 <100.0>	95.7	0.5	3.6 <5.9>			100.0 <100.0>	(13.2)	(67.7)	(32.1)	(34.8)	(-)	0.7	0.7 (19.2)
5～29人	100.0 <100.0>	96.5	-	3.5 <4.1>			100.0 <100.0>	(59.0)	(24.2)	(-)	(63.3)	0.5	(-)	(-)
〔労働組合の有無〕 労働組合あり	100.0	96.8	0.3	2.8			100.0	(21.8)	(58.4)	(13.5)	(60.4)	0.0 (1.8)	0.4 (18.0)	0.4 (18.0)
労働組合なし	100.0	95.4	0.1	4.4			100.0	(46.1)	(41.7)	(12.3)	(28.3)	0.4 (12.0)	0.0 (0.2)	0.2 (0.2)

・従業員数=100.0%

・妊娠中の1ヶ月未満所=100.0%
・く>は、平成9年度調査の数値である。

第20表 妊娠中の休憩に関する措置の請求者の有無別事業所割合及び請求者割合

(%)

	合計				合計	
		請求者あり	請求者なし	不明		請求者
合計	100.0	3.7	96.1	0.2	100.0	2.8
[産業]						
鉱業	100.0	1.2	98.8	-	100.0	1.7
建設業	100.0	0.2	99.8	-	100.0	0.2
製造業	100.0	4.7	94.8	0.5	100.0	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.9	88.4	3.7	100.0	3.9
情報通信業	100.0	5.6	94.4	-	100.0	2.9
運輸業	100.0	6.6	93.4	-	100.0	3.8
卸売・小売業	100.0	1.9	98.1	0.0	100.0	1.5
金融・保険業	100.0	13.8	86.1	0.0	100.0	10.2
不動産業	100.0	0.8	99.2	-	100.0	0.7
飲食店、宿泊業	100.0	0.8	99.2	-	100.0	0.8
医療、福祉	100.0	3.1	96.9	-	100.0	2.3
教育、学習支援業	100.0	17.9	82.1	-	100.0	13.0
複合サービス業	100.0	6.5	93.5	-	100.0	4.8
サービス業	100.0	4.0	95.4	0.7	100.0	3.0
[事業所規模]						
500人以上	100.0	5.4	93.0	1.6	100.0	2.0
100~499人	100.0	5.5	93.9	0.6	100.0	2.4
30~99人	100.0	6.7	92.9	0.4	100.0	5.5
5~29人	100.0	2.5	97.5	-	100.0	2.2
[労働組合の有無]						
労働組合あり	100.0	3.8	95.8	0.4	100.0	2.5
労働組合なし	100.0	3.7	96.2	0.1	100.0	3.0

・妊産婦のいた事業所=100.0%

・妊産婦総数=100.0%

第21表 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求者の有無別事業者割合及び請求状況別女性労働者割合(作業の制限)

	合計			合計			請求者			
	請求者あり	請求者なし	不明	請求者あり	請求者なし	不明	業務負担の軽減	負担の少ない業務への転換	その他の制限	
合計	100.0 <100.0>	94.0	0.2	5.8 <5.0>	94.0		6.0 (100.0)	(75.1)	(19.5)	(5.4)
【産業】 鉱業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	(-)	(-)	(-)
建設業	100.0	0.0	-	0.0	100.0	-	0.1 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
製造業	100.0	9.1	0.4	9.1	90.5	0.4	6.3 (100.0)	(75.5)	(20.8)	(3.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.3	3.7	1.3	95.0	3.7	0.7 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
情報通信業	100.0	1.8	-	1.8	98.2	-	0.9 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
運輸業	100.0	1.6	-	1.6	98.4	-	1.8 (100.0)	(-)	(100.0)	(-)
卸売・小売業	100.0	1.2	0.0	1.2	98.8	0.0	1.2 (100.0)	(78.2)	(21.3)	(0.5)
金融・保険業	100.0	12.5	0.0	12.5	87.5	0.0	8.4 (100.0)	(8.5)	(91.5)	(-)
不動産業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	(-)	(-)	(-)
飲食店・宿泊業	100.0	2.2	-	2.2	97.8	-	2.4 (100.0)	(64.1)	(35.9)	(-)
医療・福祉	100.0	17.8	-	17.8	82.2	-	13.0 (100.0)	(85.1)	(6.6)	(8.3)
教育、学習支援業	100.0	4.3	-	4.3	95.7	-	4.6 (100.0)	(95.1)	(4.5)	(0.4)
複合サービス業	100.0	7.0	-	7.0	93.0	-	5.5 (100.0)	(91.8)	(2.1)	(6.2)
サービス業	100.0	6.7	0.7	6.7	92.7	0.7	10.5 (100.0)	(74.5)	(20.5)	(4.9)
【事業所規模】 500人以上	100.0 <100.0>	8.5 <34.2>	1.5	8.5 <34.2>	90.0	1.5	5.1 (100.0)	(69.7)	(9.2)	(21.2)
100~499人	100.0 <100.0>	9.2 <16.7>	0.5	9.2 <16.7>	90.3	0.5	6.4 (100.0)	(63.2)	(30.8)	(6.1)
30~99人	100.0 <100.0>	9.0 <3.1>	0.4	9.0 <3.1>	90.6	0.4	8.8 (100.0)	(88.8)	(6.0)	(5.3)
5~29人	100.0 <100.0>	4.2 <4.6>	-	4.2 <4.6>	95.8	-	4.9 (100.0)	(73.4)	(24.2)	(2.5)
【労働組合の有無】 労働組合あり	100.0	5.2	0.3	5.2	94.5	0.3	4.8 (100.0)	(61.4)	(32.8)	(5.8)
労働組合なし	100.0	6.1	0.1	6.1	93.8	0.1	6.7 (100.0)	(80.8)	(13.9)	(5.3)

- 妊産婦総数=100.0%

- 妊産婦のいたる事業所=100.0%
-<>は、平成9年度調査の数値である。

第22表 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求者の有無別事業者割合及び請求状況別女性労働者割合(勤務時間の短縮)

	合計			請求者		
	請求者あり	請求者なし	不明	30分以内	30分を超え60分以内	60分を超える
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	100.0	99.9	0.2	8.3 (100.0)	(20.1)	(74.3)
[産業] 鉱業	100.0	99.4	-	0.6 (100.0)	(100.0)	(-)
建設業	100.0	99.8	-	0.6 (100.0)	(9.7)	(89.3)
製造業	100.0	87.2	0.3	8.9 (100.0)	(38.9)	(55.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.2	3.7	6.8 (100.0)	(37.3)	(62.7)
情報通信業	100.0	66.6	-	22.8 (100.0)	(9.9)	(83.8)
運輸業	100.0	98.4	-	1.8 (100.0)	(-)	(100.0)
卸売・小売業	100.0	86.3	0.0	10.8 (100.0)	(5.9)	(89.3)
金融・保険業	100.0	85.0	0.0	10.1 (100.0)	(1.2)	(78.6)
不動産業	100.0	95.8	-	5.1 (100.0)	(63.1)	(36.9)
飲食店・宿泊業	100.0	99.1	-	1.8 (100.0)	(-)	(69.5)
医療・福祉	100.0	94.1	0.0	4.0 (100.0)	(62.7)	(25.2)
教育・学習支援業	100.0	81.5	-	13.4 (100.0)	(14.0)	(85.0)
複合サービス業	100.0	99.1	-	1.0 (100.0)	(-)	(16.9)
サービス業	100.0	87.6	0.6	14.2 (100.0)	(15.1)	(83.5)
[事業所規模] 500人以上	100.0	81.0	1.5	5.7 (100.0)	(32.6)	(62.8)
100~499人	100.0	87.9	0.5	7.2 (100.0)	(50.0)	(44.1)
30~99人	100.0	89.2	0.4	7.7 (100.0)	(28.2)	(48.2)
5~29人	100.0	90.4	-	9.5 (100.0)	(6.5)	(93.5)
[労働組合の有無] 労働組合あり	100.0	91.4	0.3	6.6 (100.0)	(38.5)	(51.9)
労働組合なし	100.0	89.0	0.1	9.4 (100.0)	(12.4)	(83.6)

・妊娠中のいた事業者所=100.0%

・妊娠婦総数=100.0%

第23表 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求者の有無別事業者割合及び請求状況別女性労働者割合(休業)

〔産業〕	合計				合計				平均休業日数 (日)
	請求者あり		請求者なし		請求者あり		請求者なし		
	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	
合計	100.0	6.6	93.3	0.2	100.0	5.9	29.2		
〔産業〕									
鉱業	100.0	31.3	68.7	-	100.0	30.1	31.0		
建設業	100.0	1.6	98.4	-	100.0	1.7	13.8		
製造業	100.0	11.0	88.7	0.2	100.0	8.1	30.4		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	12.5	83.8	3.7	100.0	10.2	64.3		
情報通信業	100.0	10.2	89.8	-	100.0	6.0	42.2		
運輸業	100.0	1.6	98.4	-	100.0	0.9	31.9		
卸売・小売業	100.0	2.5	97.5	0.0	100.0	2.4	46.1		
金融・保険業	100.0	11.6	88.4	0.0	100.0	7.9	29.8		
不動産業	100.0	2.7	97.3	-	100.0	3.0	6.8		
飲食店、宿泊業	100.0	1.3	98.7	-	100.0	1.2	17.3		
医療、福祉	100.0	12.8	87.2	-	100.0	10.3	28.3		
教育、学習支援業	100.0	21.7	77.7	0.7	100.0	15.7	14.4		
複合サービス業	100.0	9.6	90.4	-	100.0	7.5	21.8		
サービス業	100.0	6.2	93.1	0.7	100.0	5.0	22.2		
〔事業所規模〕									
500人以上	100.0	16.9	82.5	0.6	100.0	6.4	34.0		
100~499人	100.0	11.5	87.9	0.5	100.0	7.5	36.0		
30~99人	100.0	11.5	88.1	0.4	100.0	10.2	30.6		
5~29人	100.0	4.0	96.0	-	100.0	3.5	19.8		
〔労働組合の有無〕									
労働組合あり	100.0	7.2	92.5	0.3	100.0	6.5	36.5		
労働組合なし	100.0	6.3	93.6	0.1	100.0	5.6	24.2		

・妊産婦のいた事業所=100.0%

・妊産婦総数=100.0%

第24表 母性健康管理指導事項連絡カードの申請者の有無別事業所割合

(%)

	合 計			
		あり	なし	不明
合 計	100.0	1.9	98.0	-
〔産業〕				
鉱業	100.0	-	100.0	-
建設業	100.0	0.2	99.8	-
製造業	100.0	4.8	95.1	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.4	92.3	0.3
情報通信業	100.0	8.0	92.0	-
運輸業	100.0	1.6	98.4	-
卸売・小売業	100.0	0.6	99.4	-
金融・保険業	100.0	0.6	99.3	0.2
不動産業	100.0	0.2	99.8	-
飲食店、宿泊業	100.0	0.0	100.0	-
医療、福祉	100.0	2.7	97.3	-
教育、学習支援業	100.0	3.0	96.7	0.3
複合サービス業	100.0	2.4	97.6	-
サービス業	100.0	3.1	96.9	-
〔事業所規模〕				
500人以上	100.0	15.2	84.2	0.6
100～499人	100.0	9.3	90.5	0.2
30～99人	100.0	2.5	97.5	-
5～29人	100.0	0.3	99.7	-
〔労働組合の有無〕				
労働組合あり	100.0	3.7	96.2	0.1
労働組合なし	100.0	1.2	98.8	-

・妊産婦のいた事業所=100.0%
 ・事業所総数=100.0%
 ・< >は、平成9年度調査の数値である。

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(1)産前産後休業【昇進・昇格の決定】

(%)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明	その他
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他				
合計	100.0 <100.0>	51.9	32.0 <55.9> (100.0) <100.0>	16.4 (51.2) <59.2>	1.7 (5.3) <5.1>	9.0 (28.1) <26.6>	2.5 (7.9) <7.1>	2.4 (7.6)	15.9 <14.8>	0.2 <1.5>	<27.8>
〔産業〕											
鉱業	100.0	58.8	22.6 (100.0)	13.6 (60.0)	- (-)	6.1 (26.8)	0.5 (2.1)	2.5 (11.1)	18.6	-	
建設業	100.0	72.0	22.3 (100.0)	10.6 (47.6)	1.7 (7.5)	6.2 (27.8)	1.9 (8.7)	1.9 (8.4)	5.7	-	
製造業	100.0	59.6	26.3 (100.0)	13.0 (49.5)	0.9 (3.4)	9.0 (34.0)	2.2 (8.4)	1.2 (4.6)	13.8	0.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	24.4	53.0 (100.0)	40.0 (75.5)	0.8 (1.5)	11.4 (21.4)	0.8 (1.5)	- (-)	22.6	-	
情報通信業	100.0	50.7	39.4 (100.0)	17.4 (44.3)	1.6 (4.0)	11.3 (28.8)	3.4 (8.8)	5.5 (14.2)	10.0	-	
運輸業	100.0	57.0	31.2 (100.0)	18.3 (58.6)	3.4 (11.0)	8.1 (26.0)	0.0 (0.0)	1.4 (4.4)	9.9	1.9	
卸売・小売業	100.0	46.3	34.0 (100.0)	16.9 (49.7)	1.1 (3.3)	9.2 (27.0)	3.8 (11.1)	3.0 (8.9)	19.7	0.0	
金融・保険業	100.0	18.3	46.8 (100.0)	25.8 (55.2)	4.3 (9.2)	10.0 (21.4)	4.3 (9.3)	2.3 (4.9)	34.9	-	
不動産業	100.0	48.9	41.0 (100.0)	24.3 (59.3)	0.2 (0.5)	14.3 (34.9)	1.9 (4.7)	0.2 (0.6)	10.0	0.0	
飲食店、宿泊業	100.0	49.2	32.9 (100.0)	13.4 (40.7)	2.4 (7.2)	9.5 (28.7)	2.2 (6.8)	5.5 (16.6)	17.5	0.4	
医療、福祉	100.0	31.7	47.2 (100.0)	26.3 (55.7)	3.6 (7.5)	13.7 (28.9)	0.9 (2.0)	2.8 (5.8)	21.0	-	
教育、学習支援業	100.0	31.0	48.9 (100.0)	29.7 (60.6)	3.3 (6.7)	9.9 (20.2)	4.6 (9.3)	1.6 (3.2)	20.1	-	
複合サービス業	100.0	26.5	49.7 (100.0)	42.9 (86.3)	0.2 (0.3)	5.2 (10.5)	1.1 (2.2)	0.3 (0.7)	23.8	-	
サービス業	100.0	56.0	28.2 (100.0)	14.3 (50.7)	1.5 (5.4)	9.1 (32.3)	1.5 (5.5)	1.7 (6.1)	15.3	0.5	
〔事業所規模〕											
500人以上	100.0 <100.0>	14.6	63.8 (100.0) <100.0>	37.3 (58.4) <71.8>	1.6 (2.4) <3.3>	16.4 (25.7) <18.9>	2.5 (3.8) <6.0>	6.1 (9.6)	21.6 <11.7>	0.1 <0.1>	<8.2>
100～499人	100.0 <100.0>	26.0	51.4 (100.0) <100.0>	30.8 (60.0) <64.8>	2.0 (3.8) <4.7>	12.6 (24.5) <23.0>	2.9 (5.7) <7.4>	3.1 (6.0)	22.4 <12.6>	0.2 <0.3>	<10.5>
30～99人	100.0 <100.0>	41.0	42.0 (100.0) <100.0>	22.5 (53.6) <59.5>	2.9 (6.8) <5.3>	10.6 (25.2) <26.8>	3.4 (8.0) <9.4>	2.7 (6.4)	17.0 <14.0>	0.0 <0.6>	<17.2>
5～29人	100.0 <100.0>	54.2	30.0 (100.0) <100.0>	15.1 (50.3) <59.0>	1.5 (5.1) <5.1>	8.6 (28.8) <29.2>	2.4 (8.0) <6.7>	2.4 (7.6)	15.6 <14.9>	0.2 <1.7>	<29.9>
〔労働組合の有無〕											
労働組合あり	100.0 <100.0>	24.8	54.0 (100.0) <100.0>	30.1 (55.8) <64.6>	1.6 (3.0) <1.5>	14.1 (26.0) <30.4>	2.8 (5.1) <3.4>	5.5 (10.1)	21.1 <10.1>	0.0 <0.2>	<8.9>
労働組合なし	100.0 <100.0>	59.9	25.5 (100.0) <100.0>	12.3 (48.3) <55.9>	1.7 (6.8) <7.1>	7.5 (29.3) <27.7>	2.4 (9.6) <9.2>	1.5 (5.9)	14.4 <16.3>	0.3 <2.0>	<33.8>

・事業所総数=100.0%

・<>は、平成9年度の数値である。

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(1)産前産後休業【昇給の決定】

(96)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明	その他
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他				
合計	100.0 <100.0>	50.2	34.4 <58.9> (100.0) <100.0>	17.8 (51.7) <59.4>	1.6 (4.8) <6.2>	9.8 (28.5) <27.1>	2.3 (6.7) <7.3>	2.9 (8.3)	15.2 <13.1>	0.2 <1.5>	<26.5>
【産業】											
鉱業	100.0	51.3	30.2 (100.0)	18.6 (61.6)	2.6 (8.4)	6.1 (20.1)	3.0 (9.9)	- (-)	18.5	-	
建設業	100.0	70.3	22.4 (100.0)	14.1 (62.8)	1.8 (7.8)	4.4 (19.5)	2.0 (9.1)	0.2 (0.8)	7.3	-	
製造業	100.0	58.9	27.8 (100.0)	13.2 (47.5)	0.9 (3.3)	10.4 (37.6)	1.9 (6.7)	1.3 (4.8)	13.1	0.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	20.5	57.8 (100.0)	44.6 (77.3)	0.8 (1.4)	10.4 (17.9)	2.0 (3.5)	- (-)	21.7	-	
情報通信業	100.0	44.1	47.6 (100.0)	24.5 (51.5)	- (-)	14.2 (29.9)	3.5 (7.3)	5.4 (11.3)	8.4	-	
運輸業	100.0	52.3	37.9 (100.0)	21.2 (55.9)	3.4 (8.9)	9.9 (26.2)	0.0 (0.0)	3.4 (9.0)	7.9	1.9	
卸売・小売業	100.0	44.0	36.4 (100.0)	17.6 (48.3)	1.1 (3.0)	10.7 (29.5)	3.1 (8.6)	3.9 (10.6)	19.6	0.0	
金融・保険業	100.0	16.1	56.2 (100.0)	29.8 (53.0)	2.5 (4.5)	17.2 (30.7)	4.2 (7.5)	2.5 (4.4)	27.7	0.0	
不動産業	100.0	45.5	44.5 (100.0)	24.5 (55.1)	2.0 (4.4)	14.4 (32.3)	1.8 (4.1)	1.8 (4.1)	10.0	0.0	
飲食店、宿泊業	100.0	49.2	35.4 (100.0)	13.5 (37.2)	2.4 (6.6)	9.0 (24.8)	2.3 (6.3)	9.1 (25.1)	14.1	0.4	
医療、福祉	100.0	33.3	48.4 (100.0)	29.8 (61.6)	2.5 (5.2)	12.3 (25.3)	0.7 (1.4)	3.2 (6.5)	18.3	-	
教育、学習支援業	100.0	28.4	51.6 (100.0)	32.2 (62.4)	3.3 (6.3)	8.4 (16.4)	6.1 (11.9)	1.6 (3.0)	20.0	-	
複合サービス業	100.0	25.9	49.7 (100.0)	42.0 (84.5)	0.2 (0.4)	6.4 (13.0)	0.7 (1.5)	0.4 (0.8)	24.4	-	
サービス業	100.0	54.3	30.3 (100.0)	14.4 (47.5)	1.7 (5.7)	10.6 (35.1)	1.5 (5.0)	2.0 (6.6)	15.0	0.5	
【事業所規模】											
500人以上	100.0 <100.0>	11.7	71.1 (100.0) <100.0>	41.0 (57.7) <69.4>	1.9 (2.7) <4.3>	20.0 (28.1) <20.3>	2.2 (3.2) <6.0>	6.0 (8.4)	17.0 <8.9>	0.1 <0.1>	7.2
100~499人	100.0 <100.0>	22.4	57.2 (100.0) <100.0>	33.6 (58.8) <61.4>	2.2 (3.8) <5.6>	14.7 (25.8) <25.8>	2.9 (5.1) <7.2>	3.7 (6.5)	20.2 <9.9>	0.2 <0.3>	8.8
30~99人	100.0 <100.0>	38.7	45.2 (100.0) <100.0>	23.8 (52.6) <56.6>	3.2 (7.1) <7.1>	11.4 (25.2) <27.6>	3.4 (7.6) <8.7>	3.4 (7.6)	16.0 <12.6>	0.1 <0.6>	16.2
5~29人	100.0 <100.0>	52.6	32.2 (100.0) <100.0>	16.5 (51.1) <59.7>	1.4 (4.4) <6.1>	9.4 (29.3) <27.2>	2.2 (6.7) <7.0>	2.7 (8.5)	15.0 <13.3>	0.2 <1.7>	28.6
【労働組合の有無】											
労働組合あり	100.0 <100.0>	22.3	59.3 (100.0) <100.0>	31.4 (52.9) <63.8>	1.5 (2.6) <1.9>	17.9 (30.2) <29.2>	2.7 (4.6) <5.1>	5.8 (9.7)	18.4 <8.4>	0.0 <0.2>	<8.9>
労働組合なし	100.0 <100.0>	58.4	27.0 (100.0) <100.0>	13.8 (50.9) <56.8>	1.7 (6.2) <8.5>	7.4 (27.5) <26.2>	2.2 (8.1) <8.4>	2.0 (7.4)	14.3 <14.6>	0.3 <2.0>	<32.2>

・事業所総数=100.0%
・<>は、平成9年度の数値である。

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(1)産前産後休業【退職金の算定】

(96)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合計	100.0	46.4	38.9 (100.0)	(52.9)	(3.5)	(30.6)	(5.9)	(7.1)	14.6	0.2
[産業]										
鉱業	100.0	49.0	34.2 (100.0)	(73.1)	(-)	(18.4)	(8.5)	(-)	16.8	-
建設業	100.0	71.0	19.4 (100.0)	(62.8)	(0.9)	(15.4)	(10.4)	(10.4)	9.6	-
製造業	100.0	56.6	31.6 (100.0)	(57.2)	(2.3)	(31.8)	(5.4)	(3.3)	11.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.2	58.4 (100.0)	(80.3)	(3.4)	(12.3)	(3.4)	(0.7)	22.5	-
情報通信業	100.0	24.1	64.0 (100.0)	(45.6)	(3.3)	(41.1)	(3.7)	(6.4)	12.1	-
運輸業	100.0	50.9	38.9 (100.0)	(63.2)	(7.6)	(20.4)	(0.0)	(8.7)	8.2	2.0
卸売・小売業	100.0	38.7	42.5 (100.0)	(47.3)	(3.0)	(35.8)	(7.9)	(6.0)	18.9	0.0
金融・保険業	100.0	8.2	65.7 (100.0)	(44.4)	(6.3)	(43.0)	(5.8)	(0.5)	26.1	-
不動産業	100.0	44.6	48.1 (100.0)	(71.7)	(7.1)	(17.0)	(0.2)	(4.0)	7.2	-
飲食店、宿泊業	100.0	46.0	47.5 (100.0)	(39.4)	(4.0)	(30.6)	(5.2)	(20.8)	6.1	0.4
医療、福祉	100.0	28.8	54.6 (100.0)	(63.2)	(4.5)	(26.6)	(-)	(5.7)	16.7	-
教育、学習支援業	100.0	22.4	56.8 (100.0)	(54.3)	(6.2)	(25.5)	(11.2)	(2.8)	20.8	-
複合サービス業	100.0	22.4	63.1 (100.0)	(74.4)	(0.3)	(17.6)	(1.1)	(6.6)	14.6	-
サービス業	100.0	49.1	34.2 (100.0)	(55.9)	(2.8)	(30.2)	(4.4)	(6.7)	16.2	0.5
[事業所規模]										
500人以上	100.0	4.9	78.7 (100.0)	(73.6)	(3.0)	(17.1)	(2.0)	(4.2)	16.3	0.1
100～499人	100.0	15.7	66.9 (100.0)	(67.4)	(3.3)	(21.9)	(3.6)	(3.7)	17.3	0.1
30～99人	100.0	31.6	53.1 (100.0)	(58.1)	(6.0)	(26.0)	(5.2)	(4.7)	15.2	0.0
5～29人	100.0	49.4	36.0 (100.0)	(51.0)	(3.0)	(32.1)	(6.1)	(7.8)	14.4	0.2
[労働組合の有無]										
労働組合あり	100.0	19.4	64.4 (100.0)	(55.9)	(3.5)	(30.0)	(5.0)	(5.5)	16.2	0.0
労働組合なし	100.0	54.7	30.9 (100.0)	(51.0)	(3.5)	(31.0)	(6.4)	(8.1)	14.0	0.3

・退職金制度がある事業所総数=100.0%

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(2)妊娠中の症状に対応する休業【昇進・昇格の決定】

(9)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合計	100.0	55.8	28.0 (100.0)	12.0 (42.8)	1.9 (6.9)	10.2 (36.5)	1.2 (4.2)	2.7 (9.6)	15.9	0.2
〔産業〕										
鉱業	100.0	64.2	17.2 (100.0)	2.8 (16.5)	2.5 (14.5)	9.0 (52.5)	2.8 (16.5)	- (-)	18.6	-
建設業	100.0	74.0	20.3 (100.0)	10.1 (49.7)	1.8 (9.1)	6.1 (30.1)	0.3 (1.3)	2.0 (9.7)	5.7	-
製造業	100.0	63.6	22.4 (100.0)	8.0 (35.7)	1.0 (4.5)	8.8 (39.4)	2.1 (9.5)	2.4 (10.9)	13.8	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	31.4	46.0 (100.0)	26.6 (57.8)	2.0 (4.3)	9.4 (20.5)	0.8 (1.7)	7.3 (15.8)	22.6	-
情報通信業	100.0	54.1	35.9 (100.0)	15.4 (42.8)	0.2 (0.5)	12.5 (34.9)	3.3 (9.1)	4.6 (12.8)	10.0	0.0
運輸業	100.0	60.6	27.6 (100.0)	11.4 (41.3)	2.9 (10.6)	9.5 (34.3)	2.0 (7.3)	1.8 (6.5)	9.9	1.9
卸売・小売業	100.0	49.6	30.7 (100.0)	12.9 (42.0)	1.8 (5.8)	12.1 (39.3)	1.0 (3.2)	3.0 (9.7)	19.7	0.0
金融・保険業	100.0	21.3	43.9 (100.0)	23.4 (53.3)	2.1 (4.9)	12.2 (27.8)	3.8 (8.6)	2.3 (5.3)	34.9	-
不動産業	100.0	55.6	34.3 (100.0)	17.7 (51.6)	0.1 (0.4)	14.3 (41.8)	1.8 (5.2)	0.3 (1.0)	10.0	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	50.1	32.1 (100.0)	10.0 (31.1)	2.2 (6.9)	13.8 (43.0)	0.6 (1.8)	5.5 (17.2)	17.5	0.4
医療、福祉	100.0	39.6	39.4 (100.0)	13.9 (35.3)	5.1 (12.8)	16.6 (42.1)	0.6 (1.5)	3.3 (8.3)	21.0	-
教育、学習支援業	100.0	41.2	38.8 (100.0)	19.5 (50.4)	3.3 (8.6)	11.3 (29.0)	3.0 (7.8)	1.6 (4.2)	20.1	-
複合サービス業	100.0	34.5	41.6 (100.0)	29.4 (70.7)	0.6 (1.5)	9.1 (21.9)	0.1 (0.2)	2.4 (5.8)	23.8	0.0
サービス業	100.0	62.0	22.1 (100.0)	9.9 (45.1)	1.9 (8.6)	7.5 (34.0)	0.7 (3.3)	2.0 (8.9)	15.3	0.7
〔事業所規模〕										
500人以上	100.0	22.0	56.3 (100.0)	27.5 (48.9)	2.9 (5.2)	17.0 (30.1)	1.4 (2.5)	7.5 (13.4)	21.4	0.2
100～499人	100.0	33.4	44.0 (100.0)	21.9 (49.7)	2.0 (4.4)	14.3 (32.5)	1.9 (4.4)	3.9 (9.0)	22.4	0.2
30～99人	100.0	46.5	36.5 (100.0)	15.7 (43.1)	2.8 (7.7)	12.2 (33.4)	2.6 (7.1)	3.2 (8.7)	17.0	0.0
5～29人	100.0	57.8	26.4 (100.0)	11.2 (42.4)	1.8 (6.9)	9.9 (37.3)	1.0 (3.6)	2.6 (9.7)	15.6	0.3
〔労働組合の有無〕										
労働組合あり	100.0	30.6	48.2 (100.0)	23.8 (49.3)	1.4 (2.8)	15.8 (32.8)	1.4 (3.0)	5.8 (12.1)	21.1	0.0
労働組合なし	100.0	63.2	22.1 (100.0)	8.5 (38.7)	2.1 (9.5)	8.6 (38.9)	1.1 (5.0)	1.8 (8.0)	14.4	0.3

・事業所総数=100.0%

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(2)妊娠中の症状に対応する休業【昇給の決定】

(96)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合計	100.0	54.9	29.6 (100.0)	12.3 (41.3)	1.8 (6.1)	11.2 (37.8)	1.1 (3.8)	3.2 (10.9)	15.2	0.2
〔産業〕										
鉱業	100.0	61.7	19.8 (100.0)	5.3 (27.0)	0.0 (0.2)	9.0 (45.7)	2.8 (14.4)	2.5 (12.7)	18.5	-
建設業	100.0	74.0	18.7 (100.0)	11.1 (59.3)	1.8 (9.8)	5.2 (27.8)	0.3 (1.5)	0.3 (1.6)	7.3	-
製造業	100.0	62.7	23.9 (100.0)	8.6 (35.9)	0.9 (4.0)	10.2 (42.7)	1.5 (6.4)	2.6 (11.0)	13.1	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.2	51.1 (100.0)	33.6 (65.7)	2.3 (4.6)	11.1 (21.7)	2.0 (3.8)	2.1 (4.1)	21.7	-
情報通信業	100.0	52.5	39.1 (100.0)	16.8 (43.1)	0.2 (0.4)	12.6 (32.3)	3.4 (8.6)	6.1 (15.6)	8.4	0.1
運輸業	100.0	58.6	31.6 (100.0)	13.7 (43.3)	3.1 (9.9)	9.0 (28.4)	2.0 (6.4)	3.8 (12.0)	7.9	1.9
卸売・小売業	100.0	47.2	33.1 (100.0)	13.0 (39.1)	1.1 (3.2)	14.3 (43.2)	1.0 (3.1)	3.8 (11.4)	19.6	0.0
金融・保険業	100.0	19.1	53.2 (100.0)	25.4 (47.7)	2.1 (4.0)	19.6 (36.8)	3.8 (7.1)	2.3 (4.4)	27.7	0.0
不動産業	100.0	52.3	37.6 (100.0)	19.5 (51.9)	3.2 (8.6)	11.2 (29.7)	1.7 (4.5)	2.0 (5.3)	10.0	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	54.7	30.8 (100.0)	7.0 (22.6)	2.3 (7.3)	12.0 (39.0)	0.5 (1.5)	9.1 (29.6)	14.1	0.4
医療、福祉	100.0	42.0	39.7 (100.0)	15.1 (38.1)	2.9 (7.4)	18.0 (45.3)	0.3 (0.8)	3.3 (8.4)	18.3	-
教育、学習支援業	100.0	38.8	41.3 (100.0)	18.3 (44.4)	3.4 (8.2)	10.3 (24.9)	4.6 (11.0)	4.8 (11.5)	20.0	-
複合サービス業	100.0	32.2	43.4 (100.0)	27.1 (62.5)	0.5 (1.1)	13.2 (30.4)	0.2 (0.4)	2.4 (5.5)	24.4	0.0
サービス業	100.0	60.1	24.2 (100.0)	9.9 (40.8)	2.9 (12.0)	8.2 (33.9)	0.7 (2.9)	2.5 (10.5)	15.0	0.7
〔事業所規模〕										
500人以上	100.0	19.3	63.4 (100.0)	28.6 (45.1)	4.6 (7.2)	20.6 (32.5)	1.4 (2.3)	8.1 (12.8)	17.1	0.2
100～499人	100.0	31.0	48.5 (100.0)	23.8 (49.2)	2.5 (5.1)	15.9 (32.8)	1.8 (3.8)	4.4 (9.1)	20.2	0.3
30～99人	100.0	45.0	38.9 (100.0)	16.4 (42.2)	3.2 (8.1)	13.1 (33.8)	2.5 (6.5)	3.7 (9.4)	16.0	0.1
5～29人	100.0	57.0	27.8 (100.0)	11.3 (40.8)	1.6 (5.8)	10.8 (38.9)	0.9 (3.3)	3.1 (11.3)	15.0	0.3
〔労働組合の有無〕										
労働組合あり	100.0	29.2	52.4 (100.0)	23.8 (45.4)	1.5 (2.8)	19.7 (37.5)	1.5 (2.8)	6.0 (11.4)	18.4	0.0
労働組合なし	100.0	62.4	23.0 (100.0)	8.9 (38.6)	1.9 (8.4)	8.7 (38.0)	1.0 (4.5)	2.4 (10.5)	14.3	0.3

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(2)妊娠中の症状に対応する休業【退職金の算定】

(%)

	合 計	特に決めて いない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤 状況を考 慮してい ない	不明
				就業したもの とみなす	一定割合を 就業したもの とみなす	不就業期間 とする	就業すべき 日数として取 り扱ってい ない	その他		
合 計	100.0	51.2	34.0 (100.0)	(46.1)	(5.3)	(35.6)	(3.5)	(9.5)	14.6	0.2
〔産業〕										
鉱業	100.0	59.8	23.4 (100.0)	(39.5)	(-)	(37.1)	(23.4)	(-)	16.8	-
建設業	100.0	75.0	15.4 (100.0)	(58.6)	(1.7)	(25.2)	(1.2)	(13.2)	9.6	0.0
製造業	100.0	60.6	27.5 (100.0)	(47.8)	(2.7)	(34.3)	(4.9)	(10.4)	11.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.3	54.2 (100.0)	(72.8)	(6.5)	(12.7)	(3.6)	(4.4)	22.5	-
情報通信業	100.0	31.5	56.3 (100.0)	(42.4)	(0.6)	(43.2)	(3.4)	(10.5)	12.1	0.1
運輸業	100.0	55.4	34.5 (100.0)	(50.6)	(8.0)	(26.8)	(6.0)	(8.6)	8.2	2.0
卸売・小売業	100.0	42.5	38.7 (100.0)	(40.3)	(7.2)	(43.3)	(2.6)	(6.7)	18.9	0.0
金融・保険業	100.0	14.3	59.6 (100.0)	(53.9)	(3.6)	(38.5)	(3.7)	(0.3)	26.1	-
不動産業	100.0	51.7	41.0 (100.0)	(54.0)	(8.3)	(24.8)	(4.3)	(8.5)	7.2	-
飲食店、宿泊業	100.0	47.1	46.4 (100.0)	(35.4)	(3.8)	(34.0)	(5.0)	(21.7)	6.1	0.4
医療、福祉	100.0	36.0	47.3 (100.0)	(40.3)	(3.8)	(42.8)	(-)	(13.1)	16.7	-
教育、学習支援業	100.0	31.2	48.1 (100.0)	(40.7)	(11.6)	(31.2)	(9.8)	(6.8)	20.8	-
複合サービス業	100.0	31.0	54.4 (100.0)	(65.5)	(3.9)	(18.7)	(0.3)	(11.7)	14.6	0.0
サービス業	100.0	57.0	26.0 (100.0)	(57.2)	(5.6)	(25.7)	(3.7)	(7.8)	16.2	0.7
〔事業所規模〕										
500人以上	100.0	12.8	70.7 (100.0)	(61.9)	(4.9)	(23.2)	(1.9)	(8.1)	16.3	0.2
100～499人	100.0	25.3	57.3 (100.0)	(56.2)	(4.7)	(29.1)	(2.5)	(7.5)	17.3	0.2
30～99人	100.0	39.4	45.3 (100.0)	(49.1)	(7.8)	(31.9)	(4.7)	(6.5)	15.2	0.0
5～29人	100.0	53.7	31.6 (100.0)	(44.9)	(4.8)	(36.8)	(3.3)	(10.2)	14.4	0.3
〔労働組合の有無〕										
労働組合あり	100.0	26.1	57.7 (100.0)	(51.3)	(3.0)	(35.4)	(3.5)	(6.8)	16.2	0.0
労働組合なし	100.0	59.0	26.6 (100.0)	(42.7)	(6.8)	(35.8)	(3.4)	(11.3)	14.0	0.3

・退職金制度がある事業所総数=100.0%

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(3)勤務時間の短縮(昇進・昇格の決定)

(%)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合計	100.0	55.8	28.0 (100.0)	13.5 (48.1)	3.2 (11.4)	7.6 (27.1)	1.0 (3.4)	2.8 (10.1)	15.9	0.2
〔産業〕										
鉱業	100.0	64.5	16.9 (100.0)	2.8 (16.8)	2.5 (14.8)	6.3 (36.9)	2.8 (16.8)	2.5 (14.8)	18.6	-
建設業	100.0	74.0	20.3 (100.0)	11.1 (54.8)	1.7 (8.3)	5.3 (26.2)	0.3 (1.4)	1.9 (9.3)	5.7	-
製造業	100.0	64.1	21.9 (100.0)	9.6 (44.0)	1.3 (6.1)	7.0 (32.2)	1.6 (7.4)	2.3 (10.4)	13.8	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.4	43.0 (100.0)	34.5 (80.3)	1.1 (2.6)	5.7 (13.2)	0.8 (1.8)	0.9 (2.2)	22.6	-
情報通信業	100.0	54.4	35.6 (100.0)	17.2 (48.4)	0.2 (0.5)	7.4 (20.9)	3.1 (8.8)	7.6 (21.5)	10.0	-
運輸業	100.0	60.7	27.4 (100.0)	16.9 (61.7)	3.6 (13.2)	4.9 (18.0)	0.2 (0.6)	1.8 (6.5)	9.9	1.9
卸売・小売業	100.0	48.3	32.0 (100.0)	13.1 (41.0)	5.1 (16.0)	9.8 (30.7)	0.9 (2.9)	3.0 (9.4)	19.7	0.0
金融・保険業	100.0	23.7	41.4 (100.0)	26.9 (65.1)	2.0 (4.9)	4.7 (11.4)	4.0 (9.6)	3.8 (9.1)	34.9	-
不動産業	100.0	59.2	30.8 (100.0)	24.9 (80.8)	0.2 (0.7)	3.9 (12.7)	1.7 (5.5)	0.1 (0.3)	10.0	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	53.4	28.7 (100.0)	7.2 (25.0)	4.1 (14.1)	11.4 (39.8)	0.4 (1.4)	5.6 (19.6)	17.5	0.4
医療、福祉	100.0	40.3	38.5 (100.0)	21.9 (56.6)	4.7 (12.1)	8.6 (22.2)	- (-)	3.5 (9.1)	21.0	-
教育、学習支援業	100.0	39.2	40.8 (100.0)	24.8 (60.8)	3.2 (7.9)	8.1 (19.9)	3.0 (7.4)	1.6 (4.0)	20.1	-
複合サービス業	100.0	34.5	41.7 (100.0)	32.0 (76.7)	0.5 (1.1)	6.8 (16.3)	0.1 (0.2)	2.4 (5.8)	23.8	0.0
サービス業	100.0	61.4	22.7 (100.0)	11.3 (49.7)	2.7 (12.0)	5.7 (25.3)	0.6 (2.6)	2.3 (10.3)	15.3	0.7
〔事業所規模〕										
500人以上	100.0	22.6	55.9 (100.0)	34.3 (61.4)	3.7 (6.6)	10.7 (19.1)	0.9 (1.5)	6.3 (11.3)	21.4	0.1
100～499人	100.0	34.4	43.0 (100.0)	25.3 (59.0)	2.7 (6.2)	9.7 (22.6)	1.5 (3.6)	3.7 (8.6)	22.4	0.2
30～99人	100.0	47.4	35.6 (100.0)	17.2 (48.2)	3.2 (9.1)	10.0 (28.0)	2.0 (5.6)	3.2 (9.1)	17.0	0.0
5～29人	100.0	57.6	26.5 (100.0)	12.6 (47.5)	3.2 (12.0)	7.2 (27.2)	0.8 (3.0)	2.7 (10.3)	15.6	0.3
〔労働組合の有無〕										
労働組合あり	100.0	30.9	48.0 (100.0)	26.4 (55.1)	3.5 (7.2)	10.9 (22.7)	1.3 (2.6)	5.9 (12.4)	21.1	0.0
労働組合なし	100.0	63.1	22.2 (100.0)	9.7 (43.6)	3.1 (14.0)	6.6 (29.9)	0.9 (3.9)	1.9 (8.6)	14.4	0.3

-事業所総数=100.0%

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(3)勤務時間の短縮【昇給の決定】

(%)

	合 計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合 計	100.0	54.8	29.8 (100.0)	14.6 (49.1)	3.1 (10.5)	7.6 (25.7)	1.0 (3.3)	3.4 (11.5)	15.2	0.2
〔産業〕										
鉱業	100.0	59.5	22.0 (100.0)	5.3 (24.3)	5.1 (23.0)	6.3 (28.4)	2.8 (12.9)	2.5 (11.4)	18.5	-
建設業	100.0	74.0	18.7 (100.0)	12.8 (68.5)	1.8 (9.4)	3.6 (19.5)	0.3 (1.5)	0.2 (1.2)	7.3	-
製造業	100.0	63.3	23.4 (100.0)	10.2 (43.6)	1.1 (4.5)	8.2 (35.2)	1.4 (6.0)	2.5 (10.7)	13.1	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	30.9	47.4 (100.0)	35.3 (74.5)	1.5 (3.2)	7.0 (14.9)	2.0 (4.1)	1.6 (3.3)	21.7	-
情報通信業	100.0	50.8	40.8 (100.0)	20.9 (51.3)	0.2 (0.4)	7.4 (18.0)	3.1 (7.7)	9.2 (22.6)	8.4	-
運輸業	100.0	58.3	31.9 (100.0)	19.3 (60.6)	3.4 (10.8)	5.1 (16.0)	0.2 (0.5)	3.9 (12.2)	7.9	1.9
卸売・小売業	100.0	46.7	33.7 (100.0)	14.1 (41.7)	4.5 (13.3)	10.5 (31.0)	1.0 (2.9)	3.8 (11.1)	19.6	0.0
金融・保険業	100.0	19.8	52.5 (100.0)	34.5 (65.7)	2.0 (3.8)	6.5 (12.3)	4.0 (7.5)	5.6 (10.6)	27.7	0.0
不動産業	100.0	55.9	34.1 (100.0)	26.7 (78.3)	1.8 (5.3)	2.3 (6.8)	1.6 (4.7)	1.7 (5.0)	10.0	0.0
飲食店・宿泊業	100.0	55.0	30.6 (100.0)	7.3 (23.9)	4.5 (14.6)	7.6 (24.8)	0.3 (1.0)	10.9 (35.8)	14.1	0.4
医療・福祉	100.0	43.5	38.2 (100.0)	22.3 (58.4)	3.1 (8.2)	9.3 (24.2)	- (-)	3.5 (9.2)	18.3	-
教育・学習支援業	100.0	36.9	43.1 (100.0)	25.7 (59.6)	3.1 (7.1)	8.2 (19.0)	4.6 (10.6)	1.6 (3.8)	20.0	-
複合サービス業	100.0	32.0	43.6 (100.0)	29.8 (68.4)	0.5 (1.2)	10.8 (24.8)	0.0 (0.1)	2.4 (5.5)	24.4	0.0
サービス業	100.0	59.4	25.0 (100.0)	11.4 (45.5)	4.0 (16.2)	6.6 (26.3)	0.6 (2.4)	2.4 (9.7)	15.0	0.7
〔事業所規模〕										
500人以上	100.0	20.2	62.5 (100.0)	38.5 (61.6)	4.3 (6.8)	12.1 (19.4)	0.9 (1.4)	6.8 (10.9)	17.1	0.2
100～499人	100.0	32.5	46.9 (100.0)	28.0 (59.7)	3.1 (6.6)	10.3 (21.9)	1.6 (3.5)	3.8 (8.2)	20.2	0.3
30～99人	100.0	45.0	37.8 (100.0)	18.8 (49.6)	3.3 (8.8)	10.0 (26.5)	2.0 (5.2)	3.7 (9.8)	16.0	0.1
5～29人	100.0	56.6	28.1 (100.0)	13.6 (48.4)	3.1 (11.1)	7.2 (25.7)	0.8 (2.9)	3.4 (11.9)	15.0	0.3
〔労働組合の有無〕										
労働組合あり	100.0	28.9	52.7 (100.0)	29.3 (55.5)	3.6 (6.9)	12.3 (23.3)	1.3 (2.5)	6.3 (11.9)	18.4	0.0
労働組合なし	100.0	62.4	23.0 (100.0)	10.3 (44.7)	3.0 (13.0)	6.3 (27.3)	0.9 (3.8)	2.6 (11.2)	14.3	0.3

・事業所総数=100.0%

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(3)勤務時間の短縮【退職金の算定】

(%)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合計	100.0	52.0	33.2 (100.0)	(57.6)	(7.6)	(21.1)	(3.4)	(10.3)	14.6	0.2
[産業]										
鉱業	100.0	57.1	26.0 (100.0)	(35.7)	(9.9)	(33.4)	(21.1)	(-)	16.8	-
建設業	100.0	76.8	13.6 (100.0)	(80.1)	(1.3)	(2.9)	(1.4)	(14.3)	9.6	0.0
製造業	100.0	61.7	26.4 (100.0)	(57.9)	(4.0)	(26.1)	(4.7)	(7.3)	11.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.4	49.2 (100.0)	(81.7)	(4.6)	(8.3)	(4.0)	(1.4)	22.5	-
情報通信業	100.0	33.4	54.6 (100.0)	(49.0)	(1.0)	(28.6)	(6.9)	(14.5)	12.1	0.1
運輸業	100.0	55.3	34.6 (100.0)	(74.5)	(2.6)	(13.9)	(0.5)	(8.6)	8.2	2.0
卸売・小売業	100.0	42.0	39.1 (100.0)	(49.3)	(12.4)	(29.1)	(2.6)	(6.6)	18.9	0.0
金融・保険業	100.0	16.7	57.2 (100.0)	(81.2)	(3.5)	(4.3)	(3.8)	(7.2)	26.1	-
不動産業	100.0	55.5	37.2 (100.0)	(75.4)	(5.3)	(5.6)	(4.5)	(9.2)	7.2	-
飲食店、宿泊業	100.0	52.7	40.8 (100.0)	(34.2)	(9.2)	(22.2)	(4.8)	(29.6)	6.1	0.4
医療、福祉	100.0	37.2	46.2 (100.0)	(59.8)	(4.4)	(24.7)	(-)	(11.1)	16.7	-
教育、学習支援業	100.0	29.5	49.7 (100.0)	(61.3)	(6.7)	(19.1)	(9.5)	(3.4)	20.8	-
複合サービス業	100.0	31.1	54.3 (100.0)	(70.7)	(3.9)	(13.6)	(0.3)	(11.5)	14.6	0.0
サービス業	100.0	55.9	27.1 (100.0)	(59.5)	(8.6)	(17.4)	(5.2)	(9.3)	15.2	0.7
[事業所規模]										
500人以上	100.0	14.5	69.1 (100.0)	(74.7)	(4.6)	(13.3)	(0.8)	(6.6)	15.3	0.1
100~499人	100.0	27.4	55.1 (100.0)	(68.3)	(5.8)	(17.9)	(2.4)	(5.5)	17.3	0.2
30~99人	100.0	41.0	43.8 (100.0)	(60.0)	(7.6)	(21.1)	(4.0)	(7.4)	15.2	0.0
5~29人	100.0	54.3	31.1 (100.0)	(56.4)	(7.8)	(21.3)	(3.4)	(11.1)	14.4	0.3
[労働組合の有無]										
労働組合あり	100.0	25.8	58.1 (100.0)	(65.3)	(6.6)	(16.7)	(3.8)	(7.6)	16.2	0.0
労働組合なし	100.0	60.1	25.5 (100.0)	(52.1)	(8.4)	(24.2)	(3.1)	(12.2)	14.0	0.3

・退職金制度がある事業所総数=100.0%

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(4)育児時間【昇進・昇格の決定】

(96)

	合 計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明	その他
				就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合 計	100.0 <100.0>	53.9	30.0 <53.2> (100.0) <100.0>	16.1 (53.7) <62.9>	2.1 (7.1) <5.5>	7.2 (23.9) <24.0>	1.5 (4.9) <7.6>	3.1 (10.4)	15.9 <14.8>	0.3 <1.8>	<30.2>
[産業]											
鉱業	100.0	61.4	20.1 (100.0)	11.0 (54.9)	2.5 (12.5)	3.8 (18.7)	0.3 (1.4)	2.5 (12.5)	18.6	-	
建設業	100.0	70.6	23.7 (100.0)	12.2 (51.2)	3.4 (14.1)	4.4 (18.5)	1.9 (8.2)	1.9 (7.9)	5.7	-	
製造業	100.0	62.6	23.4 (100.0)	11.7 (49.9)	1.3 (5.4)	6.6 (28.4)	1.8 (7.8)	2.0 (8.5)	13.8	0.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.2	49.2 (100.0)	42.9 (87.2)	0.8 (1.7)	4.7 (9.5)	0.8 (1.7)	- (-)	22.6	-	
情報通信業	100.0	52.7	37.3 (100.0)	21.2 (56.9)	0.1 (0.2)	7.1 (19.1)	3.1 (8.4)	5.8 (15.5)	10.0	-	
運輸業	100.0	56.8	31.3 (100.0)	17.2 (54.8)	1.9 (6.1)	8.7 (27.8)	2.1 (6.7)	1.5 (4.6)	9.9	1.9	
卸売・小売業	100.0	48.0	32.3 (100.0)	16.4 (50.7)	1.8 (5.7)	8.8 (27.3)	0.9 (2.8)	4.3 (13.5)	19.7	0.0	
金融・保険業	100.0	22.9	42.2 (100.0)	25.8 (61.2)	2.0 (4.7)	6.5 (15.5)	4.1 (9.8)	3.8 (8.9)	34.9	-	
不動産業	100.0	55.1	34.8 (100.0)	29.1 (83.4)	1.7 (4.8)	2.3 (6.6)	1.7 (4.9)	0.1 (0.3)	10.0	0.0	
飲食店、宿泊業	100.0	49.8	32.4 (100.0)	11.2 (34.7)	2.1 (6.6)	11.4 (35.3)	1.9 (6.0)	5.7 (17.5)	17.5	0.4	
医療、福祉	100.0	34.1	44.9 (100.0)	30.2 (67.1)	2.4 (5.5)	9.1 (20.3)	0.1 (0.2)	3.1 (6.9)	21.0	-	
教育、学習支援業	100.0	34.8	45.2 (100.0)	32.2 (71.2)	4.8 (10.7)	5.1 (11.2)	3.0 (6.7)	0.1 (0.1)	20.1	-	
複合サービス業	100.0	33.6	42.6 (100.0)	34.5 (81.0)	0.3 (0.7)	4.8 (11.3)	0.7 (1.7)	2.3 (5.3)	23.8	0.0	
サービス業	100.0	60.4	23.4 (100.0)	12.5 (53.4)	2.1 (9.1)	5.4 (22.9)	0.8 (3.2)	2.7 (11.4)	15.3	0.9	
[事業所規模]											
500人以上	100.0 <100.0>	17.8	60.7 <77.5> (100.0) <100.0>	43.4 (71.5) <81.1>	2.3 (3.8) <1.5>	8.8 (14.5) <12.2>	0.8 (1.3) <5.2>	5.4 (8.9)	21.4 <13.9>	0.1 <0.1>	<8.5>
100~499人	100.0 <100.0>	30.1	47.2 (100.0) <100.0>	31.7 (67.0) <70.7>	2.6 (5.5) <4.5>	8.4 (17.7) <17.9>	1.7 (3.5) <6.9>	2.9 (6.2)	22.4 <13.4>	0.2 <0.3>	<13.1>
30~99人	100.0 <100.0>	44.1	39.0 (100.0) <65.2>	21.7 (55.7) <64.7>	3.1 (8.0) <5.5>	9.4 (24.1) <21.7>	1.9 (5.0) <8.1>	2.8 (7.2)	16.9 <14.6>	0.0 <0.6>	<19.6>
5~29人	100.0 <100.0>	55.9	28.2 (100.0) <100.0>	14.8 (52.6) <62.2>	2.0 (7.1) <5.6>	6.8 (24.2) <24.7>	1.4 (5.0) <7.5>	3.2 (11.2)	15.6 <14.9>	0.3 <2.0>	<32.3>
[労働組合の有無]											
労働組合あり	100.0 <100.0>	27.0	51.8 (100.0) <100.0>	31.8 (61.3) <73.7>	2.5 (4.8) <1.3>	9.3 (17.9) <20.6>	2.4 (4.7) <4.4>	5.9 (11.3)	21.1 <9.7>	0.0 <0.2>	<11.0>
労働組合なし	100.0 <100.0>	61.8	23.5 (100.0) <100.0>	11.5 (48.7) <56.6>	2.0 (8.6) <7.9>	6.5 (27.8) <26.1>	1.2 (5.1) <8.4>	2.3 (9.8)	14.4 <16.5>	0.3 <2.3>	<36.5>

・事業所総数=100.0%
・<>は、平成9年度調査の数値である。

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(4)育児時間【昇給の決定】

(96)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している						労働者の出勤状況を考慮していない	不明	その他
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他				
合計	100.0 <100.0>	52.7	31.8 <55.8> (100.0) <100.0>	17.4 (54.7) <62.9>	2.4 (7.5) <6.6>	7.0 (21.9) <23.5>	1.5 (4.6) <7.0>	3.6 (11.2)	15.2 <13.5>	0.3 <1.8>	<28.9>
[産業]											
鉱業	100.0	56.2	25.3 (100.0)	13.5 (53.5)	2.7 (10.7)	3.8 (14.9)	2.8 (11.0)	2.5 (9.9)	18.5	-	
建設業	100.0	70.5	22.2 (100.0)	13.9 (62.6)	3.4 (15.4)	2.7 (12.3)	1.9 (8.8)	0.2 (0.9)	7.3	-	
製造業	100.0	61.2	25.4 (100.0)	12.5 (49.2)	1.4 (5.4)	8.1 (31.7)	1.4 (5.6)	2.0 (8.0)	13.1	0.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	24.7	53.6 (100.0)	45.9 (85.7)	0.8 (1.5)	4.9 (9.1)	2.0 (3.7)	- (-)	21.7	-	
情報通信業	100.0	49.0	42.6 (100.0)	26.6 (62.4)	0.1 (0.2)	7.1 (16.7)	3.1 (7.3)	5.7 (13.4)	8.4	-	
運輸業	100.0	54.7	35.5 (100.0)	21.0 (59.1)	1.5 (4.3)	7.4 (21.0)	2.1 (5.9)	3.5 (9.8)	7.9	1.9	
卸売・小売業	100.0	46.4	34.0 (100.0)	16.6 (48.9)	2.6 (7.5)	8.7 (25.7)	1.0 (2.8)	5.1 (15.0)	19.6	0.0	
金融・保険業	100.0	19.0	53.4 (100.0)	33.4 (62.6)	2.0 (3.7)	10.1 (19.0)	4.1 (7.8)	3.8 (7.0)	27.7	0.0	
不動産業	100.0	51.7	38.2 (100.0)	25.6 (57.0)	7.0 (18.2)	2.3 (6.0)	1.7 (4.4)	1.7 (4.4)	10.0	0.0	
飲食店、宿泊業	100.0	49.6	36.0 (100.0)	13.1 (36.5)	2.5 (7.0)	7.5 (21.0)	1.8 (5.1)	10.9 (30.4)	14.1	0.4	
医療、福祉	100.0	37.7	44.0 (100.0)	32.3 (73.5)	1.1 (2.6)	7.3 (16.5)	0.1 (0.2)	3.2 (7.2)	18.3	-	
教育、学習支援業	100.0	32.2	47.8 (100.0)	31.8 (66.5)	4.8 (10.1)	6.6 (13.8)	4.6 (9.5)	0.0 (0.1)	20.0	-	
複合サービス業	100.0	31.3	44.3 (100.0)	34.0 (76.6)	0.4 (0.8)	7.1 (15.9)	0.7 (1.5)	2.3 (5.1)	24.4	0.0	
サービス業	100.0	58.8	25.2 (100.0)	13.5 (53.4)	2.1 (8.4)	6.4 (25.3)	0.7 (2.9)	2.5 (10.0)	15.0	1.0	
[事業所規模]											
500人以上	100.0 <100.0>	15.0	67.7 <82.3> (100.0)	47.6 (70.3)	3.1 (4.5)	10.4 (15.3)	0.8 (1.2)	5.8 (8.6)	17.1 <10.7>	0.2 <0.1>	<7.0>
100~499人	100.0 <100.0>	27.5	52.0 <76.3> (100.0)	35.3 (68.0)	2.7 (5.3)	9.0 (17.3)	1.8 (3.4)	3.1 (6.0)	20.2 <10.9>	0.3 <0.3>	<12.4>
30~99人	100.0 <100.0>	42.8	41.2 <67.4> (100.0)	23.7 (57.5)	3.3 (7.9)	9.0 (21.9)	2.0 (4.8)	3.2 (7.8)	15.9 <13.3>	0.1 <0.6>	<18.7>
5~29人	100.0 <100.0>	54.8	29.9 <53.4> (100.0)	16.0 (53.4)	2.3 (7.6)	6.6 (22.2)	1.4 (4.7)	3.6 (12.1)	15.0 <13.6>	0.3 <2.0>	<31.0>
不明	100.0	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	100.0	-	
[労働組合の有無]											
労働組合あり	100.0 <100.0>	25.0	56.6 <80.1> (100.0)	35.3 (62.4)	2.5 (4.4)	10.6 (18.7)	2.5 (4.3)	5.8 (10.2)	18.4 <8.9>	0.0 <0.2>	<10.8>
労働組合なし	100.0 <100.0>	60.8	24.5 <47.8> (100.0)	12.1 (49.5)	2.4 (9.7)	5.9 (24.2)	1.2 (4.8)	2.9 (11.9)	14.3 <15.0>	0.4 <2.3>	<34.9>
不明	-	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-	

・事業所総数=100.0%

・<>は、平成9年度調査の数値である。

第25表 母性保護措置等による不就業期間の取扱い別事業所割合

(4)育児時間[退職金の算定]

(%)

	合計	特に決めていない	労働者の出勤状況を考慮している					労働者の出勤状況を考慮していない	不明	
			就業したものとみなす	一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	就業すべき日数として取り扱っていない	その他			
合計	100.0	50.2	35.0 (100.0)	(59.9)	(4.7)	(20.3)	(4.5)	(10.6)	14.6	0.3
〔産業〕										
総業	100.0	56.8	26.4 (100.0)	(56.0)	(0.2)	(33.0)	(10.9)	(-)	16.8	-
建設業	100.0	73.1	17.3 (100.0)	(69.2)	(1.0)	(7.5)	(11.2)	(11.1)	9.6	0.0
製造業	100.0	59.5	28.6 (100.0)	(59.1)	(3.8)	(26.4)	(5.0)	(5.7)	11.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.3	54.2 (100.0)	(87.7)	(3.0)	(5.7)	(3.7)	(-)	22.5	-
情報通信業	100.0	33.0	54.8 (100.0)	(52.5)	(0.8)	(28.9)	(6.4)	(11.4)	12.1	0.1
運輸業	100.0	51.6	38.3 (100.0)	(62.5)	(2.6)	(21.6)	(5.6)	(7.8)	8.2	2.0
卸売・小売業	100.0	42.0	39.1 (100.0)	(54.3)	(4.8)	(26.1)	(2.6)	(12.3)	18.9	0.0
金融・保険業	100.0	16.2	57.7 (100.0)	(75.1)	(3.4)	(10.6)	(3.8)	(7.1)	26.1	-
不動産業	100.0	51.2	41.5 (100.0)	(64.8)	(13.9)	(9.0)	(4.1)	(8.2)	7.2	-
飲食店、宿泊業	100.0	50.9	42.6 (100.0)	(41.5)	(8.9)	(20.5)	(5.0)	(24.1)	6.1	0.4
医療、福祉	100.0	32.7	50.7 (100.0)	(66.3)	(2.8)	(21.5)	(-)	(9.4)	16.7	-
教育、学習支援業	100.0	26.3	52.9 (100.0)	(69.2)	(6.3)	(15.6)	(8.9)	(-)	20.8	-
複合サービス業	100.0	32.4	53.0 (100.0)	(69.2)	(4.0)	(14.1)	(1.3)	(11.4)	14.6	0.0
サービス業	100.0	54.1	28.7 (100.0)	(65.2)	(6.2)	(15.6)	(5.4)	(7.6)	16.2	1.0
〔事業所規模〕										
500人以上	100.0	10.2	73.5 (100.0)	(79.6)	(3.8)	(10.2)	(0.8)	(5.6)	16.3	0.1
100~499人	100.0	22.9	59.6 (100.0)	(73.6)	(4.9)	(15.5)	(2.2)	(3.8)	17.3	0.2
30~99人	100.0	37.6	47.2 (100.0)	(63.0)	(6.3)	(20.8)	(3.9)	(6.1)	15.2	0.1
5~29人	100.0	52.8	32.5 (100.0)	(58.5)	(4.3)	(20.6)	(4.7)	(11.9)	14.4	0.3
〔労働組合の有無〕										
労働組合あり	100.0	22.6	61.2 (100.0)	(68.0)	(3.3)	(15.6)	(5.7)	(7.3)	16.2	0.0
労働組合なし	100.0	59.7	26.9 (100.0)	(54.2)	(5.6)	(23.6)	(3.6)	(12.9)	14.0	0.4

・退職金制度がある事業所総数=100.0%

第26表 男女別育児休業取得者割合

(%)

	育児休業取得者計			出産した女性労働者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業者の割合
		女性	男性		
合計	100.0 《100.0》	96.1 《98.1》	3.9 《1.9》	70.6 《64.0》	0.56 《0.33》
[産業]					
鉱業	100.0	100.0	-	5.4	-
建設業	100.0	100.0	-	87.7	-
製造業	100.0	96.0	4.0	79.2	0.70
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.8	0.2	87.2	0.03
情報通信業	100.0	99.8	0.2	90.9	0.05
運輸業	100.0	82.8	17.2	54.9	1.04
卸売・小売業	100.0	99.1	0.9	41.3	0.08
金融・保険業	100.0	100.0	-	84.8	-
不動産業	100.0	100.0	-	69.4	-
飲食店、宿泊業	100.0	77.0	23.0	93.5	1.06
医療、福祉	100.0	99.6	0.4	86.7	0.61
教育、学習支援業	100.0	99.6	0.4	88.3	0.13
複合サービス業	100.0	100.0	-	83.9	-
サービス業	100.0	89.9	10.1	62.8	1.49
[事業所規模]					
500人以上	100.0 《100.0》	99.6 《99.5》	0.4 《0.5》	83.2 《77.2》	0.11 《0.13》
100～499人	100.0 《100.0》	98.7 《99.7》	1.3 《0.3》	83.0 《75.9》	0.37 《0.06》
30～99人	100.0 《100.0》	96.4 《99.9》	3.6 《0.1》	69.5 《64.2》	0.59 《0.02》
5～29人	100.0 《100.0》	92.8 《95.7》	7.2 《4.3》	60.2 《55.6》	0.66 《0.53》
30人以上〔再掲〕	100.0 《100.0》	98.1 《99.8》	1.9 《0.2》	78.0 《71.2》	0.43 《0.05》
[労働組合の有無]					
労働組合あり	100.0	97.4	2.6	64.8	0.30
労働組合なし	100.0	95.2	4.8	75.5	0.84

・全事業所において、平成15年度1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)に占める平成16年10月1日までの間に育児休業を開始した者の割合である。

・《 》 は、平成14年度調査の数値である。

第27表 育児のための勤務時間短縮等の措置の有無・最長利用期間別事業所割合

(96)

	合計	勤務時間短縮等の措置の割合あり	最長利用期間						不明	【再掲】 「小学校就学の始期に達するまで」以上	勤務時間短縮等の措置の割合なし	不明
			～3歳に達するまで	3歳～小学校就学前	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校低学年(3年生又は10歳)	小学校低学年～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能				
合計	100.0 《100.0》	41.9 《50.6》 (100.0) 《100.0》	(69.2) 《76.6》	(5.5) 《4.0》	(20.5) 《15.0》	(1.0) 《0.9》	(0.1) 《0.6》	(3.4) 《2.4》	(0.3) 《0.4》	10.5 《9.6》 (25.0) 《18.9》	58.0 《49.3》	0.0 《0.0》
【産業】												
鉱業	100.0	31.6 (100.0)	(79.9)	(1.4)	(10.8)	(-)	(-)	(7.9)	(-)	5.9 (18.7)	68.4	-
建設業	100.0	36.3 (100.0)	(67.5)	(0.9)	(22.1)	(0.0)	(0.0)	(9.5)	(-)	11.5 (31.6)	63.7	-
製造業	100.0	35.0 (100.0)	(74.2)	(7.0)	(14.4)	(1.4)	(0.3)	(1.8)	(0.8)	6.3 (18.0)	64.9	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	63.8 (100.0)	(41.0)	(17.0)	(40.1)	(1.4)	(0.5)	(-)	(-)	35.2 (42.0)	16.2	-
情報通信業	100.0	55.4 (100.0)	(73.5)	(2.4)	(18.6)	(4.6)	(0.5)	(0.4)	(-)	13.4 (24.1)	44.6	-
運輸業	100.0	40.3 (100.0)	(69.3)	(2.3)	(20.9)	(1.0)	(-)	(6.4)	(-)	11.4 (28.3)	59.7	-
卸売・小売業	100.0	40.7 (100.0)	(62.0)	(8.3)	(27.6)	(0.2)	(0.2)	(1.8)	(-)	12.1 (29.8)	59.3	-
金融・保険業	100.0	74.4 (100.0)	(78.5)	(2.8)	(16.0)	(0.0)	(-)	(0.2)	(2.4)	12.1 (16.3)	25.6	-
不動産業	100.0	44.4 (100.0)	(70.5)	(5.8)	(23.5)	(-)	(-)	(0.2)	(-)	10.5 (23.7)	55.6	-
飲食店、宿泊業	100.0	47.2 (100.0)	(77.7)	(1.7)	(12.5)	(3.6)	(-)	(4.5)	(0.0)	9.7 (20.6)	52.8	-
医療、福祉	100.0	47.6 (100.0)	(76.4)	(4.7)	(15.6)	(-)	(-)	(3.3)	(-)	9.0 (18.9)	52.4	-
教育、学習支援業	100.0	44.0 (100.0)	(85.4)	(0.5)	(10.1)	(4.0)	(-)	(-)	(-)	6.2 (14.1)	56.0	-
複合サービス業	100.0	54.9 (100.0)	(64.9)	(0.6)	(33.9)	(-)	(-)	(0.6)	(-)	19.0 (34.5)	45.1	-
サービス業	100.0	40.9 (100.0)	(66.1)	(9.9)	(18.6)	(1.3)	(0.3)	(3.7)	(0.1)	9.8 (23.9)	59.1	0.0
【事業所規模】												
500人以上	100.0 《100.0》	88.8 《93.4》 (100.0)	(55.3) 《54.8》	(8.5) 《6.5》	(26.3) 《25.6》	(8.8) 《4.1》	(0.3) 《1.8》	(0.5) 《7.3》	(0.3) 《-》	31.9 《36.2》 (35.9) 《38.7》	11.2 《6.6》	- 《-》
100～499人	100.0 《100.0》	73.5 《81.9》 (100.0)	(63.9) 《65.3》	(6.1) 《5.0》	(27.0) 《23.6》	(1.6) 《1.6》	(0.4) 《0.7》	(0.9) 《3.6》	(0.1) 《0.2》	22.0 《24.2》 (29.9) 《29.5》	26.4 《18.1》	0.0 《-》
30～99人	100.0 《100.0》	57.5 《64.0》 (100.0)	(73.6) 《74.5》	(5.0) 《3.9》	(18.3) 《15.5》	(1.2) 《0.5》	(0.7) 《1.0》	(1.2) 《4.5》	(0.0) 《0.1》	12.2 《13.7》 (21.3) 《21.5》	42.5 《35.9》	0.1 《0.1》
5～29人	100.0 《100.0》	38.9 《47.2》 (100.0)	(68.6) 《78.0》	(5.6) 《3.9》	(20.6) 《14.3》	(0.8) 《0.9》	(0.0) 《0.6》	(4.0) 《1.9》	(0.3) 《0.5》	9.9 《8.3》 (25.4) 《17.6》	61.1 《52.8》	- 《0.0》
30人以上【再掲】	100.0 《100.0》	60.7 《67.6》 (100.0)	(71.2) 《72.1》	(5.3) 《4.2》	(20.3) 《17.4》	(1.4) 《0.8》	(0.6) 《0.9》	(1.1) 《4.4》	(0.0) 《0.1》	14.2 《15.9》 (23.4) 《23.5》	38.3 《32.4》	0.1 《0.1》
【労働組合の有無】												
労働組合あり	100.0 《100.0》	71.9 《82.9》 (100.0)	(66.6) 《70.7》	(8.1) 《5.6》	(23.2) 《18.6》	(0.9) 《2.5》	(0.1) 《0.2》	(0.7) 《2.3》	(0.4) 《-》	17.9 《19.6》 (24.9) 《23.6》	28.1 《17.0》	0.0 《0.0》
労働組合なし	100.0 《100.0》	33.1 《42.3》 (100.0)	(70.8) 《79.9》	(3.9) 《3.1》	(18.8) 《13.0》	(1.0) 《0.0》	(0.2) 《0.9》	(5.1) 《2.5》	(0.2) 《0.7》	8.3 《6.9》 (25.1) 《16.4》	66.8 《57.7》	0.0 《0.0》

・事業所総数=100.0%
・《 》 は、平成14年度調査の数値である。

第28表 子の看護休暇制度の有無別事業所割合

(%)

	合計			不明
	あり	なし		
合計	100.0 《100.0》	26.5 《10.3》	73.2 《89.7》	0.3
〔産業〕				
鉱業	100.0	17.4	82.6	-
建設業	100.0	23.5	74.9	1.7
製造業	100.0	20.6	79.4	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	52.8	47.2	-
情報通信業	100.0	21.9	78.1	-
運輸業	100.0	28.0	72.0	-
卸売・小売業	100.0	25.5	74.5	-
金融・保険業	100.0	43.9	56.1	-
不動産業	100.0	32.8	67.2	-
飲食店、宿泊業	100.0	38.6	61.4	-
医療、福祉	100.0	31.8	68.2	-
教育、学習支援業	100.0	26.2	73.8	-
複合サービス業	100.0	35.0	65.0	-
サービス業	100.0	23.2	76.8	0.0
〔事業所規模〕				
500人以上	100.0 《100.0》	59.7 《20.8》	40.3 《79.2》	-
100～499人	100.0 《100.0》	39.8 《14.5》	60.1 《85.5》	0.0
30～99人	100.0 《100.0》	32.9 《8.6》	67.1 《91.4》	0.0
5～29人	100.0 《100.0》	25.2 《10.4》	74.5 《89.6》	0.3
30人以上〔再掲〕	100.0 《100.0》	34.4 《9.8》	65.6 《90.2》	0.0
〔労働組合の有無〕				
労働組合あり	100.0	46.6	53.4	-
労働組合なし	100.0	20.6	79.1	0.3

・事業所総数＝100.0%

・《 》 は、平成14年度調査の数値である。

平成16年度女性雇用管理基本調査票

総務省承認番号 No. 2 5 8 3 1
承認期限 平成17年3月31日まで

※都道府県番号	※事業所一連番号	※産業分類番号

※印欄は記入しないでください。

平成16年度女性雇用管理基本調査 母性保護等実施状況調査票

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

この調査の結果は、母性の健康管理に関する施策の推進のために活用されます。
調査票は、統計以外の目的に使用されることは絶対にありませんので、事実をありのまま記入してください。

【 記入上の注意 】

- 1 黒のインク又はボールペンを使用し、選択肢のうち白色の番号欄については、該当するものの番号を1つだけ、灰色の網掛けとなっている番号欄については該当するものの番号を全て○で囲んでください。人数を記入する際、該当者がいない場合は「0」を記入してください。
- 2 この調査は、事業所を単位として行います。特に断りのない限り貴事業所の状況を記入してください。
- 3 この調査は、常用労働者（注1）を対象として行います。したがって、パートタイマー等と呼ばれている労働者であっても、要件に該当する者であれば常用労働者に含みます。
- 4 この調査は、特に断りのない限り平成16年10月1日現在の状況を記入してください。
- 5 記入の終わった調査票は、平成16年10月31日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- 6 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記都道府県労働局雇用均等室又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課（電話03-5253-1111、内線7837、7834）までお問い合わせください。

問い合わせ先（都道府県労働局雇用均等室）	調査票記入者	所属部課	
		電話番号	() 内線
		氏名	

I 事業所の属性に関する事項

事業所在地 変更や誤りがあった場合には、お手数ですが訂正内容を直接書き込んでください。→	(シール貼付欄)				主な事業内容又は主要製品	
					労働組合の有無	
				有	無	
				1	2	
事業所の常用労働者数 (平成16年10月1日現在) (注1)	男女計		女性	うち有配偶者		
		人	人	人		
企業全体の常用労働者数 (平成16年10月1日現在) (注1)	~29人	30~99人	100~299人	300~999人	1,000~4,999人	5,000人以上
	1	2	3	4	5	6

(注1) 常用労働者とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 臨時又は日雇労働者等で、調査日前2か月（平成16年8月、9月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。）

労働基準法では、女性労働者の母性等の保護のため次のように定めています。

1. 産前・産後休業（第65条第1項及び第2項）

産前は女性が請求した場合に6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間、女性を就業させることはできません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し医師が支障ないと認めた業務については就業させることができます。

2. 育児時間（第67条）

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができます。

※ 労働基準法の規定に基づく「育児時間」と育児・介護休業法に規定する「育児のための勤務時間の短縮等の措置等」とは、異なる目的による別の措置であり、それぞれを実施する必要があります。

3. 生理休暇（第68条）

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させることはできません。

（この他、「妊婦の軽易業務転換（第65条第3項）」、「妊産婦等の危険有害業務の就業制限（第64条の3）」、「妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限（第66条第1項）」、「妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限（第66条第2項及び第3項）」についても定められています。）

男女雇用機会均等法では、働く妊産婦の母性健康管理について次のように定めています。

4. 事業主は、女性労働者が妊産婦のための健康診査等を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません（第22条関係）

①妊娠中の健康診査等の回数（ただし、主治医等がこれと異なる指示をした場合はその指示による。）

妊娠23週までは4週間に1回

妊娠24週から35週までは2週間に1回

妊娠36週以後出産までは1週間に1回

②産後（出産後1年以内）の健康診査等については、主治医等の指示に従って必要な時間を確保する。

5. 事業主は、女性労働者からの「母性健康管理指導事項連絡カード」の提出等により、健康診査等の結果主治医等から指導を受けた旨の申し出があった場合には、同カードの記載内容等に沿って必要な措置を講じなければなりません（第23条関係）

・指導事項に応じた措置には次のようなものが考えられます。

①妊娠中の通勤緩和 → 時差通勤、勤務時間の短縮等の措置

②妊娠中の休憩 → 休憩時間の延長、休憩回数の増加等の措置

③妊娠中又は出産後の症状等への対応 → 作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の措置

<※ ③の措置は、妊娠中のつわり、貧血、切迫流産、妊娠中毒症等や、出産後の回復不全に対する措置をいいます。>

・主治医等の具体的な指導がない場合や必要な措置が不明確な場合は、事業主は、女性労働者を介して主治医等と連絡を取ったり、産業医等の産業保健スタッフに相談するなどして適切な措置を取って下さい。

II 事業所における母性保護制度の内容

問1 産前産後休業について (☆ 左ページ 1 を参照)

- (1) 休業期間 (2) 休業中の賃金 (3) 賃金以外の名目で事業所が支給する出産祝金等 (注3)

① 単胎妊娠

法定どおり	1
法律を上回る	2
規定あり	

② 多胎妊娠

法定どおり	1
法律を上回る	2
規定あり	

有給	全期間100%支給	1
	その他	2
無給	給	3

あり	1
なし	2

(注2) 社会保険給付のみの場合は無給としてください。

(注3) 事業所の親睦会・共済会等からの支給は除かれます。

問2 育児時間について (☆ 左ページ 2 を参照)

(1) 適用範囲

女性のみ 請求できる	男女とも 請求できる
1	2

(2) 1日の時間

1日2回 各30分	1日2回 各45分	1日1回 60分	1日1回 90分	必要とさ れる時間	その他
1	2	3	4	5	6

(3) 期間

生後1年 まで	生後1年 を超える
1	2

(4) 育児時間中の賃金

有給	全期間100%支給	1
	その他	2
無給	給	3

問3 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置について (☆ 左ページ 3 を参照)

(1) 休暇中の賃金 (2) 有給日数

有給	1	→	月経時ごとに有給日数を定めている					年間を通して有給日数を定めている		
無給	2		1日未満	1日	2日	3日以上	必要とされる日数	13日以下	14日以上	その他
			1	2	3	4	5	6	7	8

III 事業所における母性健康管理の内容 (☆ 左ページ 4、5 を参照)

問4 妊産婦が健康診査及び保健指導を受けるために必要な時間の確保 (以下、「通院休暇」という。)のための休暇付与単位に関する規定について

規定あり					規定なし
1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他	
1	2	3	4	5	6

問5 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定について

(1) 規定の内容

規定あり	時差通勤	1
	勤務時間の短縮	2
	通勤手段や通勤経路の変更	3
	その他	4
規定なし		5

(2) 1日の短縮時間

30分以内	1
30分を超え60分以内	2
60分を超える	3
必要とされる時間	4

<1~4については、該当するもの全てに○をつけてください>

「母性健康管理指導事項連絡カード」について

「母性健康管理指導事項連絡カード」とは、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードです。

このカードについては、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に様式が定められており、事業主は、当指針において利用に努めることとされています。

問6 妊娠中の休憩に関する措置の規定について

(1) 規定の内容 <1~4については、該当するもの全てに○をつけてください>

規定あり				規定なし
休憩時間の延長	休憩回数の増加	休憩時間帯の変更	必要に応じた休憩	
1	2	3	4	5

(2) 環境整備のための設備の有無 <1~4については、該当するもの全てに○をつけてください>

休憩室がある	作業場の近くに椅子を設置している	横になるための長椅子等を設置している	その他	設備なし
1	2	3	4	5

問7 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に関する規定について

(1) 規定の内容

規定あり	作業の制限	1
	勤務時間の短縮	2
	休業	3
	その他	4
規定なし		5

1~4については、該当するもの全てに○をつけてください

(2) 1日の短縮時間

30分以内	1
30分を超え60分以内	2
60分を超える	3
必要とされる時間	4

(3) 休業日数 (妊産婦が通算して取得できる日数をお答え下さい)

1~7日	1
8~14日	2
15~21日	3
22日以上	4
必要とされる日数	5

問8 賃金の有無について

	通院休暇	通勤緩和のための勤務時間短縮	妊娠中の休憩に関する措置	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置	
				勤務時間の短縮	休業
有給	1	1	1	1	1
全期間100%支給				1	1
その他	2	2	2	2	2
無給	3	3	3	3	3

問9 通院休暇、通勤緩和措置、休憩に関する措置、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の申請時に必要な書類について

(1) 申請時に必要な書類 <1~5については、申請時に必要な書類として認めているもの全てに○をつけてください>

	通院休暇	通勤緩和	妊娠中の休憩	作業の制限	勤務時間の短縮	休業
母性健康管理指導事項連絡カード(注4)等(健康診査・保健指導申請書)	1	1	1	1	1	1
事業所所定の申請書	2	2	2	2	2	2
医師の診断書	3	3	3	3	3	3
母子健康手帳の写し	4	4	4	4	4	4
その他	5	5	5	5	5	5
書類不要(口頭)	6	6	6	6	6	6

(注4) 左ページを参照。

(2) 「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用状況について(平成15年4月1日~平成16年3月31日の1年間の状況)

①カードを利用した申請の有無

カードを利用した申請があった	1
カードを利用した申請はなかった	2

②人数

→ 人

IV 母性保護等実施状況

問10 出産予定者、出産者の有無、妊娠・出産による退職者の有無について

(1) 出産予定者

平成15年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間。以下、同じ。)に出産予定であった者

あり	1	→ 出産予定者	人
なし	2		

(2) 妊娠・出産による退職者(出産前)

出産予定者のうち、出産前に退職した者	
産前休業取得前	産前休業中
人	人

(注5) 出産予定者には、出産者及び出産予定であって出産前に退職した者を含めてください。

(注6) 15年度中に出産予定であった者が、14年度中に退職した場合を含めてください。

(3) 出産者(平成15年度中、在職中に出産した者)

あり	1	→ 出産者	人
なし	2	→ うち多胎出産	人

(4) 妊娠・出産による退職者(出産後)

出産者のうち、出産後に退職した者	
産後休業中	産後休業終了後
人	人

問15へ

(注7) 1. 出産とは、妊娠12週を超える分娩をいひ、死産も含みます。
2. 多胎出産とは、双子以上の出産をいひます。

(注8) 15年度中に出産した者が、16年10月1日までに退職した場合を含めてください。

問11～問14は、問10(3)で出産者「あり」と回答した事業所のみお答えください。

産前産後休業の日数は、貴事業所の休日を含め、暦日に従って計算し、実際に取得した休業日数別に記入してください。

問11 産前休業取得者数及び休業日数について (産前休業中に退職した者は除きます。)

産前休業取得者	7日以内	8~21日	22~35日	36~42日	43~56日	57~77日	78~98日	99日以上	計	延休業日数
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日
うち多胎出産	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日

(注9) 1. 出産当日は、産前休業として計算してください。従って、最低1日の休業日があります。
2. 平成15年3月31日以前より引き続き産前休業を取得した場合は、引き続いた休業日数も含めてください。
3. 分娩予定日より遅れて出産した場合、予定日から出産当日までの間は産前休業として取り扱います。

問12 産後休業取得者数及び休業日数について (産後休業中に退職した者は除きます。)

産後休業取得者	42~55日	56日	57~63日	64~70日	71日以上	計	延休業日数
計	人	人	人	人	人	人	日
うち多胎出産	人	人	人	人	人	人	日

問 13 産前・産後休業終了後、育児休業を取得せず直ちに職場復帰した休業取得者の配置状況について

(1) 配置状況

原職	人
原職相当職	人
原職又は原職相当職以外	人

(2) (1)で原職以外に配置した場合の本人の希望の有無

全員、本人の希望による	1
本人の希望でなかった者もいた	2

(3) 本人の希望でなかった場合の理由

ポストが廃止された	1
すでに代替要員が補充されていた	2
通常的人事異動の一環	3
その他	4

<該当者のない場合は各欄「0」とご記入ください>

<該当するもの全てに〇をつけてください>

問 14 育児時間請求者について (出産後も引き続き勤務し、育児時間を請求した者。平成 15 年度の 1 年間に出生して平成 16 年 4 月 1 日以降に請求した場合も含まれます。)

(1) 請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

(2) 請求状況

1日2回 各 30分	1日2回 各 45分	1日1回 60分	1日1回 90分	必要とされる時間	その他
人	人	人	人	人	人

問 15 生理日の就業が著しく困難な女性の休暇の請求状況について (平成 15 年度の 1 年間の状況)

(1) 請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

(2) 請求状況

請求実人員数 年間に同一人が何回請求しても 1 人として計算する	請求延回数 (注 10) 1 回の生理時に何回休んでも回数は 1 回と計算する	請求延日数 (注 11) 請求した休暇日数の総計
人	回	日

(注 10) 貴事業所の女性常用労働者全員の 1 年間の請求延回数をご記入下さい。

(注 11) 貴事業所の女性常用労働者全員の 1 年間の請求延日数をご記入下さい。また、時間単位の請求の場合は、所定内労働時間で除して日に換算し、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで記入してください。

(例: 3 時間の生理休暇、所定内労働時間は 8 時間の場合 → $3 \div 8 = 0.375 \rightarrow$ 「0.4」)

V 母性健康管理実施状況

問 16 は、問 10(1)もしくは(3)で、平成 15 年度中の状況について出産 (予定) 者「あり」と回答した事業所のみお答え下さい。なお、平成 16 年 4 月 1 日以降の請求者も「請求者あり」に含まれます。

問 16 妊娠中及び出産後の健康管理に関する制度の利用状況について

(1) 妊産婦の通院休暇について

① 請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

② 請求状況

請求者数	請求延回数 (注 12)
人	回

③ 付与単位

1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他
人	人	人	人	人

(注 12) 貴事業所の出産 (予定) 者全員の請求延回数をご記入下さい。

(2) 妊娠中の通勤緩和の措置について

① 請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

② 措置の内容

時差通勤	人
勤務時間の短縮	人
通勤手段や通勤経路の変更	人
その他	人

③ 短縮時間

30分以内	30分を超え 60分以内	60分を超える
人	人	人

「機会均等推進責任者」について

「機会均等推進責任者」とは、事業所において人事労務管理の方針の決定に携わる方を機会均等推進責任者として選任し、都道府県労働局雇用均等室あて届け出をしていただいているもので、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力発揮しやすい職場環境を作るという役割を担う方として、必要な取組を推進していただいています。

「母性健康管理指導医」について

「母性健康管理指導医」とは、厚生労働大臣により委嘱されている医師で、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護に関して専門的な立場から助言、指導等を行っています。

(3) 妊娠中の休憩に関する措置について

①請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

②人数

→

人

(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置について

①作業の制限

ア 請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

イ 制限の内容別の人数

業務負担の軽減	人
負担の少ない業務への転換	人
その他の制限	人

②勤務時間の短縮

ア 請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

イ 勤務時間短縮の時間別人数

30分以内	30分を超え 60分以内	60分を超える
人	人	人

③休業

ア 請求者の有無

請求者あり	1
請求者なし	2

イ 休業状況

請求者数	休業延日数 (注13)
人	日

(注13) 1人の者が数回断続的に取得した場合は、その合計日数を記入してください。

★ 以下、問17～問21は、全ての事業所がお答えください。

問17 妊産婦の健康管理に関する相談体制について<該当するもの全てに○をつけてください>

(1) 妊産婦からの相談担当者

人事管理部門の担当者 (機会均等推進責任者を含む (注14))	1
健康管理部門の担当者	2
所属先 (直属) の上司	3
衛生管理者	4
産業医	5
職場に配置している保健師又は看護師	6
その他	7
特になし	8

(2) 事業主が相談する者又は機関

産業医	1
職場に配置している保健師又は看護師	2
妊産婦本人の主治医	3
事業所提携の産婦人科医	4
労働局雇用均等室又は母性健康管理指導医 (注14)	5
地域産業保健センター又は都道府県産業保健推進センター	6
事業主団体	7
その他	8
特になし	9

(注14) 左ページを参照。

育児・介護休業法では、「育児休業」、「育児のための勤務時間短縮等の措置等」、「子の看護休暇制度」について次のように定めています。

1. 育児休業（第5～9条）

1歳未満の子を養育する男女労働者から申し出があれば、事業主は、育児休業を与えなければなりません。

妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは男性労働者も育児休業を取得することができます。

事業主は、育児休業の申し出をしたこと又は育児休業をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

2. 育児のための勤務時間短縮等の措置等（第23条、第24条）

労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置をいいます。

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者については、①「短時間勤務制度」②「育児のためのフレックスタイム制度」③「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」④「所定外労働をさせない制度」⑤「託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与」⑥「育児休業の制度に準ずる措置」の措置を1つ以上講じることが必要です。

また、事業主は、3歳から小学校入学までの子を養育する男女労働者については、これらの措置を講ずるよう努めなければなりません。

3. 子の看護休暇制度（第25条）

負傷し、又は疾病にかかった子の世話を行う労働者に与えられる休暇をいいます。

労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、労働者とその子の看護を行うという目的のために使用できる休暇制度をいいます。また、例えば家族看護休暇制度など子の看護に限定されない休暇制度を含みます。

失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対して最低保障日数を置く等これらの労働者が子の看護のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けていけば該当します。

問18 昇進・昇格の決定等に関して、産前産後休業、妊娠中又は出産後の症状等に対応する休暇、育児時間及び生理休暇を取得したことによる不就業期間の取扱い。

事項	昇進・昇格の決定					昇給の決定					退職金の算定							
	産前産後休業	妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業	妊娠中の短縮	妊娠中及び出産後の症状等に対応する勤務時間	育児時間	生理休暇	産前産後休業	妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業	妊娠中の短縮	妊娠中及び出産後の症状等に対応する勤務時間	育児時間	生理休暇	産前産後休業	妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業	妊娠中の短縮	妊娠中及び出産後の症状等に対応する勤務時間	育児時間	生理休暇
不就業期間の取扱い																		
退職金制度がない											1							
労働者の出勤状況を考慮していない	2										2							
労働者の出勤状況を考慮している	不就業期間を就業したものとみなす	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	不就業期間とする	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	その他	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
特に決めていない	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

VI 仕事と育児の両立に関する事項について

問19 出産者数（男性は配偶者が出産した者の数）及び育児休業を開始した者の数（現在貴事業所に育児休業制度の規定がない場合もお答えください。）（☆ 左ページ 1 を参照）

平成15年度の1年間の出産者数 (男性の場合は、配偶者が出産した者の数を記入してください。)	女性(注15)	男性
	人	人
出産者のうち平成16年10月1日までの間に育児休業を開始した者の数 (育児休業開始予定の申出をしている者を含みます。)	うち	うち
	人	人

(注15) 問10(3)「出産者」欄と同じ人数をご記入ください。

問20 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及びその内容 (☆ 左ページ 2 を参照)

(1) 制度の有無 → (2) 最長で子が何歳になるまで利用できるか

あり	1	～3歳に達するまで	3歳～小学校就学前(注16)	小学校就学の始期に達するまで(注16)	小学校入学～小学校低学年(3年生又は10歳)まで	小学校低学年～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能
なし	2	1	2	3	4	5	6

(注16) 4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合には「2」を、「小学校の就学の始期に達するまで」としている場合には「3」を選択してください。

問21 子の看護のための休暇の措置の制度の有無 (☆ 左ページ 3 を参照)

あり	1
なし	2

これで調査は終了です。同封の返信用封筒によりお早めにご返送下さい。
お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。

平成17年12月発行

平成16年度女性雇用管理基本調査結果報告書
雇用均等・児童家庭局調査資料No.2

発行 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2

